

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月3日

案件名	「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」の改訂について							
所管	財政	局区	部	公共建築・アセットマネジメント推進	課	担当者	内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	改修スケジュールの見直しによる計画期間内の事業費比較 計画策定時の事業費 約850億円 計画改訂に伴う事業費 約505億円 事業効果 約345億円						
	効果測定指標				施策番号	46		
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	事業効果 年度目標							

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	令和6年3月の計画改訂 長寿命化工事等の優先度の設定に劣化状況の実態の取入 施設の運用や特性を踏まえた改修方針の整理 令和6年度以降の改修計画の見直しによる実施予定一覧表の更新
--	---

決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。
-------------------------	-------------

事案概要

施設の老朽化や更新に対し、計画的な維持・保全を実施することにより、長期にわたり安全で快適に供用することを目的として、財政負担の軽減と平準化を図るために策定した「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」について、以下の目的により計画の改訂をするもの。

【改訂の目的】

- ・本計画策定後における、市の行財政運営や新たな取組等による各事業計画・在り方との整合を図るため。
- ・各施設の老朽化の実態に則した令和6年度から令和11年度までの改修計画を整備するため。
- ・財政負担の軽減と平準化の見直しをするため。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	庁内調整 5/17 長寿命化計画改訂に伴う計画概要等説明会 8/3 公共施設マネジメント検討調整会議(公共建築物作業部会) 8/28 公共施設マネジメント検討調整会議 9/6 庁議(調整会議) 10月 庁議(決定会議) 12月 部会 12月～1月 パブリックコメント 計画						
	事業実施						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)		4,834,341	2,608,284	6,729,031	8,629,838	12,376,557	11,356,127	8,798,246
うち任意分								
特財	国、県支出金	600	0	5,000	55,473	996,221	1,038,381	153,139
	地方債	3,577,700	1,904,700	5,764,435	7,440,686	9,405,203	8,283,573	7,158,023
	その他	302,036	103,219	225,697	215,631	307,339	63,894	26,860
一般財源		954,005	600,365	733,899	918,048	1,667,794	1,970,279	1,460,224
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		954,005	600,365	733,899	918,048	1,667,794	1,970,279	1,460,224
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	長寿命化事業費で確保							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工	B	個別事業ごとに判断							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
							○		
		○		○					

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	あり	時期	令和5年12月	議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
計画改訂に伴う概要等説明会 (各局・部の筆頭課、施設所管課等)	令和5年5月17日 「一般公共建築物長寿命化計画」改訂に伴う計画概要等説明会の実施 ・計画改訂内容、改修工事の実施時期等の調整について説明し、意見集約
関係課担当者打合せ会議 (政策課、財政課、住宅課、学校施設課、アセットマネジメント推進課、公共建築課)	令和5年5月23日 関係課担当者打合せ会議の実施 ・改訂内容の擦り合わせ、庁議の必要性について意見交換を実施
関係課打合せ会議 (政策課、財政課、住宅課、学校施設課、アセットマネジメント推進課、公共建築課)	令和5年7月11日 関係課打合せ会議の実施 ・改訂内容の擦り合わせ、庁議に係るスケジュール調整を実施
公共施設マネジメント検討調整会議 公共建築物作業部会 (作業部会構成課)	令和5年8月3日 第8回公共施設マネジメント検討調整会議 公共建築物作業部会の実施 ・長寿命化計画の改訂について承認
庁議に向けた関係課担当者打合せ (政策課、アセットマネジメント推進課、公共建築課)	令和5年8月24日 関係課担当者打合せの実施 ・改訂内容、事案調書、説明資料について打ち合わせを実施し、調整会議後の決定会議及びパブリックコメントの必要性について確認
庁議に向けた関係課担当者打合せ (総務法制課、アセットマネジメント推進課、公共建築課)	令和5年8月25日 関係課担当者打合せの実施 ・部会の必要性、部会に向けた調整スケジュールについて確認
公共施設マネジメント検討調整会議 (検討調整会議構成課)	令和5年8月28日 第18回公共施設マネジメント検討調整会議の実施 ・長寿命化計画の改訂について承認
備 考	公共施設マネジメント検討調整会議構成課
	政策課、総務法制課、財政課、管財課、危機管理課、区政推進課、健康福祉総務室
	こども・若者政策課、地域経済政策課、清掃施設課、都市建設総務室、住宅課
	緑区役所区政策課、中央区役所区政策課、南区役所区政策課、教育総務室、学校施設課 消防総務課、アセットマネジメント推進課、公共建築課

庁議におけるこれまでの議論

【平準化について】

(総務法制課総括副主幹) 公共施設保全等基金に約30億円を積み立てており、今回3つの長寿命化計画を改訂することで、財政負担の平準化を図るものと承知しているが、中長期的な財政推計など、最終的にどのようなようになると考えているのか。

(アセットマネジメント推進課長) 今後10年間の長寿命化事業費については、当課で推計している。その中で、一般財源をどれだけ充てられるか想定しながら検討する必要があるが、施設の再編など読めない部分もあり、基金の取り崩しも含めた予算の確保について考えていかなければいけない。

【改訂点について】

(総務法制課総括副主幹) フローチャートについて、「計画的保全建築物」のみのフローへ変更した趣旨は何か。

(公共建築課長) 計画策定時点では、計画的保全建築物と状態監視保全建築物という2つの位置付けを詳細に表現していたが、長寿命化計画は、計画的保全建築物が主体となるため、そこを整理し、分かりやすく示している。

(総務法制課総括副主幹) あくまでもフローチャートは計画的保全建築物に特化しているが、計画としては状態監視保全建築物も含めているという認識で良いか。

(公共建築課長) そのとおりである。

(総務法制課総括副主幹) 改修方針として全館休館による改修とあるが、対象施設に指定管理施設は含まれているのか。

(公共建築課長) 含まれている。指定管理者との協定内容にもよるが、指定管理期間の合間に、全館休館できるというパターンもあれば、やむを得ず、期間内に調整をしながら改修することもあるだろうと考えている。

(経営監理課総括副主幹) 長寿命化工事の優先度の設定に劣化状況を加味することは当然と思うが、施設の多様性とはどういうことか。

(公共建築課長) 施設の重要度は、庁舎など行政機能や教育の拠点であり、多様性とは、拠点にどれだけの機能があり、活用されているかという点にも重きを置いている。

【ZEB化について】

(総務法制課総括副主幹) ZEB化についてどのように考えているか。

(公共建築課長) 長寿命化とは改修がメインであるが、改修におけるZEB化はまだ確立したものではなく、今後の課題と認識している。ただし、必要な取組であり、本計画に基づき改修を進める中で、取り入れていく。

(総務法制課総括副主幹) 地球温暖化対策計画において、取組の一つとして、改修の際のZEB化の記載があり、整合を図る必要もあると思ったが、技術的に難しい面があるということか。

(公共建築課長) 長寿命化計画は、「いつに何をやるか」という具体的な内容になっており、部位毎にどういう工事をやるのか写真付きで示しているが、改修のZEB化は、まだそこまでは明確に示すことが出来ず、将来的に示せるよう考えている。

原案のとおり上部会議へ付議する。

調整会議の

主な議論

(9/6)

「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」の 改訂について

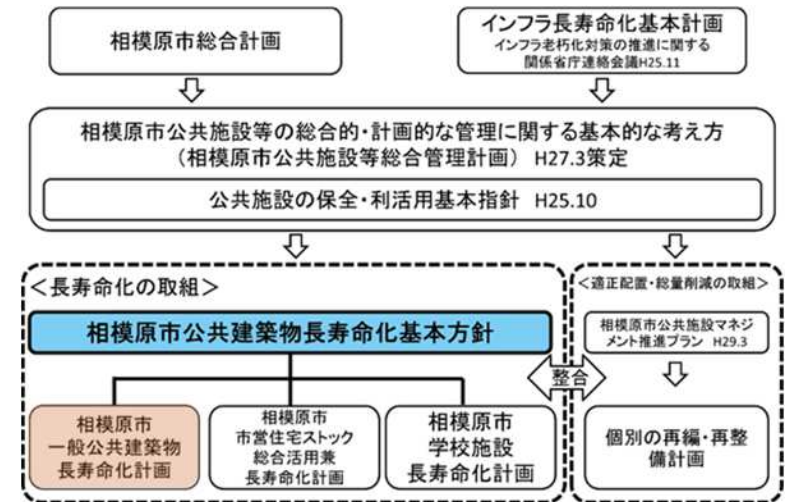
財政局
公共建築課
アセットマネジメント推進課

(1) 背景

- ・施設の老朽化や更新に対し、計画的な維持・保全を実施することにより、長期にわたり安全で快適に供用することを目的として、財政負担の軽減と平準化を図るために令和2年3月に策定
- ・計画に基づき令和2年度から令和5年度まで工事を実施
- ・施設の劣化状況や運用の実態等を詳しく把握し、事業スケジュールや中長期的なコストを見直し、計画的に長寿命化事業を推進

(2) 位置付け

「相模原市公共施設等総合管理計画」及び「相模原市公共建築物長寿命化基本方針」の基本的な考え方に基づき、公共建築物における個別施設計画の一つとして位置付け



(3) 基本方針

- 方針1** 「事後保全」から「予防保全」への転換の推進
- 方針2** 建築物の「目標使用年数」を設定し、計画的な改修・更新工事の実施
- 方針3** 「目標性能水準」を確保し、社会経済情勢の変化及び多様化する市民ニーズに対応した公共建築物の改修・更新工事の実施
- 方針4** 「ライフサイクルコストの縮減」を図ることで、財政負担の軽減や平準化を目指す

(4) 長寿命化計画の基本的な考え方

・一般公共建築物を構造・規模に応じて分類

計画的保全建築物 : 長寿命化に向けて整備し、目標とする使用年数（おおむね80年）まで
(長寿命化事業対象) 施設に求められる機能及び性能を維持するため、長寿命化改修工事等を実施するもの（186棟）

状態監視保全建築物 : 建築物の状態を監視し、機能及び性能を所定の状態に維持するため、
(長寿命化事業対象外) 保全が必要となる部位ごとに改修工事を実施するもの（788棟）

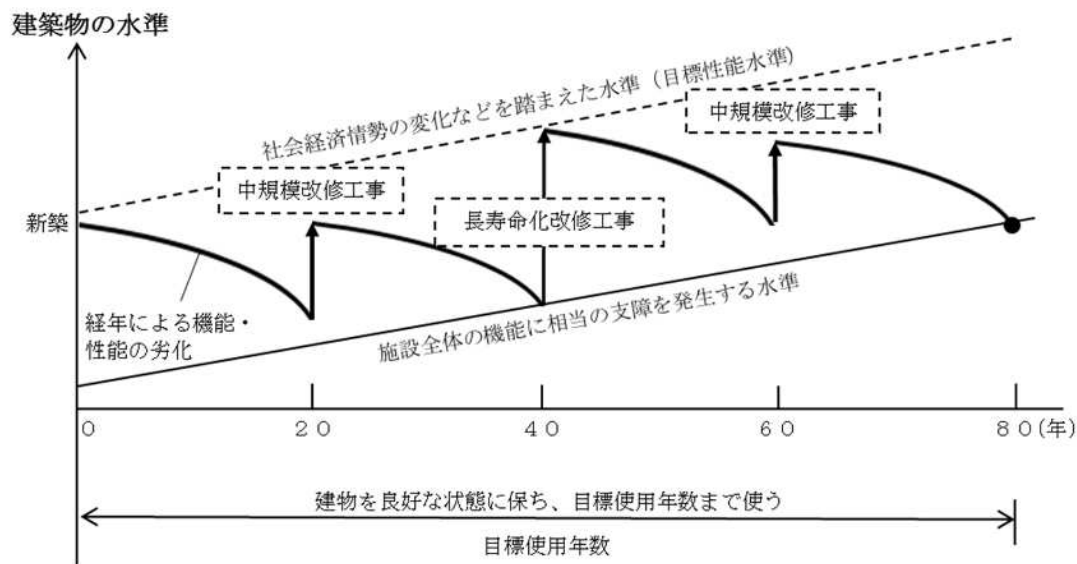
(5) 改修・更新事業の考え方（計画的保全建築物）

長寿命化改修工事 : 建築物等の機能回復に加え、機能向上を含めた改修（建築後おおむね40年に実施）

中規模改修工事 : 建築物等の機能回復のための改修（建築後おおむね20年及び60年に実施）

部位別改修工事 : 著しい劣化や不具合が生じている部位の緊急的な改修

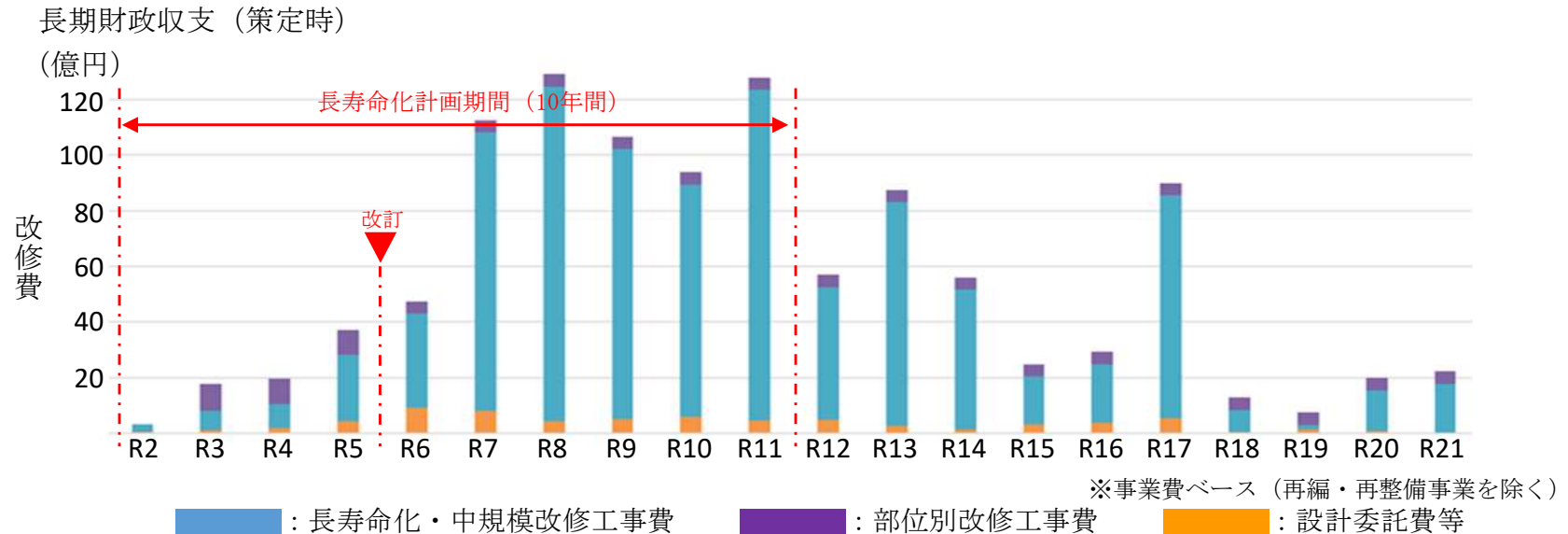
長寿命化計画の改修・更新の事業スキーム



改修実績	
令和2年度	・ 部位別改修（9件）
令和3年度	・ 大野北こどもセンター（中規模） ・ 大沼分署（中規模） ・ 麻溝台保育園（中規模） ・ 部位別改修（18件）
令和4年度	・ 向陽こどもセンター（中規模） ・ 藤野やまなみ温泉（中規模） ・ 部位別改修（20件）
令和5年度（予定）	・ 南消防署（長寿命化） ・ 星が丘公民館（長寿命化） ・ 南上溝保育園（中規模） ・ 大沼こどもセンター（中規模） ・ 部位別改修工事（8件）

(6) 計画の見直しについて

- ・ トータルコストの縮減及び平準化を図り、計画的な改修工事を実施
- ・ 施設の実態により、適宜、計画を見直し、中長期的なコストの見通しの精度を向上



(7) 「実施予定一覧表」の取組について

- ・ 改修・更新工事の実施について進行管理

「実施予定一覧表」抜粋（策定時）

【行政系施設】

長寿命化計画期間10年間

施設名	建設年度	延床面積	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
南区合同庁舎	1983	7483.88㎡				基本構想 築40年	長寿命化改修工事を検討 施設の在り方検討					
相模湖総合事務所	1982	2911.34㎡			築40年		長寿命化改修工事を検討 施設の在り方検討					
藤野総合事務所	1986	2618.74㎡						築40年	長寿命化改修工事を検討 施設の在り方検討			

(1) 改訂の目的

- ・本計画策定後における、市の行財政運営や新たな取組等による各事業計画・在り方との整合を図る
- ・各施設の老朽化の実態に則した令和6年度から令和11年度までの改修計画を整備する
- ・財政負担の軽減と平準化の見直し

(2) 計画改訂の基本的な考え方

- ア 各方針等との進捗及び整合を図るための修正
- ・行財政構造改革プラン、公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラムとの整合
 - ・再編・再整備、特定天井改修、各施設所管課の施設整備方針等との整合
- イ 長寿命化事業の実績及び実態等を踏まえた修正
- ・更新周期の見直し・・・劣化状況調査の結果からの老朽度合いによる調整
 - ・改修方法の方針を新設・・・一時閉鎖が困難な施設等、施設運営状況に応じたもの
- ウ 改修スケジュールの平準化
- ・劣化状況の実態の把握に基づき、施設の運営状況、改修工事の円滑性を考慮した事業手法及び長寿命化事業量の整理
- エ その他軽微な修正及び補足等

2-1. これまでの経緯

時期	内容
令和2年3月	「相模原市公共建築物長寿命化基本方針・長寿命化計画」 策定
令和2年4月～ 令和3年3月	長寿命化計画改訂に向けた改修スケジュール平準化の検討
令和3年4月～ 6月	改訂に向けた基本的な考え方、劣化状況調査の実施について <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設マネジメント検討調整会議（公共建築物作業部会） ・ 公共施設マネジメント検討調整会議 ・ 庁議（調整会議）
令和3年7月～ 令和4年3月	庁議内容に基づく各施設所管課との調整
令和4年5月～ 12月	「一般公共建築物劣化状況調査」の実施、調査結果の共有
令和5年1月～ 3月	計画改訂に向けた整理、改修スケジュールの平準化案の検討
令和5年5月	改訂に伴う計画概要等説明会 各課意見照会「長寿命化計画実施計画に関する意見書」
6月～ 7月	意見照会回答 改訂案、平準化案の調整 計画期間内（令和11年度まで）の改修スケジュールの最終調整
8月3日	公共施設マネジメント検討調整会議（公共建築物作業部会）
8月28日	公共施設マネジメント検討調整会議
9月6日	庁議（調整会議）
10月3日	庁議（決定会議）

2-2. 計画の構成

(1) 計画の構成と主な計画改訂のポイント

相模原市一般公共建築物用寿命化計画（改訂版）	
1 目的と位置付け	(1) 背景
	(2) 目的
	(3) 位置付け
	(4) 計画期間
	(5) SDG s との関係
2 長寿命化計画の対象施設	(1) 対象施設
	(2) 対象施設の現状と課題
3 計画的な維持・保全	(1) 計画的な維持・保全の実施
	(2) 計画的保全建築物と状態監視保全建築物の区分
	(3) 目標性能水準
	(4) 保全対象部位と更新周期
4 長寿命化実施計画	(1) 計画的保全建築物
	(2) 状態監視保全建築物
	(3) 改修・更新の中長期的見通し
	(4) トータルコストの縮減・平準化
	(5) 令和6年度以降の改修計画（新規追加）
5 推進体制の構築	(1) 関係各課の役割
	(2) 施設の在り方の検討
6 計画的保全建築物の一覧	計画的保全建築物の一覧

主な計画改訂のポイント

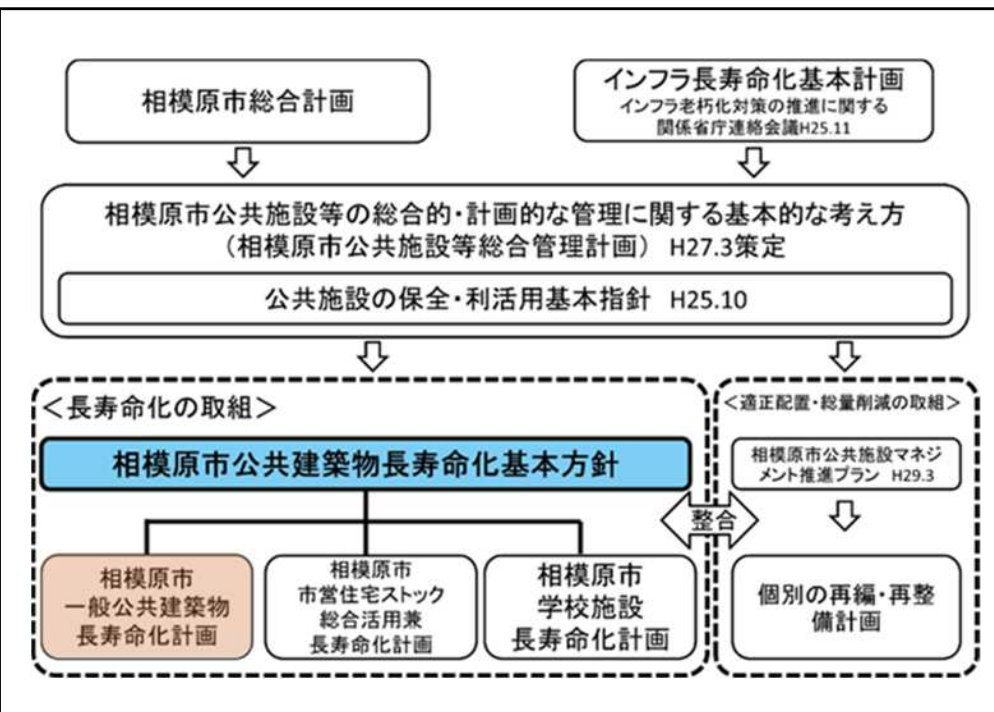
1. 計画の位置付けの整理
2. 「長寿命化工事等の優先度」の設定に「劣化状況の実態」の取入
3. 長寿命化計画の改修内容に特定天井改修を追加
4. フローチャートの見直し
5. 施設の運用や特性を踏まえ、改修方針を整理
6. 令和6年度以降の改修計画の見直し
7. 実施予定一覧表の更新

2-3. 計画改訂のポイント

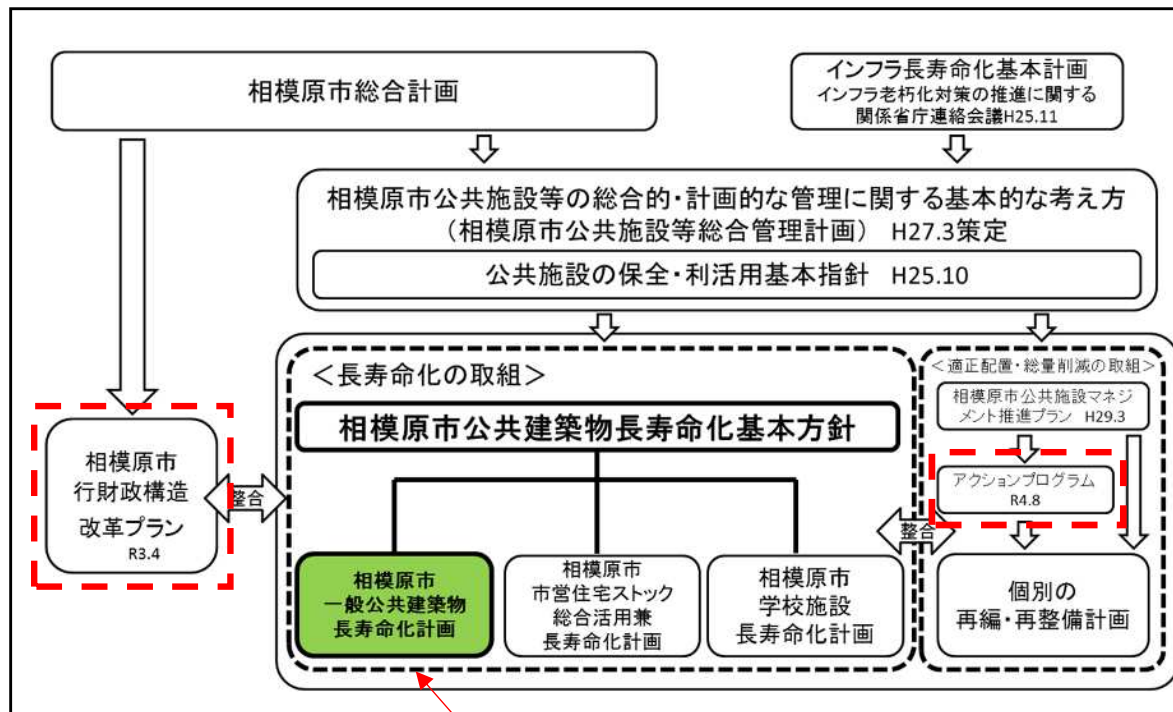
1. 計画の位置付けの整理

- ・現計画の策定以後、「相模原市行財政構造改革プラン」（令和3年4月）及び「相模原市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム」（令和4年8月）の策定に伴い、それぞれとの整合を図る。
- ・施設の安全性や防災機能の役割を十分に果たすため、特定天井の改修工事を長寿命化計画に位置付け、効率的に整備を実施する。

【現計画の位置付け】



【改訂後の計画の位置付け】



2-3. 計画改訂のポイント

2. 「長寿命化工事等の優先度」の設定に「劣化状況の実態」の取入

- ・施設の状態、築年数及び改修後の経過年数、劣化状況を加味した「長寿命化改修工事等の優先度」を再算出

※物理的優先度とは「築年数」と「改修履歴（劣化状況調査結果）」により算出

$$\text{長寿命化改修工事等の優先度} = \text{物理的優先度} + \text{機能的優先度}$$

$$\text{※機能的優先度} = (\text{施設の重要度} + \text{施設の多様性}) \times \text{補正係数}$$

【現計画】

$$\text{物理的優先度} = (T_n/T + X) \times 1/2 \times 100$$

$$X = \{ (T_i/20 + T_{eq}/20) \times 3 + (T_e/15) \times 2 + T_r/20 \} \times 1/9$$

【改訂後】

$$\text{物理的優先度} = (T_n/T + X) \times 1/2 \times 100$$

$$X = [\{ (T_i/20 \times \mathbf{R_i}) + (T_{eq}/20 \times \mathbf{R_{eq}}) \} \times 3 + (T_e/15 \times \mathbf{R_e}) \times 2 + (T_r/20 \times \mathbf{R_r})] \times 1/9$$

内壁

設備

外壁

屋上・屋根

T : 目標使用年数(80年)

T_n : 経年

T_n/T : 建物(躯体)の劣化状況を数値化した値

X : 部位ごとの経過年数と劣化状況を数値化した値

T_e : 外壁改修を行った時点からの経過年数(改修周期※15年)

T_i : 内壁改修を行った時点からの経過年数(改修周期※20年)

T_r : 屋上・屋根改修を行った時点からの経過年数(改修周期※20年)

T_{eq} : 設備改修を行った時点からの経過年数(改修周期※20年)

R_e : 外壁の劣化状況(劣化係数)

R_i : 内壁の劣化状況(劣化係数)

R_r : 屋上・屋根の劣化状況(劣化係数)

R_{eq} : 設備の劣化状況(劣化係数)

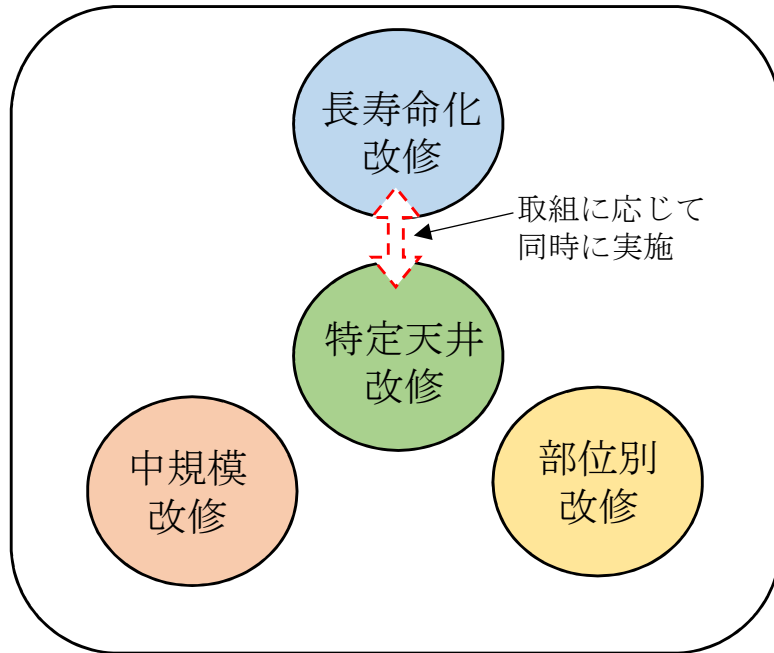


2-3. 計画改訂のポイント

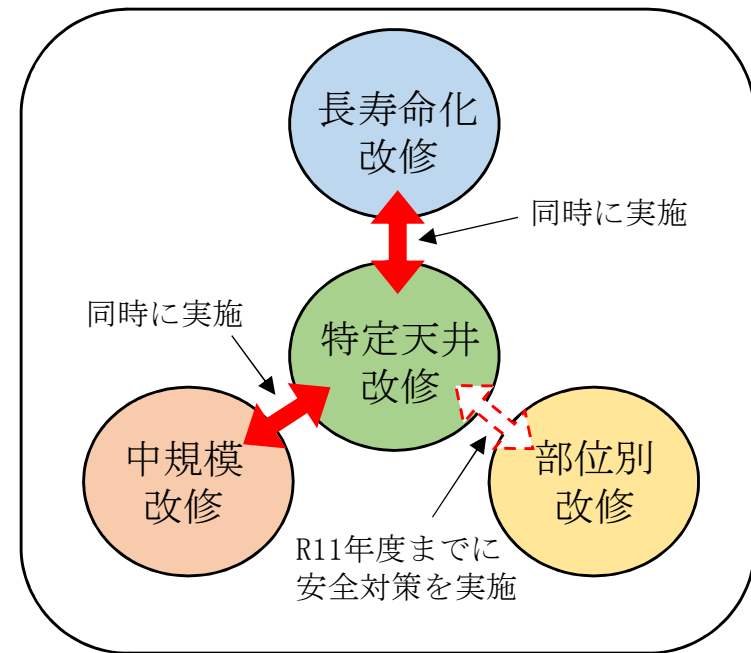
3. 長寿命化計画の改修内容に特定天井改修を追加

- 「相模原市公共建築物特定天井対応方針」の策定に伴い、現行基準に合わない特定天井を有する施設について、特定天井改修に伴う施設の長寿命化（安全対策）を具体的に記載

【現計画の考え方】



【改訂後の考え方】



【改訂後の計画の掲載】

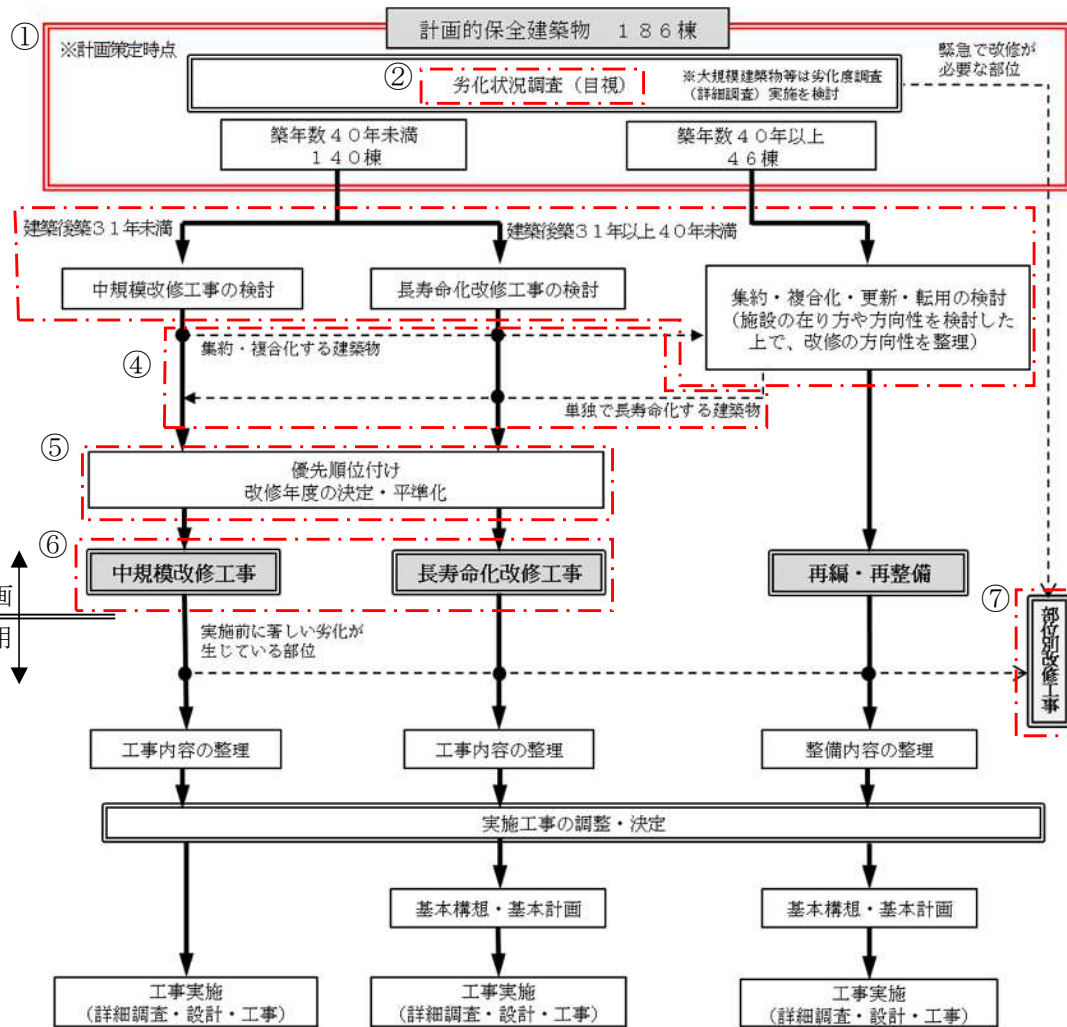
4 長寿命化実施計画（1）計画的保全建築物 ア 改修・更新の考え方

計画的保全建築物については、実際の築年数及び劣化状況を考慮するとともに、施設の省エネ化及び災害時における安全性の確保（特定天井の安全対策等）や防災機能の役割を十分に果たすため、施設の改修サイクルを整理します。

2-3. 計画改訂のポイント

4. フローチャートの見直し

- ・長寿命化事業となる「計画的保全建築物」についてのフローチャートへ変更



- ① : 目標使用年数(おおむね80年)まで施設を維持する「計画的保全建築物」のみのフローへ変更
- ② : 令和4年度実施済の劣化状況調査にて施設の劣化状況を把握し、緊急修繕が必要な部位については部位別改修工事を実施
- ③ : 築年数をベースに基本的な改修工事の検討 施設の在り方検討を実施し、進むべき改修の設定
- ④ : 在り方検討により事業の方向性の調整
- ⑤ : 長寿命化事業についての優先順位付け及び改修スケジュールの平準化
- ⑥ : 実施事業の決定
- ⑦ : 設定された改修スケジュールまでに機能維持が出来ない部位に対する部位別改修工事を実施

2-3. 計画改訂のポイント

5. 施設の運用や特性を踏まえ、改修方針を整理

【現計画での課題】

計画策定以後に実施した長寿命化改修工事等を経て、以下に課題が明確化

- ・ 居ながら改修が困難（消防署、保育園等の休館できない施設がある）
- ・ 施設休止期間の調整へのハードル
- ・ 改修時の施設の状態（改修方針）を定義されていない



【改修方針を追加】

全ての施設の改修を同一に考えるのではなく、各施設の特性を踏まえて最適な改修方法を選定

(ア) 全館休館による改修

- ・ 休業し、無人化の状態 で建物全体を同時に改修
(休業が可能な施設、仮運用が不可能な施設等)

(イ) 仮移転、部分休館による改修

- ・ 工事期間中の仮移転を行い、無人化の状態 で建物全体を同時に改修

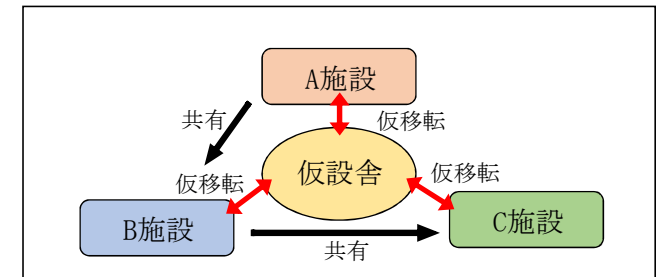
(仮移転に伴い、周辺施設と連携し、近隣施設や仮設舎を共有することで効率的に改修を実施すること)

(ウ) 施設を運営しながらの改修

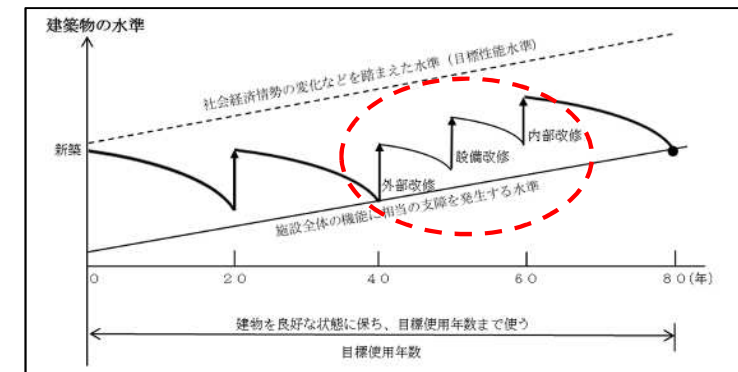
- ・ 単年度若しくは単一工事において工事を分割（工区分け）して改修

(エ) 複数年での段階的な改修

- ・ 工事を部位別に分割（外部、内部、設備等）し、複数年に分割発注しながら改修



(イ) 周辺施設との連携イメージ

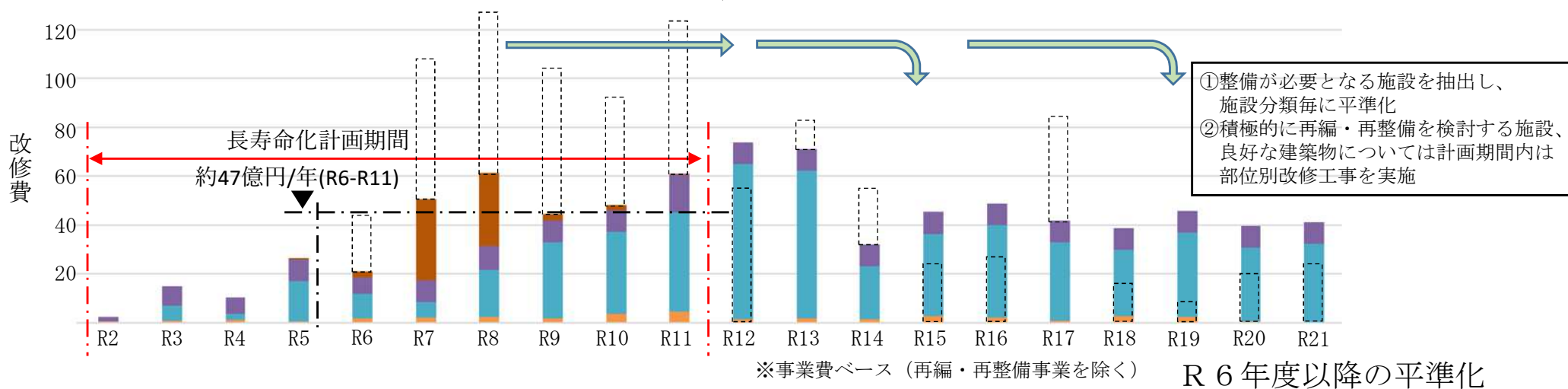
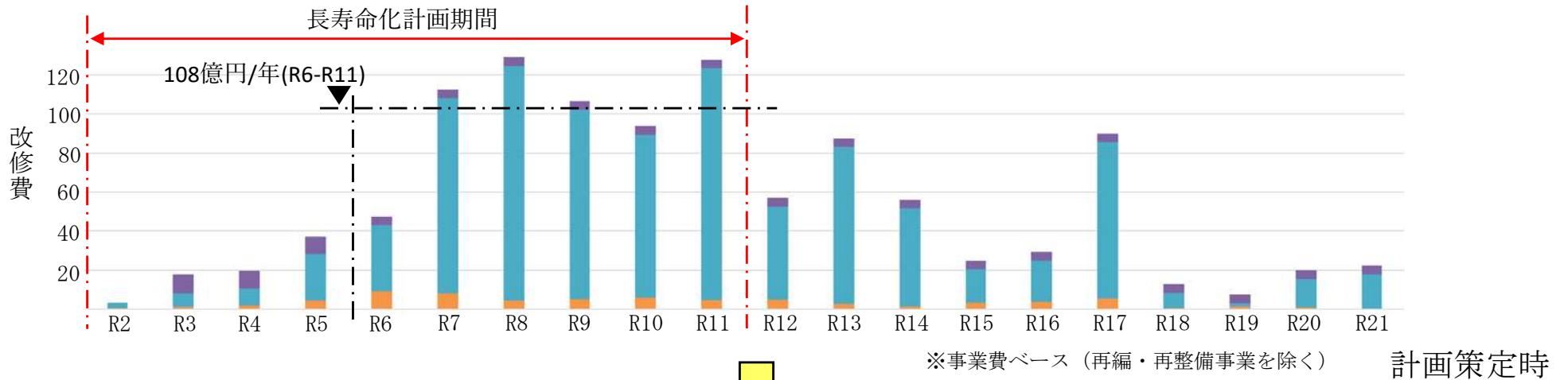


(エ) 段階的な改修の概念図

6. 令和6年度以降の改修計画の見直し

- 各施設所管課と整備時期の調整及び各施設の劣化状況を把握
- 長寿命化改修工事等の整備順位を見直す

実態に則した事業スケジュールの平準化を図る



■ : 長寿命化・中規模改修工事費 ■ : 部位別改修工事費 ■ : 特定天井改修費 ■ : 設計委託費等

2-3. 計画改訂のポイント

7. 実施予定一覧表の更新（長寿命化事業）

(1) 対象（掲載）事業

- ア 令和2年度から令和5年度の実績
- イ 令和6年度から令和11年度に長寿命化改修工事等を予定している事業
- ウ 令和6年度から令和11年度までに長寿命化の検討が必要な事業

(2) 掲載内容

各年度の事業実施内容

- ①年度ごとの実施予定が定まっている事業は、具体的に記載する。
→計画策定・設計・工事
- ②計画期間内に検討が必要な事業は、矢印（→、↔）で記載する。
→実施に向けた検討

【現計画】

【子育て支援施設】

長寿命化計画期間10年間

施設名	建設年度	延床面積	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
鶴園中和田こどもセンター	1996	612.99㎡						中規模改修工事を検討				



【改訂後】

【子育て支援施設】

長寿命化計画期間10年間

施設名	建設年度/ 延床面積 (㎡)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
鶴園中和田こどもセンター	1996/ 612.99							基本設計	実施設計	長寿命化改修	

⇒掲載事業は、「03 相模原市一般建築物の長寿命化計画」を参照

2-3. 計画改訂のポイント

7. 実施予定一覧表の更新（再編・再整備事業）

再編・再整備施設として長寿命化事業から除外される事業については、公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラムに基づき事業を推進する。

(1) 対象（掲載）事業

ア 令和2年度から令和5年度の実績

イ 公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラムの対象事業
（市営住宅、学校及び文化財を除く）

ウ イ以外であって、実施の意思決定がなされている事業、又は実施に向けた検討を行うことの意味決定がされている再編・再整備事業

(2) 掲載内容

ア 基本的な考え方

既に公表されている計画等（公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム、個別の施設整備計画など）で定められている内容を記載する。

イ 各年度の事業実施内容

①年度ごとの計画予定が定まっている事業は、具体的に記載する。

→計画策定・設計・工事

②年度ごとの取組内容が不確定な事業は、矢印（→、↔）で記載する。

→在り方の検討、検討に基づく取組

7. 実施予定一覧表の更新（再編・再整備事業）

【現計画】

長寿命化計画期間10年間

【再編・再整備施設】

施設名・事業名	事業概要	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
淵野辺駅南口周辺まちづくり事業	淵野辺駅南口の公共施設(市立図書館や大野北公民館等)の老朽化など地域課題を解決するとともに、新たな魅力を創造するなど、淵野辺駅南口周辺のまちを次世代へ引き継ぐための取組を進めます。										
津久井総合事務所	施設の老朽化や再編の必要性の観点から、2024年(R5年)以降の整備に向けて検討を行う施設として、検討状況に合わせ、後期の計画に反映させていきます。					築60年					



【改訂後】

長寿命化計画期間10年間

【再編・再整備施設】

施設名・事業名	事業概要	対策の方向性	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業	老朽化した津久井総合事務所の在り方を検討するとともに、津久井保健センターや津久井中央公民館など周辺の公共施設を含めた再編・再整備に向けた取組を実施します。	複合化			基本方針	基本構想	基本計画	基本設計	実施設計	解体・建設工事	解体・建設工事	
淵野辺駅南口周辺まちづくり事業	淵野辺駅南口周辺の公共施設(市立図書館や大野北公民館等)の老朽化など地域課題を解決するとともに、新たな魅力を創造するなど、淵野辺駅南口周辺のまちを次世代へ引き継ぐための取組を進めます。	複合化			ビジョン策定	民間活力導入可能性調査	プラン策定	事業者選定	設計	建設工事	建設工事	解体工事

⇒掲載事業は、「03 相模原市一般建築物の長寿命化計画」を参照

時期	内容
12月	部会
12月～1月	パブリックコメント
令和6年3月	相模原市一般公共建築物長寿命化計画 改訂

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月3日

案件名	「相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画」の改訂について							
所管	都市建設	局 区	まちづくり推進	部	住宅	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	改修スケジュールの見直しによる計画期間内の事業費比較 計画策定時の事業費 46.8億円 計画改訂に伴う事業費 71.9億円						
	効果測定指標						施策番号	46
		R5	R6	R7				
	事業効果 年度目標							
審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	計画改訂に伴う、実施予定一覧の見直し							
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案を一部修正し、承認する。							

事案概要

平成22年3月に「相模原市市営住宅等長寿命化計画」を策定後10年が経過し、社会情勢も大きく変化している。本市の人口や世帯数の減少を見据え、市営住宅について適正な管理戸数へと削減しながら、ストックを総合的に活用していくため、市営住宅の今後の在り方や長寿命化に関する考え方をまとめ、具体的な施策や事業手法を示すため、令和2年3月に策定した。本計画は、社会経済情勢及び住宅事情の変化などに応じて、概ね4年ごとに適宜見直しを行うこととなっているため、今年度改訂するもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施 内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 庁内調整 </div> 8/4 担当者会議 8/28 公共施設マネジメント検討調整会議 9/6 庁議(調整会議)						
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">計画改訂</div>						
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">事業実施</div>						

○事業経費・財源

(千円)


















項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9
事業費(費)		395,322	779,391	690,893	1,005,643	1,094,652
うち任意分						
特財						
国、県支出金		197,661	389,695	345,446	502,821	547,326
地方債		197,600	389,600	345,400	502,800	547,300
その他						
一般財源		61	96	47	22	26
うち任意分						
捻出する財源 ²						
一般財源拠出見込額		61	96	47	22	26
元利償還金(交付税措置分を除く)						
捻出する財源概要	長寿命化事業費で確保					

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
	○		○						
									
	○	○							

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課担当者打合せ会議	令和5年8月4日 長寿命化計画の改訂、今後のスケジュールについて承認
公共施設マネジメント検討調整会議	令和5年8月28日 長寿命化計画の改訂について承認

備考	[関係課] 公共建築課、アセットマネジメント推進課
----	---------------------------

庁議におけるこれまでの議論

(総務法制課総括副主幹) 今回の計画改訂にあたり、社会経済情勢や住宅事情には大きな変化がないという説明であったが、変化が無かったということを資料の中で根拠を示しておいた方が良いのではないかと。学校施設については、コロナの影響が大きかったとのことであるが、市営住宅においても同様に影響があったのか。また、事業の後ろ倒しはあるか。

(住宅課長) コロナの影響よりも補助金や住民負担等の影響が大きい。コロナ禍や物価高騰、資材不足等があったが、それほど大きな影響は感じていない。年度別の事業量について、令和2年度から5年度までは52件を予定していたが、実績としては、42件であり、10件ほど進捗が遅れているが、計画期間内の令和11年度までには全て実施する予定である。

(政策課長) 改訂後の事業費について、増額理由が資料に記載されているが、改めて確認したい。例えば、令和5年度から6年度にかけて、ほぼ倍額になっている要因は何か。

(住宅課長) 令和6年度の方が、戸当たり単価が高い外壁工事を予定しており、それが大きく影響している。例えば屋上防水のみであれば、物価高騰後の単価で概ね40万円だったものが、外壁工事を入れると戸当たり200万円となる。また、令和7年度から8年度までの増額は、対象となる団地の住戸が約1.4倍となっており、事業費も約1.5倍となっている。

○(政策課長) 令和2年度から5年度までと比較して明らかに増額が大きいのは、物価高騰や今の説明以外に理由はあるか。

(都市建設総務室長) 令和2、3年度に予定していた修繕等が後ろ倒しになっているのもあるが、物価高騰の要因がかなり大きい。令和2年度から4年度までの実績を見ると、当初想定していた金額に比べて、令和2年度は3.7%の上振れだったのに対し、令和4年度は24.3%の上振れであった。年々、想定している金額よりも上振れしていることから、令和6年度以降の計画では、32.3%上振れすることを見込んで改訂した数字を入れている。また、増額理由の2番目に示しているところで、計画策定当初はいつ改修工事を行うか明確に示していなかったエレベーター改修工事について、3億3,000万円を上乗せしている。

(原案のとおり上部会議に付議する。)

調整会議の

主な議論

(9/6)

「相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画」 の改訂について

都市建設局
まちづくり推進部
住宅課

○「相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画」の概要

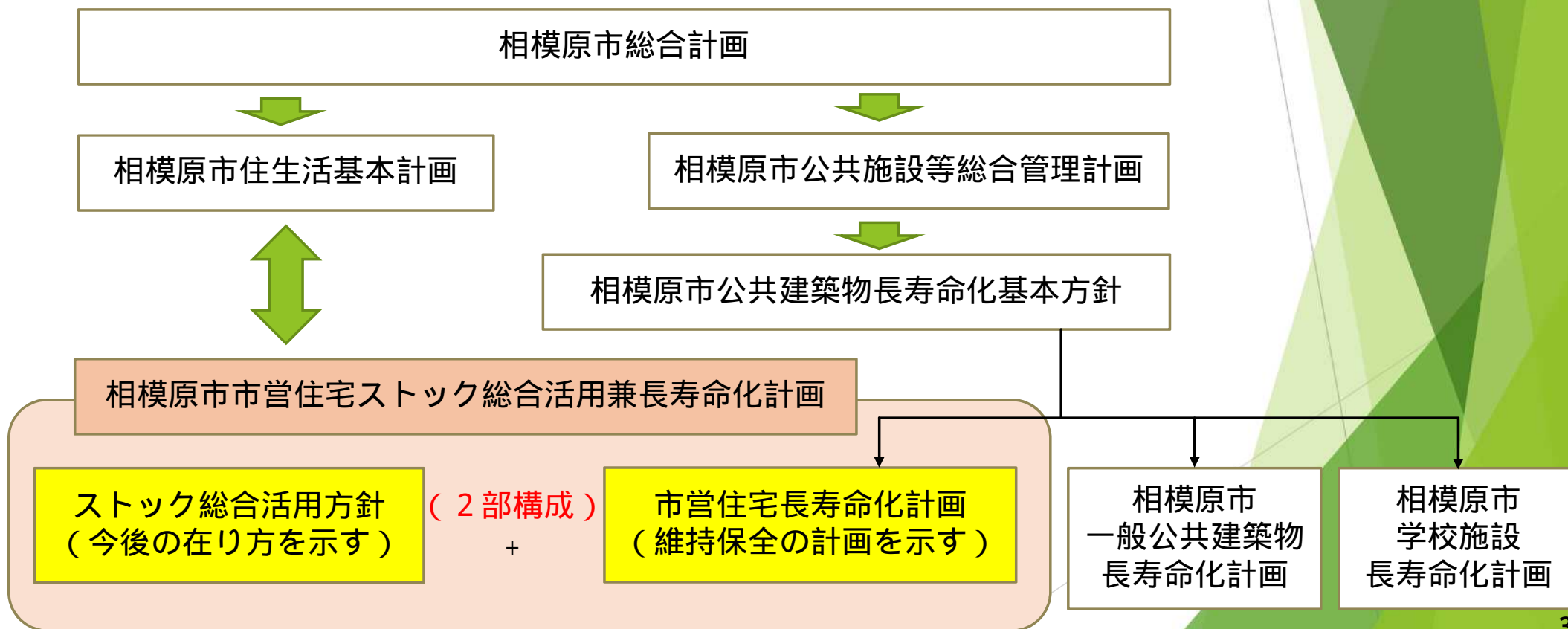
1 背景

- ・平成27年3月に「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方」を策定し、平成29年3月には「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」により、人口動向や施設の配置及び築年数の状況などから、施設の方角性を示す
- ・本計画は、国で定めた「公営住宅等長寿命化計画策定指針（改定）」（平成28年8月策定）や「第3次相模原市住生活基本計画」（令和2年3月策定）などを踏まえ、令和2年3月に策定

○「相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画」の概要

2 位置づけ

・本計画は「相模原市総合計画」、「相模原市住生活基本計画」、「相模原市公共施設等総合管理計画」等を上位計画及び関係計画とし、市営住宅施策に関する計画としての位置づけ



○「相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画」の概要

3 計画期間

令和2年度～令和11年度（10年間）

（30年先を展望し、概ね10年後を目指した計画）

4 計画の見直し

・社会経済情勢及び住宅事情の変化などに応じて、概ね4年ごとに適宜見直しを行うこととなっているため、今年度改訂するもの

○「相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画」の概要

5 見直しの対象

市営住宅ストック活用方針

基本的な考え方

- ・適正な公営住宅の安定供給
- ・市営住宅の管理戸数の適正化

具体的な施策

- ・老朽化住宅の速やかな用途廃止
- ・一定期間に集中する中層耐火住宅の更新時期の平準化
- ・未整備団地の整理(上九沢及び並木)
- ・借上げ住宅の返還(あじさい住宅)

社会経済情勢、住宅事情及び人口推計等計画策定時と大きな変化なし

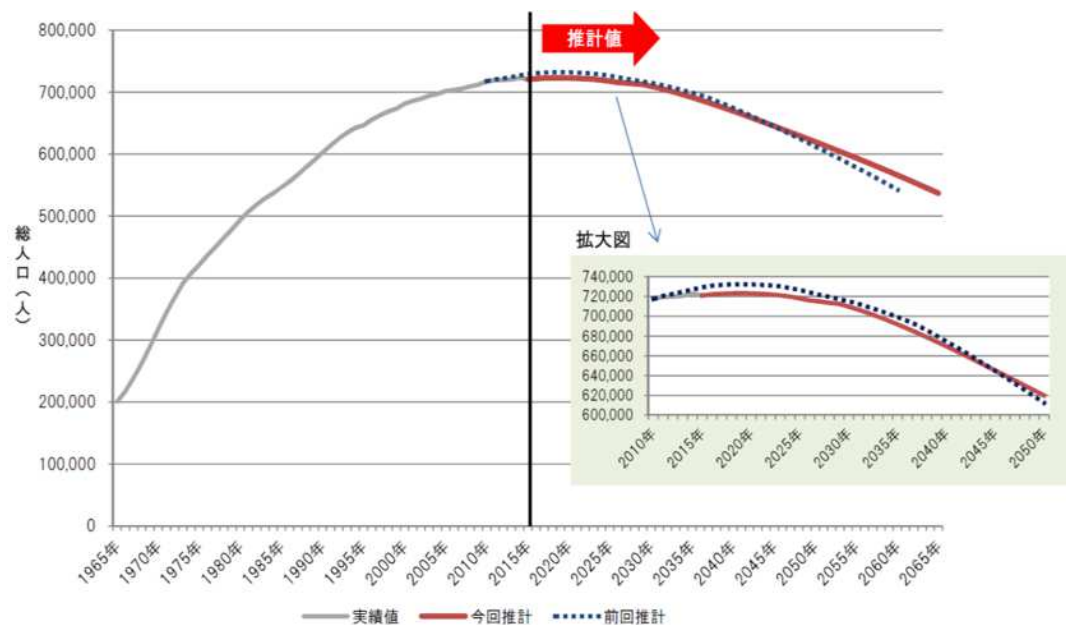
見直し事項なし = 今回対象外

市営住宅長寿命化計画

計画修繕、改善事業の実施予定一覧を修正

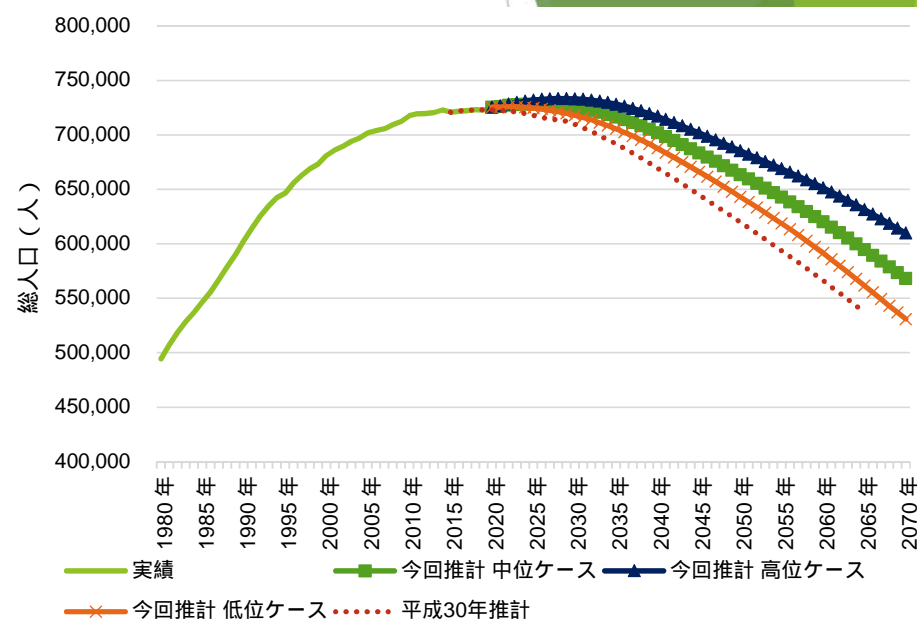
計画修繕・改善事業の実施予定を見直し = 今回対象とする

○人口推計（改訂前）



「2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計 2018年2月 さがみはら都市みらい研究所」を基に作成

○人口推計（改訂後）



令和4年度相模原市将来人口推計より引用

人口推計に大きな変化はない

○「相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画」の概要

6 見直しの内容

(1) 市営住宅長寿命化計画についての計画修繕、改善事業の実施予定一覧の修正

ア 計画通り実施されなかった理由

外壁にアスベストが含まれている棟の扱いについて、予定時期をおくらすため（令和4年度に小網第1団地を試行的に工事を行い、問題なく工事が完了したため、令和6年度以降に工事を順次実施することとした）、補助金の措置率、保守点検の結果（EV）

イ 見直しの考え方

建設年度、住民負担（足場設置が2年連続しないこと）、工事のストックヤード、年間の工事件数を考慮

○計画修繕・改善事業の実施予定一覧の修正について

年度	工事内容			
	外壁及び屋上防水	配管	受水槽	その他
令和2年度 (実績)	二本松団地3号棟 富士見団地8号棟 田名塩田団地2号棟(屋上防水)	大島団地B・D棟 文京団地2号棟 大島団地A・C棟	富士見団地 9・10・11号棟	大島団地集会所 (外壁及び屋上防水)
令和3年度 (実績)	東団地1・3号棟 文京団地3号棟 二本松団地1・2号棟 富士見団地5・7・11号棟 (外壁)	東団地1・3号棟 文京団地3号棟 二本松団地1号棟	富士見団地 7・8号棟	東・文京団地集会所 (外壁及び屋上防水) 二本松団地集会所 (外壁及び屋上防水) 富士見団地集会所 (外壁及び屋上防水)
令和4年度 (実績)	文京団地1・4号棟 清新住宅 小網第1団地 中原団地 東団地2号棟(屋上防水) 田名塩田団地1号棟(屋上防水)	東団地4・5号棟 東団地6・7号棟		
令和5年度 (実績)	大野台住宅 田名塩田団地 3・4号棟(屋上防水) 大島団地E棟(外壁)	東団地2号棟	東団地 4・5・6号棟 文京団地 1・2・3・4号棟 中原団地	淵野辺団地 (EV棟増設)

赤字は追加工事 前倒し 後ろ倒し

○計画修繕・改善事業の実施予定一覧の修正について

年度	工事内容			
	外壁及び屋上防水	配管	受水槽	その他
令和6年度 (予定) 【建築：8件、 設備：4件】	石橋団地2・3号棟 東団地4号棟 富士見団地1号棟(外壁) 横山住宅(外壁) 大島団地A号棟(外壁)	東団地8・9号棟	二本松団地 1・2・3号棟 小網第1団地	すすきの住宅 (EV改修) 石橋団地集会所 (外壁及び屋上防水)
令和7年度 (予定) 【建築：7件、 設備：3件】	富士見団地6号棟 東団地5・6号棟 富士見団地9号棟(外壁) 大島団地C棟(外壁) 東団地2号棟(外壁)	二本松団地 2・3号棟	東団地 7・8・9号棟	横山住宅 (EV改修)
令和8年度 (予定) 【建築：8件、 設備：3件】	東第2住宅 田名塩田団地 2・3号棟(外壁) 文京団地2号棟(外壁) 富士見団地10号棟(外壁) 大島団地B棟(外壁)	文京団地 1・ 4号棟	石橋団地 1・2・3号棟	星が丘住宅 (EV改修) 田中第2住宅 (EV改修)

赤字は追加工事

前倒し

後ろ倒し

点検・調査結果等により、修繕時期を変更する場合があります。

○計画修繕・改善事業の実施予定一覧の修正について

年度	工事内容			
	外壁及び屋上防水	配管	受水槽	その他
令和9年度 (予定) 【建築：8件、 設備：3件】	上九沢団地A・B・I棟 星が丘住宅 大島団地D棟(外壁) 田中第2住宅(外壁) 田名塩田団地1号棟(外壁)	石橋団地1・3号棟	淵野辺団地	清新住宅(EV改修)
令和10年度 (予定) 【建築：8件、 設備：3件】	上九沢団地C・H棟 並木団地A棟 古淵住宅 東団地 7・8・9号棟(外壁) 田名塩田団地4号棟(外壁)	石橋団地2号棟 すすきの住宅	横山住宅	
令和11年度 (予定) 【建築：8件、 設備：2件】	上九沢団地D・G棟 南台団地3・4号棟 内郷住宅 石橋団地1号棟 すすきの住宅(屋上防水) 横山住宅(屋上防水)	淵野辺団地	すすきの住宅	

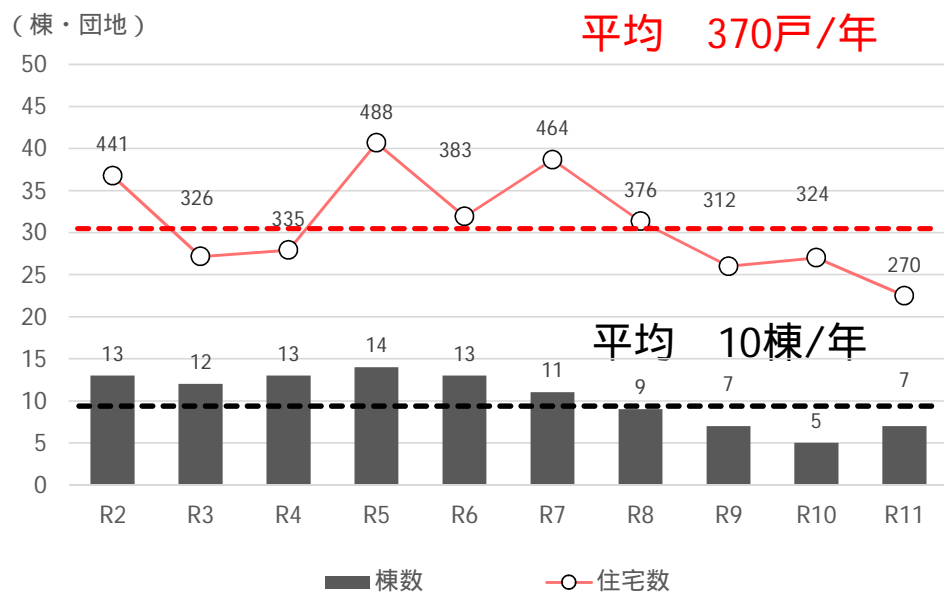
赤字は追加工事

前倒し

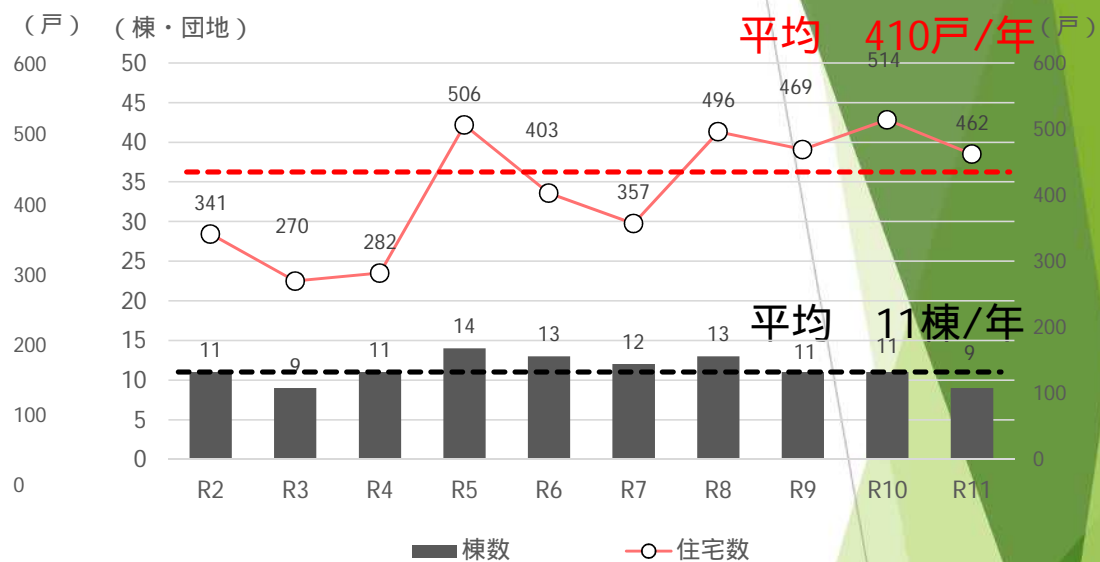
後ろ倒し

点検・調査結果等により、修繕時期を変更する場合があります。

○年度別改善事業量（改訂前）



○年度別改善事業量（改訂後）



○計画期間の長寿命化型改善による年度別事業費（改訂前）

- ・計画期間10年間の長寿命化改善による総事業費は46.8億円
（1年当たり4.7億円で平準化）

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
446,500	557,400	388,100	501,200	474,100	429,000	521,850	404,200	463,450	493,500

○計画期間の長寿命化型改善による年度別事業費（改訂後）

- ・計画期間10年間の長寿命化改善による総事業費は71.9億円
（1年当たり7.2億円で平準化）R6～11は1年当たり9.2億円で平準化

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
296,595	597,768	389,089	395,322	779,391	690,893	1,005,643	1,094,652	1,077,290	861,245

増額理由

- 追加で必要となったもの：田名塩田1号棟（屋上）、中原（受水槽）、横山（外壁）
小網第1（受水槽）、富士見集会所（屋上防水） 計2.8億円
- 実施計画に位置付けたもの：EV改修6件 計3.3億円
- 単価上昇によるもの：令和2年策定時より32.3%上昇 計16.9億円
- 事業費と決算額等の差によるもの：計2.1億円

国庫1/2、起債1/2

○今後のスケジュールについて

- ・ 8月28日 公共施設マネジメント検討調整会議
- ・ 9月 6日 庁議（調整会議）
- ・ 10月 3日 庁議（決定会議）
- ・ 令和6年3月 改訂

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月3日

案件名	「相模原市学校施設長寿命化計画」の改訂について						
所管	教育	局 区	学校教育	部	学校施設	課 担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	本市が保有する学校施設の老朽化対策を推進し、効率的・効果的な整備計画の策定によってこれからの学校施設に求められる機能・教育環境における安全性・快適性の確保や役割に対応するために、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減及び財政負担の軽減及び平準化を図り、計画的な施設の改修・建て替えを実施する。					
	効果測定指標					施策番号	46
		R6	R7	R8	R9		
	事業効果 年度目標						

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	計画改訂に伴う、実施予定一覧の見直し
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案を一部修正し、承認する。

事案概要

令和2年3月に本計画を策定した「相模原市学校施設長寿命化計画」について、学校施設を取り巻く環境の変化や、児童生徒数の変化等を反映し、4年ごとに見直しを図ることとしていることから、今回、これまでの4年間の実績や本計画で定めている見直し内容等を踏まえた見直しを行い、令和6年度から令和9年度までの長寿命化改修等の対象となる施設を示すもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール								
実施内容	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
	<p>庁内調整</p> <p>○R5.5.23関係課担当者打合せ会議 ○R5.7.11関係課打合せ会議 ○R5.8.18 公共施設マネジメント検討調整会議学校施設作業部会 ○R5.8.28 公共施設マネジメント検討調整会議</p> <p>庁議 → 予算査定 → 計画改訂</p>							
	事業実施							
					次期見直し			

○事業経費・財源		(千円)					
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	
事業費(教育費)		2,787,620	4,444,247	5,813,482	6,126,638	5,369,809	
うち任意分							
特財	国、県支出金	1/3	0	0	0	2,042,200	1,789,900
	地方債	100%/90%/75%	2,771,100	4,438,000	5,805,900	3,063,300	2,684,900
	その他		0	0	0	0	0
一般財源		16,520	6,247	7,582	1,021,138	895,009	
うち任意分							
捻出する財源							
一般財源拠出見込額		16,520	6,247	7,582	1,021,138	895,009	
元利償還金(交付税措置分を除く)			47,386	122,985	221,509	316,176	
捻出する財源概要	長寿命化事業費で確保						

地方債は、R7年度までは緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)、R8年度以降は学校教育施設等整備事業債(充当率90%・75%、交付税措置率60%～30%)、元利償還金(交付税措置分を除く)は、元利償還金は、償還期間20年、据置きなし、年利0.7%として試算、交付税措置分は、緊急防災・減災事業債は70%、学校教育施設整備事業債は60%～30%の平均45%として試算。

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)						
項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A	0	5	5	8	8	8	8
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0
必要人工	C=A-B	0	5	5	8	8	8	8

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
				○						
	10	11	12	13	14	15	16	17		
	○	○								

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント		なし	時期		議会への情報提供	資料提供

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
関係課担当者打合せ会議 (政策課、財政課、住宅課、学校施設課、アセットマネジメント推進課、公共建築課)	令和5年5月23日 関係課担当者打合せ会議 ・長寿命化計画の改訂内容について調整
関係課打合せ会議 (政策課、財政課、住宅課、学校施設課、アセットマネジメント推進課、公共建築課)	令和5年7月11日 関係課打合せ会議 ・長寿命化計画の改訂内容について調整
公共施設マネジメント検討調整会議 学校施設作業部会 (作業部会構成課)	令和5年8月18日 関係課打合せ会議 ・長寿命化計画の改訂について承認
公共施設マネジメント検討調整会議 (検討調整会議構成課)	令和5年8月28日 第18回公共施設マネジメント検討調整会議 ・長寿命化計画の改訂について承認

備考	
----	--

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(9/6)

【屋内運動場の空調設備について】
(総務法制課総括副主幹)屋内運動場への空調設備の設置について、ぜひ取り組んでいただきたいが、長寿命化の時期に合わせて実施する考えなのか、長寿命化改修よりも優先して取り組む考えなのか。
(学校施設課長)近年の気象状況を鑑みると、優先度が上がっていることは事実であるが、空調設備を入れる際には施設の断熱工事等を合わせて行うことも検討が必要となるほか、事業費についても増額が想定される。こうした部分を総合的に判断しながら進めていく考えである。
(財政課長)屋内運動場は長寿命化計画に含まれるのか。また、そこには空調設備についても含まれているのか。
(学校施設課長)屋内運動場自体は長寿命化計画の対象施設となっており、空調施設については明確な定めはないところであるが、大規模改修の際に実施する方法が財政面では優位であると考えている。
○(政策課長)令和9年度まで空調設備の設置を想定している箇所はあるのか。
(学校施設課長)令和9年度に屋内運動場の長寿命化改修を1件計画している。ここまで検討を進めていきたい。
○(政策課長)その1校を実施するとその後のモデルケースとなる可能性があるが、長寿命化計画の中で整理できるものなのか。
(学校施設課長)資料内の表現を含めて調整したい。

【人工について】
○(人事・給与課主査)この計画改定に伴い、職員定数の増加の要求が出ているが、来年度以降、工事数自体が増えていくとの認識でよいか。
(学校施設課長)そのとおり。

原案のとおり上部会議へ付議する。

「相模原市学校施設長寿命化計画」 の改訂について

教育局
学校教育部
学校施設課



本市では、相模原市公共施設等総合管理計画、相模原市公共建築物長寿命化基本方針、文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、学校施設における個別施設計画として、令和2年3月に相模原市学校施設長寿命化計画（以下「本計画」という。）を策定した。

本計画では、学校施設を取り巻く環境の変化や、児童生徒数の変化等を反映し、4年ごとに見直しを図ることとしていることから、今回、これまでの4年間の実績や本計画で定めている見直し内容等を踏まえた改訂を行い、令和6年度から令和9年度までの長寿命化改修等の対象となる施設を示すもの。

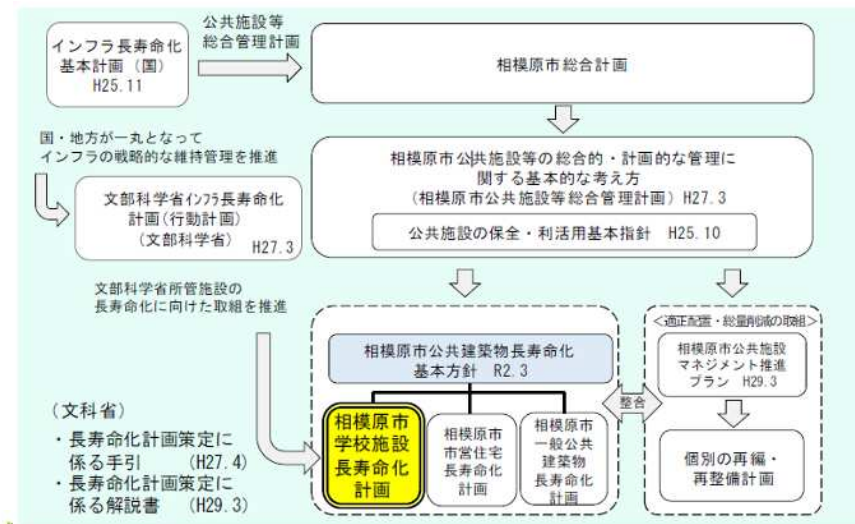


1 計画の目的

本市が保有する学校施設の老朽化対策を推進し、効率的・効果的な整備計画の策定によってこれからの学校施設に求められる機能・教育環境における安全性・快適性の確保や役割に対応するために、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減及び財政負担の軽減及び平準化を図り、計画的な施設の改修・建て替えを実施する。

2 位置づけ

本計画は、相模原市総合計画、「相模原市公共施設等総合管理計画」「相模原市公共建築物長寿命化基本方針」や文部科学省の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく、学校施設における長寿命化計画(個別施設計画)として位置付けるもの。

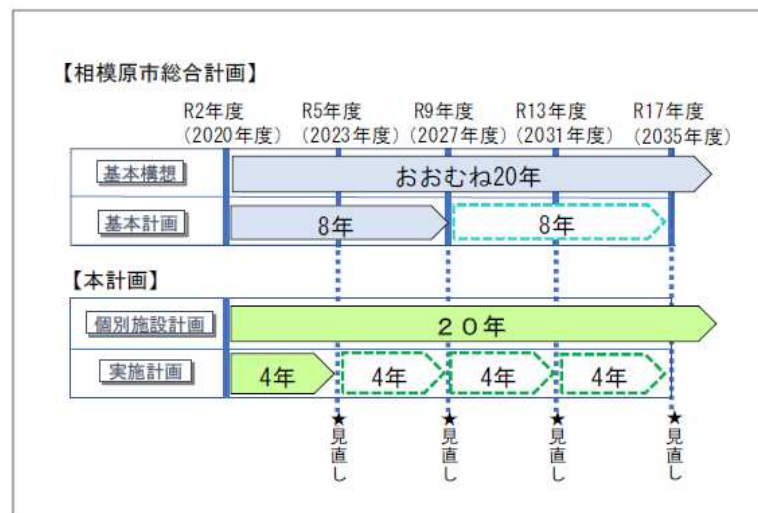


3 長寿命化の方向性

長寿命化により、維持管理や更新時期を見据えた整備においてトータルコストの縮減や財政負担の軽減及び平準化を図ることを目指し、相模原市公共建築物長寿命化基本方針に基づき目標使用年数をおおむね80年とする。

4 計画期間

学校施設を集中して整備した期間の施設の建て替えが、令和2年以降の20年間に集中することが想定され、その間の効果を確認するため、計画期間は令和2年度から令和21年度までの「20年間」を基本とする。また、相模原市総合計画基本計画における計画期間の8年間の中間である4年間を本計画の見直しサイクルとして設定し、具体的な実施計画として推進する。



5 対象施設

市立学校105校(小学校69校、中学校34校、義務教育学校2校)を対象とする。(令和5年4月1日より鳥屋小学校及び鳥屋中学校が鳥屋学園へ移行したことに伴い、計画策定時から学校数が1校減となった。)

校舎、屋内運動場及び武道場を対象とし、棟数は合計469棟、延床面積は約72万 m^2 。(令和5年4月1日より鳥屋小学校及び鳥屋中学校が鳥屋学園へ移行したことに伴い、計画策定時から棟数が2棟減となった。)

校舎とは別棟のプール・倉庫等の付属施設は長寿命化改修の対象外とし、劣化が進み不具合が生じた場合に事後保全で対応するものとする。

なお、別棟の給食室については今後、学校給食のあり方を踏まえて検討する。



令和2年度から令和5年度までの実績について

本計画において当初4年間（令和2年度から令和5年度）に予定していた工事の進捗率は約50%。

	R2	R3	R4	R5(見込)	計
計画	15棟	17棟	20棟	19棟	71棟
実績	2棟	14棟	9棟	10棟	35棟
進捗	13.3%	82.4%	45.0%	52.6%	49.3%

○計画初年度の令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による、夏季休業期間の短縮等により工事の入札を中止としたことなどから、計画に遅れが生じた。

○令和5年4月に鳥屋小及び鳥屋中が義務教育学校に移行するため、鳥屋中を増改築し、義務教育学校として使用できるよう整備した。
○児童数の推計を踏まえ、谷口小は令和4年度から令和9年度にかけて、校舎の増築及び既存校舎の改修を実施する。

詳細は別添1を参照



見直しの基本的な考え方

本計画で定めた80年型整備や平準化、整備順位の考え方に基づき、令和6年度から令和9年度までの4年間についても、引き続き、長寿命化改修等に取り組む。

令和6年度から令和9年度までの4年間の対象施設については、令和2年度から令和5年度までの当初4年間に実施できなかった施設を順次実施していくことを基本に、本計画で定めた見直し内容等を踏まえ、検討を行う。当初4年間の進捗が約50%であったことを踏まえ、実施できなかった分について計画期間20年間の中で対応していくことを目指す。

別棟の給食室については、令和5年5月に策定された「学校給食施設整備方針」を踏まえ、維持管理や建替時期を見据えた整備によるトータルコストの縮減や財政負担の軽減及び平準化などの観点を考慮し、次回の本計画の見直しまでに、長寿命化改修の対象施設としての具体的な位置付けについて検討を進める。

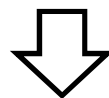
また、近年の気象状況を踏まえ、空調設備の設置・更新に向けた検討を進める。



本計画に定める見直し内容について

学校を取り巻く地域の環境や施設の老朽化状況が異なることを踏まえ、地域ごとの特性に基づく対応を行います。

- ・今後の「あり方基本方針」に基づいた適正規模・適正配置に応じ、整備します。
 - ・「あり方基本方針」で協議を進める学校は、その検討や進捗状況によって整備順位を見直します。
- <本計画 P.39より引用>



- 令和3年8月に決定した方針に基づき、閉校となる青葉小は今後長寿命化の改修を行わない。
- 令和4年8月に決定した方針に基づき、閉校となるもえぎ台小は今後長寿命化の改修を行わない。
- 津久井地域の学校については、城山地区及び相模湖地区のあり方検討協議会が令和5年度に設置されることを踏まえ、今回の4年間での改修は行わない。ただし、建築物の老朽化は日々進行していくため、必要に応じて児童生徒の教育環境における快適性や安全性への対応は行う。



本計画に定める見直し内容について

児童生徒数の変化を的確に把握し、施設に求められる柔軟な対応を検討します。

- ・児童生徒数の増加や減少を見据えた教室配置の見直しを行います。
- ・教室配置の見直しの検討状況によって、整備順位を見直します。

< 本計画 P.39より引用 >



児童数の推計を踏まえ、教室数の不足が見込まれることから、次の学校について、改築等の整備を行うこととした。

○谷口小は、令和4年度から令和9年度にかけて、校舎の増築及び既存校舎の改修

○淵野辺小は、令和6年度から令和9年度にかけて、校舎の改築及び既存校舎の改修

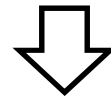


本計画に定める見直し内容について

他の公共施設との集約化・複合化、共用化等のためのストックとして維持します。

- ・余裕教室等の推移を整理し、配置を検討します。
- ・周辺公共施設の在り方等の方向性を勘案します。

< 本計画 P.39より引用 >



余裕教室等の推移を踏まえ、ストックとなる可能性のある校舎は、令和6年度から令和9年度までの4年間での改修は行わない。

○二本松小B棟、九沢小C - 2棟、大野南中B棟、麻溝台中C棟



令和6年度から令和9年度までの4年間の対象について

○今回の見直しを踏まえた令和6年度から令和9年度までの4年間の対象については、別添2のとおり

事業費について

○学校施設長寿命化計画に係る対象棟数及び事業費の推移<当初4年間の計画値>
計画策定時の当初4年分の概算総事業費は140億円(年平均35億円)
当初4年分の工事発注予定棟数は71棟(年平均18棟)

(百万円)

	R2	R3	R4	R5	平均
棟数	15棟	17棟	20棟	19棟	18棟
事業費	4,086	3,047	3,434	3,460	3,507



「相模原市学校施設長寿命化計画」の見直しについて

○学校施設長寿命化計画に係る対象棟数及び事業費の推移 < 改定後 > 棟数について

令和6年度は今年度実施している設計を踏まえた実施予定数。

令和7年度以降は、当初4年間の遅れを取り戻していくため、段階的に棟数を引き上げ、令和9年度は本計画の計画期間全体の年間平均棟数である18棟を見込む。

事業費について

令和6年度から令和9年度までの4年間の合計は約218億円で、年平均は約54億円。

令和2年度から令和9年度までの8年間での年平均は約38億円。なお、物価高騰の影響を除いた令和2年度から令和9年度の8年間での年平均は約31億円。（計画上の平準化ラインは年平均35億円）

(百万円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R2～R9平均
棟数	2棟	14棟	9棟	10棟	15棟	15棟	17棟	18棟	13棟
事業費	876	2,606	2,051	2,788	4,444	5,813	6,127	5,370	3,759
合計	35棟 / 83.2億円				65棟 / 217.5億円				
平均	8.8棟 / 20.8億円				16.3棟 / 54.3億円				

R2～R4までは実績額、R5は予算額、R6以降は概算額に物価高騰の影響を反映

(参考)物価高騰の影響を反映しない場合

(百万円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R2～R9平均
棟数	2棟	14棟	9棟	10棟	15棟	15棟	17棟	18棟	13棟
事業費	876	2,606	2,051	2,788	3,359	4,394	4,631	4,059	3,096
合計	35棟 / 83.2億円				65棟 / 164.4億円				
平均	8.8棟 / 20.8億円				16.3棟 / 41.1億円				

○別棟の給食室について、学校給食施設整備方針を踏まえた検討を進め、コスト比較や施設の特性を踏まえた施設整備の考え方を整理し、適切に長寿命化計画に反映する

○計画の進捗状況のほか、工事現場の働き方改革を受けた必要工期の確保や社会経済情勢の状況、近年の気象状況を踏まえた屋内運動場等への空調設備の設置、公共施設ZEB化の取組などの動向も踏まえ、整備手法や平準化の考え方などについて検討を進める

○4年後の改訂は、市総合計画基本計画の見直し時期でもあることから、次期基本計画の内容も踏まえ、見直しを実施する

○計画の推進に当たっては、財源や人員の確保が重要なことから、引き続き、庁内調整を進める



令和5年	8月18日	公共施設マネジメント検討調整会議	学校施設作業部会
	8月28日	公共施設マネジメント検討調整会議	
	9月6日	庁議（調整会議）	
	12月	補正予算（令和6年度整備分）	ゼロ市債の設定を検討
令和6年	3月	改訂	



事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月3日

案件名	当麻宿地区地区施設公園基本計画の策定に伴う公園位置の選定及び整備の取組について										
所管	環境経済 都市建設	局 区	まちづくり推進	部	公園 都市整備	課	担当者	内線			
事業効果 総合計画との関連	事業効果	当麻宿地区地区計画(平成24年度決定)に定められた地区施設公園を整備することにより、地区計画の趣旨である住宅地として魅力ある良好な環境を形成することができる									
	効果測定指標	地区施設公園の整備面積					施策番号		24市街地整備の推進と拠点の形成・活性化		
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
事業効果 年度目標		用地 購入	用地 購入	基本 設計	実施 設計	実施 設計・ 整備 工事	実施 設計・ 整備 工事	整備 工事			

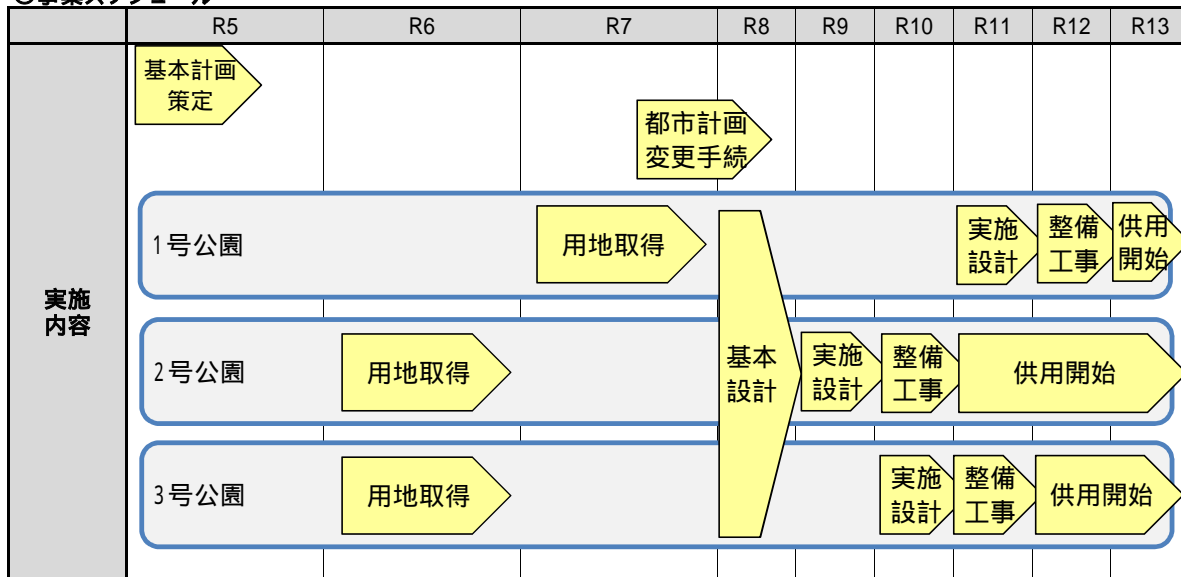
審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	当麻宿地区地区施設公園基本計画の策定に伴う公園位置の選定について ・地区施設公園整備の取組について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。

事案概要

平成24年度に決定した当麻宿地区地区計画において地区施設公園は概ねの位置と規模のみで、位置が特定されていないことから、エリアや面積を満たした公園区域を定めた地区施設公園基本計画を策定するもの。また、今後の地区施設公園整備に向けた取組について諮るもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
事業費(土木費)			364,563	151,501	12,945	9,930	120,872	46,250	46,277	1,472
うち任意分										
特財										
国、県支出金										
地方債	100%・75%		358,400	143,500	0	6,300	89,500	33,400	33,600	0
その他										
一般財源		0	6,163	8,001	12,945	3,630	31,372	12,850	12,677	1,472
うち任意分										
捻出する財源 2										
一般財源拠出見込額		0	6,163	8,001	12,945	3,630	31,372	12,850	12,677	1,472
元利償還金(交付税措置分を除く)										
捻出する財源概要										

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施に係る人工	A									
局内で捻出する人工	B									
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16	17	
		○					○		

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
南土木事務所	7/21(金) 審議事項・地区施設道路等について調整済
都市計画課	7/26(水) 審議事項・都市計画変更手続等について調整済
政策課	7/27(木) 審議事項について調整済
財政課	7/27(木) 審議事項について調整済
管財課	7/27(木) 審議事項・用地取得等について調整済
用地・補償課	7/27(木) 審議事項・用地取得等について調整済
政策課、財政課、管財課、都市計画課、用地・補償課、南土木事務所	7/28(金) 関係課長打合せ会議

備考	
----	--

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (8/7)

【同地域の他の公園について】

(総務法制課長)当該地域には当麻宿さくら第1、第2、第3公園もあると認識しているが、同エリア内にさらに公園を整備するのか。

(都市整備課長)当麻宿さくら第1公園等は当麻宿地区土地区画整理事業により整備したものであり、今回の地区計画とはエリアが異なる。

【スケジュール及び財政負担について】

(経営監理課総括副主幹)当麻宿地区地区施設公園基本計画はいつ策定するのか。

(公園課長)今年度中の策定を予定している。

(人事・給与課総括副主幹)用地取得の時期が公園によって異なる理由は何か。

(都市整備課長)当初は令和5年度に用地取得の着手を予定していたが、スケジュールが遅れ、令和6～7年度の予定となっている。

(財政課長)用地取得の先行により、維持管理費がかなり発生するので、地権者との調整がつくようであれば、令和7年度にまとめて取得することも検討してもらいたい。また、用地取得の年度を分散するとともに、起債により事業費の平準化を図られているのは承知しているが、現場の状況を踏まえ、財政的なことについては調整させていただきたい。

(財政課長)当該事業費には国庫補助メニューはないのか。

(公園課長)国庫補助のメニューは研究したが、当てはまるものがない。

(財政課長)用地買戻しについては、予算措置の影響でスケジュールが遅れることも考えられるが、その場合、どういった影響があるのか。

(公園課長)用地買戻しのスケジュールが遅れた際には、その間の用地の維持管理費が生じる。

(都市整備課長)令和3年度に策定した整備計画に基づいてスケジュールを組んでいる。

(政策課長)それぞれの公園のスケジュールが重ならないようにしているのは承知した。財政課からの意見のとおり、今後、スケジュールの調整の可能性があることは認識いただきたい。

原案のとおり上部会議に付議する

令和5年10月3日(火)
決 定 会 議

当麻宿地区地区施設公園基本計画の 策定に伴う公園位置の選定及び 整備の取組について

環境経済局 公園課
都市建設局 まちづくり推進部 都市整備課



1 これまでの取組

- (1) 当麻宿地区地区計画（平成24年度決定）について
- (2) 地区施設公園整備計画方針（令和3年度策定）について

2 当麻宿地区地区施設公園基本計画の策定

- (1) 策定内容について
- (2) これまで策定経過について
- (3) 公園の基本方針について
- (4) 公園位置の選定の考え方について

3 公園位置の選定（案）

- (1) 1号公園について
- (2) 2号公園について
- (3) 3号公園について

4 公園整備の取組

- (1) スケジュールについて
- (2) 費目別概算事業費について

1 これまでの取組

(1) 当麻宿地区地区計画（平成24年度決定）について

<地区計画のあらまし>

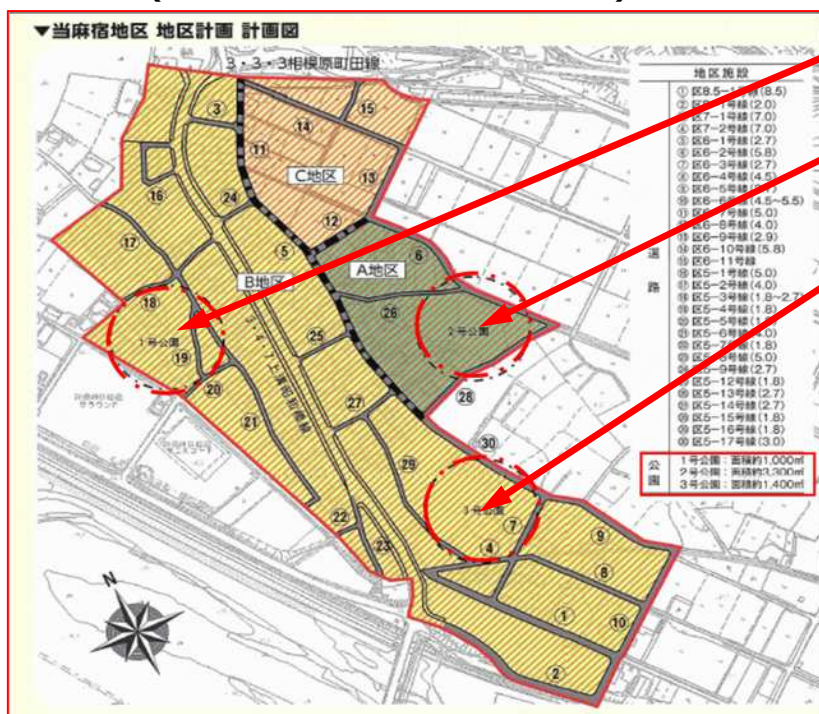
○趣 旨

道路・公園などの都市基盤整備を進めるとともに、建築物等を計画的に誘導し、既存集落を保全しつつ、住宅地として魅力ある良好な環境を形成することを目標に定められたもの

○地区施設の整備方針（公園）

潤いをもたらし、防災上の公開空地として利用できる公園を配置する。

○位置図(面積 約16.7ha)



1号公園	面積約1,000m ²
2号公園	面積約3,300m ²
3号公園	面積約1,400m ²

※概ね円内に収まる位置に上記面積を確保する。

※地区計画の区域面積の3%以上確保する。

1 これまでの取組

(2) 地区施設公園整備計画方針（令和3年度策定）について

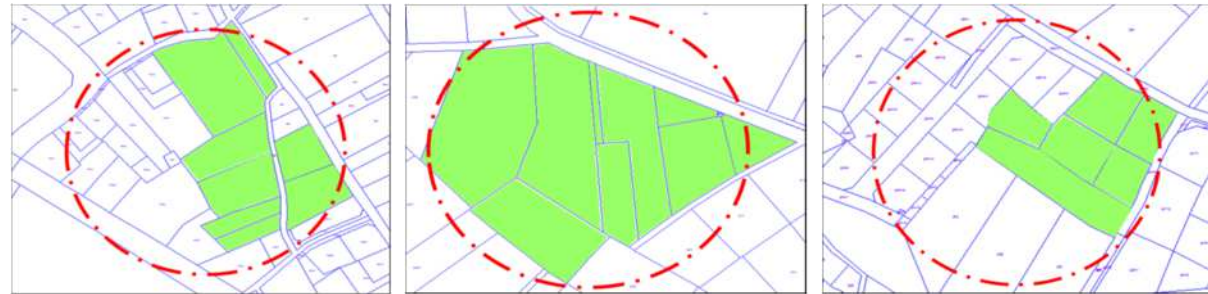
<整備計画方針のあらまし>

○趣 旨

- ・地区計画決定以来、10年を経過する現状を踏まえ、これまで未着手であった本地区の地区施設公園の整備の具体的取組の方向性を示したもの

○地区施設公園の位置の特定

- ・候補地（建築物又は工作物などの支障となる物件が無い土地）は、図のとおりとしたこと



1号公園（約1,000㎡） 2号公園（約3,300㎡） 3号公園（約1,400㎡）

- ・公園の位置は、基本計画により定めること
- ・公園の位置の特定とは、土地所有者が公園用地として本市へ譲渡することを承諾した時とすること

○段階的整備計画

- ・整備の期間は、令和4年度から令和13年度とし、この期間において、土地周辺の市街化の熟度に則し、段階的に整備を行うこと

○地区施設道路用地の確保

- ・公園用地は、筆単位で土地を取得することを基本とすること
- ・地区施設道路の用地が含まれる場合は、公園と道路の整備工事の実施の先後により、先行する施設管理者が土地の実測及び分筆を行うこと

2 当麻宿地区地区施設公園基本計画の策定

(1) 策定内容について

周辺土地利用、敷地分析を行い、地区計画で定められたエリアや面積を満たした公園位置を定め、地区施設公園の整備に向けた基本方針や個々の特性に応じた公園の整備コンセプトを定めたもの

(2) これまでの策定経過について

令和4年12月～ 候補地内の測量を実施

令和4年12月～ 当麻宿地区地区施設公園基本計画策定業務を実施

令和5年6月末 地域団体に基本計画に対し、意見を聴取

(3) 公園の基本方針（3公園に共通する基本方針）について

潤いをもたらし、防災上の公開空地として利用できる公園配置を基本とし、次のとおり地区施設公園の全体の基本方針を定めるものとする。

遊びや軽運動などの動的なエリアと休息などの静的エリアをゆるやかに分けた、誰もが楽しめる公園

平時には憩いとゆとり、災害時には強さを発揮する公園

周囲の自然景観やまち並みに調和し、当麻宿地区の将来にわたる財産となる公園

※本基本方針をベースに、公園ごとに立地特性に即した整備コンセプトを定め、特色ある公園とするもの。

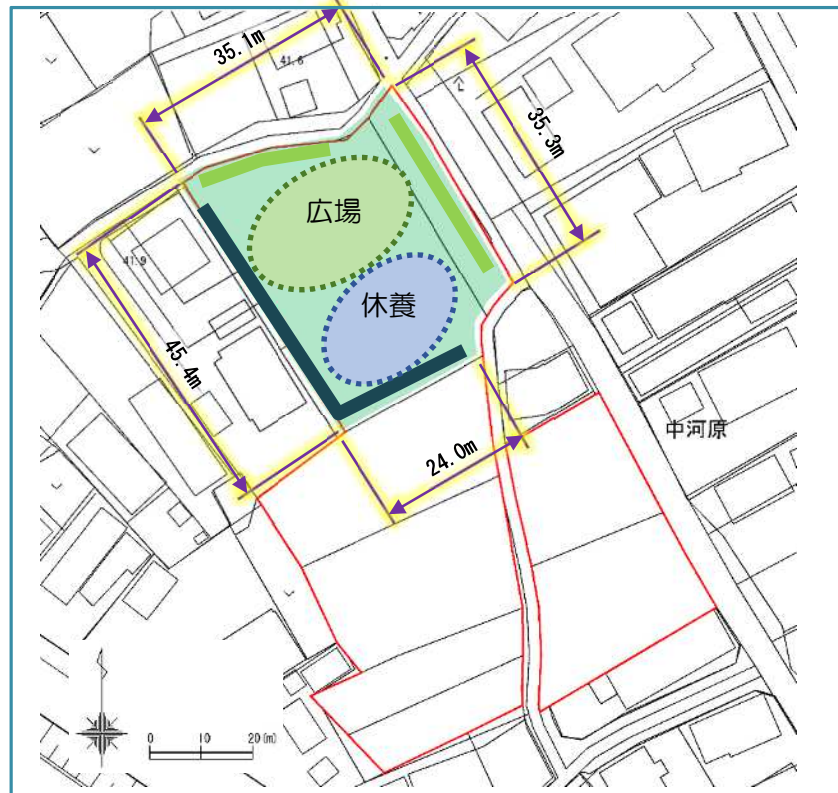
(4) 公園位置の選定の考え方について

公園位置の選定にあたり、以下の評価項目により選定を行った。

立地・景観性、土地の形状・公園機能、隣接地の土地利用の関連性、アクセス性、防災機能確保、公園整備の早期実現性、公園面積の状況、生産緑地指定の効果

3 公園位置の選定（案）

(1) 1号公園について



区域面積 (㎡)	規定：約1,000・公簿：1,229 実測：1,457（道路分82・公園分1,375）
接道	2面（北側・東側）
近接住宅地	西側・南側・東側・北側

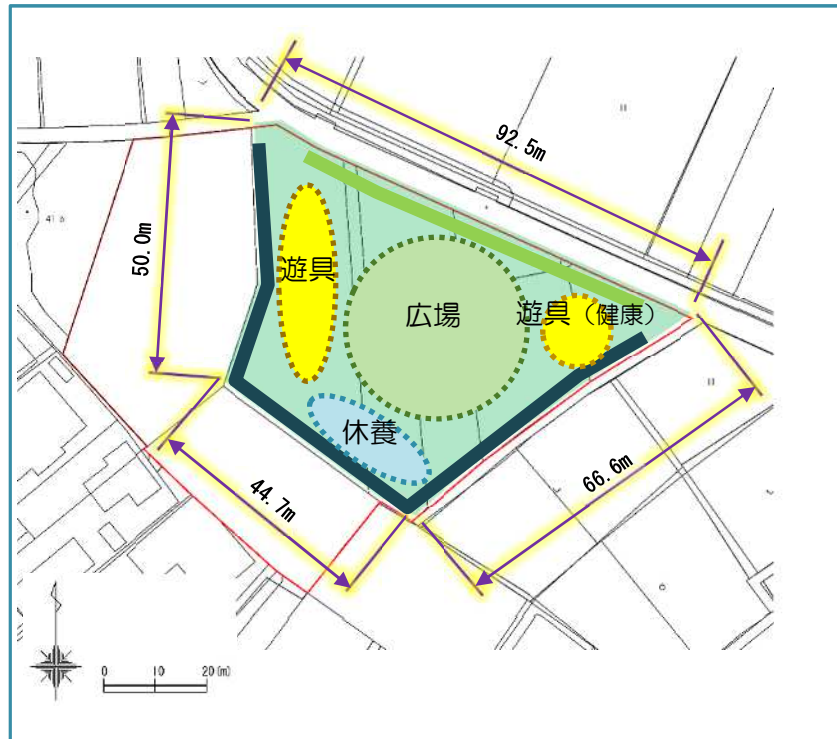
※道路用地分はCAD求積による概数

整備コンセプト

- ・周辺まち並みの良好な景観形成に貢献する緑豊かな広場
- ・周囲に開かれた季節を感じるオアシス空間
- ・緑の力で快適にすごせる地域住民の憩いや立ち寄りの場

3 公園位置の選定（案）

(2) 2号公園について



区域面積 (㎡)	規定：約3,300・公簿：3,301 実測：3,558（道路分389・公園分3,169）
-------------	---

接道	2面（北側・東側）
----	-----------

近接住宅地	西側・南側
-------	-------

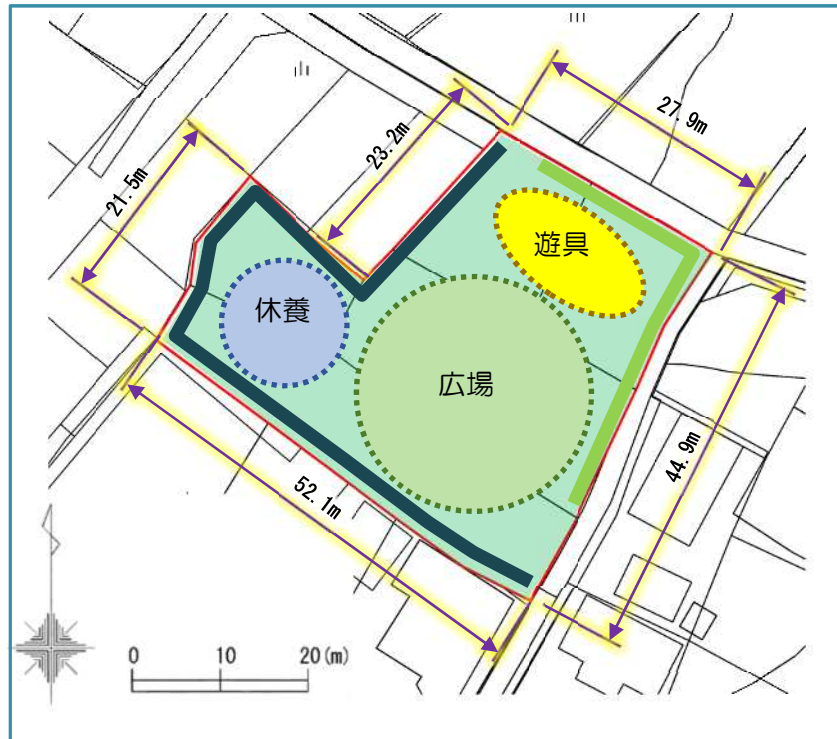
※道路用地分はCAD求積による概数

整備コンセプト

- ・農地と住宅が共存できるように空間確保した公園
- ・子どもの遊び場、健康トレーニングや休憩エリアなど多様な利用を受け止める公園
- ・地域を守る防災機能を有し、緑の力で快適にすごせる公園

3 公園位置の選定（案）

(3) 3号公園について



区域面積 (㎡)	規定：約1,400・公簿：1,717 実測：1,763（道路分85・公園分1,678）
接道	2面（北側・東側）
近接住宅地	西側・南側・東側・北側

※道路用地分はCAD求積による概数

整備コンセプト

- ・隣接する民地（宅地等）を意識させない多目的な広場空間を主体とした植栽レイアウト
- ・緑の力で快適にすごせる地域住民の憩いや立ち寄りの場

4 公園整備の取組

(1) スケジュールについて

(千円)

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
全体			都決変更 更手続					
1号		用地 取得	基本 設計	実施 設計	整備 工事	実施 設計	整備 工事	供用 開始
2号	用地 取得			実施 設計	整備 工事	供用開始		
3号	用地 取得				実施 設計	整備 工事	供用開始	
一般会計	6,070	7,925	12,945	9,930	120,872	46,250	46,277	1,472
内訳	補償積算 6,070	補償積算 2,220 維持管理費 5,705	基本設計 8,773 維持管理費 4,172	実施設計 8,458 維持管理費 1,472	整備工事 113,882 実施設計 5,518 維持管理費 1,472	整備工事費 38,788 実施設計 5,990 維持管理費 1,472	整備工事費 44,805 維持管理費 1,472	維持管理費 1,472
				用地買戻し 502,069 ※時期等は財政課と要調整				
特財	0	0	0	6,300	89,500	33,400	33,600	0
一財	6,070	7,925	12,945	3,630	31,372	12,850	12,677	1,472
特別会計 (公共用地先 行取得事業)	358,493	143,576						

※用地取得の状況等により、スケジュールは変更となる可能性あり

4 公園整備の取組

(2) 費目別概算事業費について

(千円)

内容	公園別			計	財源内訳	
	1号	2号	3号		特財	一財
用地取得費 (買戻し)	143,576	220,925	137,568	502,069	376,500	125,569
用地費	137,063	208,190	134,169	479,422		
補償費	6,513	12,735	3,399	22,647		
補償積算	2,220	3,380	2,690	8,290	0	8,290
基本設計費				8,773	0	8,773
実施設計費	5,990	8,458	5,518	19,966	14,800	5,166
整備工事費	44,805	113,882	38,788	197,475	148,000	49,475
計				736,573	539,300	197,273
維持管理費						
柵設置	2,700	3,080	1,560	7,340	0	7,340
除草	407/年	712/年	353/年	1,472/年	0	1,472/年

- ・用地取得（用地費・補償費）は公共用地先行取得事業特会において、公共用地先行取得等事業債（充当率100%）を活用
- ・用地買戻し、実施設計費、整備工事費は一般単独事業債（充当率75%）を活用

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月3日

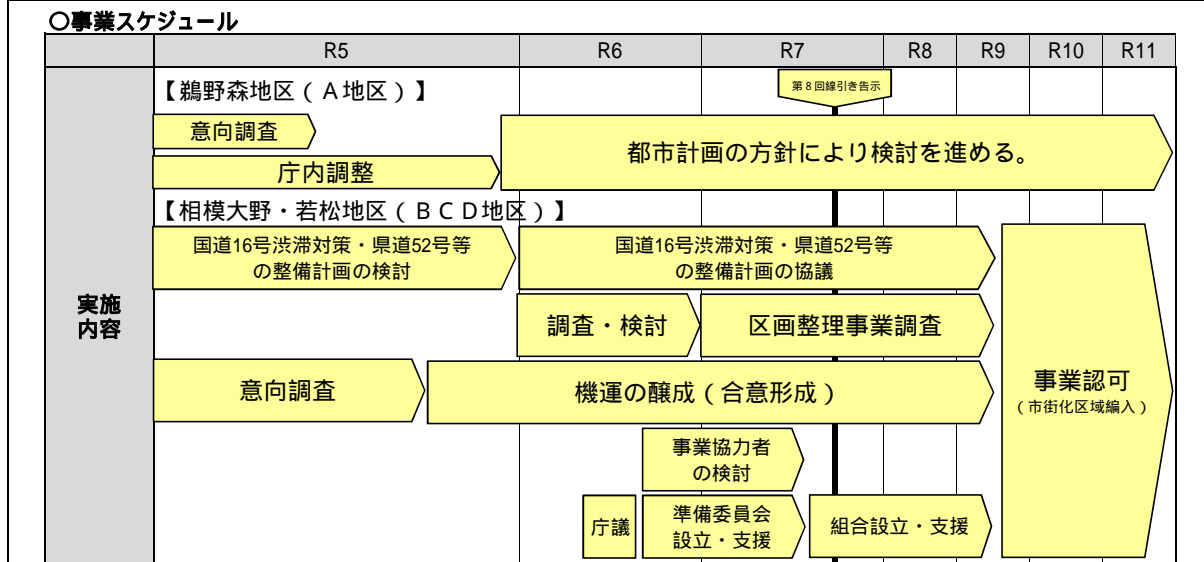
案件名	鵜野森交差点周辺地区(A、BCD地区)のまちづくりの取組について							
所管	都市建設	局区	まちづくり推進	部	都市整備	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	・本地区にふさわしい秩序ある土地利用及び周辺環境と調和する土地利用の誘導に資する。 ・幹線道路等の都市基盤整備と整合した計画的な市街地の形成に資する。						
	効果測定指標	良好な市街地環境の形成				施策番号	24	
		R5	R6	R7~R8	R9~			
	事業効果 年度目標	[A地区] ・今後の取組検討 [BCD地区] ・幹線道路計画の決定 ・地権者合意形成支援	[BCD地区] ・事業調査検討業務委託の実施 ・地権者との合意形成 ・事業化に向けての意思決定	[BCD地区] ・準備組合設立・支援 ・区画整理事業調査の実施	[BCD地区] ・事業認可 ・市街化区域編入			

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	鵜野森交差点周辺地区(A、BCD地区)の事業化に向けた取組について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。

事案概要

本地区は、令和3年2月に土地利用構想を策定しており、地権者等との研究会で調整を行ってきた。鵜野森地区(A地区)については、鵜野森中学校の外周や開発道路など、都市基盤が概ね整っている状況であるため、都市基盤を補完しながら良好な市街地環境の形成が図れる「地区計画」によるまちづくりの検討を行っており、取組状況について報告をするもの。
相模大野・若松地区(BCD地区)については、幹線道路等の都市基盤整備と整合を図るため、幹線道路整備計画の検討を行っており、今後の事業化に向けた検討への取組について諮るもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工



○事業経費・財源【BCD地区】		(千円)						
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(土木費)		1,859	18,800	令和7年度以降は、組合施行による土地 区画整理事業を想定しているが、調査・ 検討において精査を行う。				
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		1,859	18,800					
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		1,859	18,800					
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A			事業手法により、業務量の増加に伴う 人員の増員などの検討が必要。				
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0					

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
									○
	10	11	12	13	14	15	16	17	
		○							

日程等 調整事項	条例等の調整		議会提案時期		報道への情報提供	なし
		パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議 出席課:政策課、財政課、農政課、公園課、都市建設総務室、都市計画課、道路計画課、下水道経営課、学務課、都市整備課	令和5年8月14日(月) 件名:鶴野森交差点周辺地区(A、BCD地区)のまちづくりの取組について 結果:調整会議へ付議することを確認した。 主な意見: ・鶴野森地区(A地区)は、第8回線引き以降に人口フレームが設定できない場合、市街化区域編入が実施できないということか。(政策課) ・都市計画のルールがあり、地権者の同意が得られない状況においては、すぐに進めることが難しいと考えている。地元の意向も確認しながら、都市計画の方針により検討したい。(都市整備課) ・相模大野・若松地区(BCD地区)で反対する地権者が増えた場合、どうするのか。(政策課) ・これまで説明していない減歩による地権者負担等について説明をし、同意を得たいと考えている。(都市整備課) ・複数のまちづくり事業があり、局内での調整が必要ではないか。(財政課) ・麻溝台・新磯野地区の後続地区の庁議にあたって市街地整備事業の優先順位について指摘を受けており、検討を行っている。組合施行の土地区画整理は、地権者からの要望を受け進めているが、事業内容や手法によっては、事業支援を受けず進めている地区もあり、どこまで支援するかで財政負担が変わってくる。(都市建設総務室)

備考

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (8/23)

【A地区について】

○(人事・給与課長)A地区について、市街化区域の編入に反対が多い理由は何か。
(都市整備課長)A地区には、都市計画法34条第11号の開発行為の特例制度を利用して作られた宅地がある。このエリアは、周辺を市街化区域に囲まれており、道路幅員は6mで下水道も整備されている。実際にそのエリアの地権者に意見を伺ったところ、市街化調整区域と承知した上で購入しており、資産価値上昇のメリットよりも都市計画税などの税負担増のデメリットの方が大きいと捉えている。

【BCD地区について】

○(総務法制課長)A地区は、なかなか同意が得られないため市街化区域への編入が難しいとのことであるが、BCD地区は、土地区画整理事業に向け同意率の目標値はあるのか。

(都市整備課長)組合施行の土地区画整理事業を想定しており、法では3分の2以上の同意が必要であるが、土地区画整理事業に併せて地区計画を策定することから8割以上の同意を目指したい。

○(総務法制課長)BCD地区に若松小学校があるが、こうした公共施設についての減歩はどうか。

(都市整備課長)今後、学務課と調整をする必要があるが、全く減歩がないとは言えない。

(総務法制課長)清算金での対応となる可能性もあるのか。

(都市整備課長)可能性はある。

○(総務法制課長)BCD地区は、国道16号の渋滞対策に併せて県道52号の整備をするという説明であるが、県道52号は相模原愛川インターチェンジから西大沼まで都市計画決定されていると思うが、県道52号の扱いはどうするのか。

(都市建設総務室長)県道52号の都市計画決定を行っているのは西大沼4丁目の交差点までであり、そこから国道16号までは都市計画決定していない。総合都市交通計画において、国道16号まで4車線化が必要と位置付けられているため、相武国道事務所との協議を踏まえ、今後、必要な幅員を確保する方法を検討していきたい。

(総務法制課長)都市計画の変更等をして4車線化にしていくということか。

(都市整備課長)都市計画の変更等については今後の調整になるが、少なくとも将来的な4車線化に対応できる幅員は確保していきたいと考えている。

(原案のとおり上部会議に付議する。)

鵜野森地区整備促進事業 鵜野森交差点周辺地区（A、BCD地区） のまちづくりの取組について

令和5年10月3日 決定会議

都市建設局 まちづくり推進部 都市整備課



事業概要

市街化区域に囲まれた市街化調整区域である鵜野森交差点周辺地区の良好な市街地環境を確保するため、幹線道路等の都市基盤整備と整合を図りながら、地区計画や土地区画整理事業等の手法により、計画的な市街地の形成を図る。

1 概要

- (1) 総事業面積 約18.2ha
- (2) 総地権者数 127名（令和5年4月現在）
- (3) 地域特性
 - ・市街化区域等に囲まれた市街化調整区域
 - ・相模大野駅、古淵駅、町田駅から約2km以内の徒歩圏内
 - ・県道52号と国道16号の交差部に位置し、主要渋滞箇所を含む。
 - ・横浜町田IC及び相模原愛川ICまでのアクセスが良好
 - ・文教施設や開発等による住宅が点在しているが、農林業的土地利用も多く残っている。

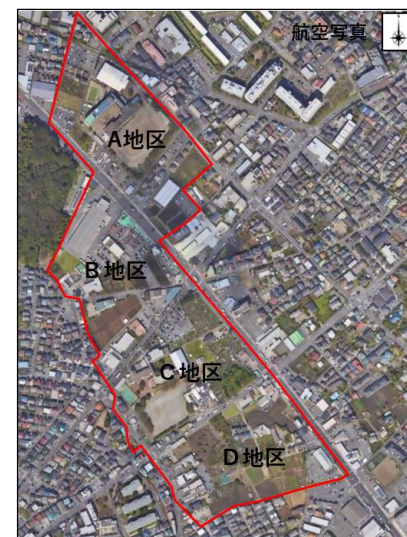


2 行財政構造改革プラン

- (1) 計画期間中に検討・調査は実施します。
- (2) 幹線道路等の都市基盤整備と整合を図りながら、事業化に向けた検討を進めます。

3 地区の状況

- (1) 鵜野森地区（A地区） 事業面積：約5.0ha、地権者数：40名
都市基盤が概ね整っている状況。
⇒地区計画によるまちづくりが望ましい。
- (2) 相模大野・若松地区（BCD地区） 事業面積：約13.2ha、地権者数87名
都市基盤の整備が不足している状況。
⇒土地区画整理事業によるまちづくりが望ましい。



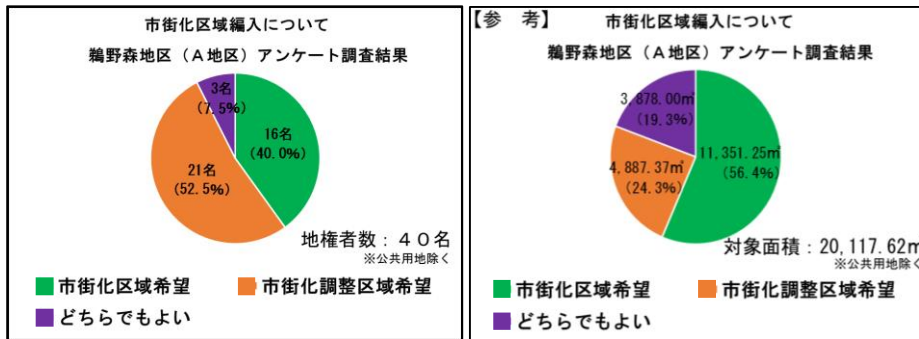
これまでの経過

年度	鶺野森地区(A地区)経過	相模大野・若松地区(BCD地区)経過
H28年度	鶺野森地区まちづくりを考える会設立	相模大野・若松地区まちづくりを考える会設立
H29年度	第1回研究会	第1回～第3回研究会
	アンケート調査(今後のまちづくりについて)	
H30年度	第2回研究会	<p>政策会議(BCD地区の事業化に向けた取組について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業化に向けた取組について承認 ・周辺地域との整合や渋滞対策を含めて総合的に土地利用を検討する。 第4回～第6回研究会
R1年度	第3回～第5回研究会	第7回～第9回研究会
	事業所管課の変更、アンケート調査・戸別訪問(H29未回答者)	
R2年度		民間活力を用いた事業推進の検討
	<p>戦略会議(土地利用構想の策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用構想の承認 ・民間企業を含めた様々な意見を取り入れた土地利用や事業手法についての検討・調査を進める。 ・土地利用や事業手法、幹線道路の整備計画が固まった後、資金計画や事業スケジュールの庁議を実施し、意思決定を行う。 	
R3年度	まちづくり便りの発行	行財政構造改革プラン策定 第11回研究会
R4年度	まちづくり便り(号外)の発行、第6回研究会 アンケート調査(市街化について)	幹線道路計画に関する調整(相武国道事務所) 地権者の代表に対する勉強会、第12回研究会
	<p>関係課長打合せ会議(鶺野森交差点周辺地区に係る今後の取組について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A地区は地権者同意率を上げ、第7回線引き期間内での市街化区域編入を図る。 ・BCD地区は幹線道路計画の検討を進め、その結果により事業化に向けた検討や地権者の合意形成を図る。 	
R5年度	鶺野森地区まちづくりを考える会役員会 今後の取組の方向性に関する調整	幹線道路計画に関する調整(相武国道事務所) アンケート調査(市街化について、土地区画整理の必要性について)

鵜野森地区（A地区）の状況

＜アンケート調査結果＞

⇒市街化区域への編入についての意向を調査



＜地権者の主な意見＞

市街化区域編入希望	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地化、学校施設等を踏まえたまちづくりが必要である。 ・住宅、農地、店舗等が混在しており、市街化調整区域本来の意義を満たしていない。 ・将来的には自由度のある土地利用をしたい。など
市街化調整区域希望	<ul style="list-style-type: none"> ・現状で何も問題が無く、住宅で使用するだけで考えると、不都合を感じない。 ・税の負担が増えるだけで、何もメリットを感じない。など

⇒地区内に居住する地権者の同意が得られず、編入の条件となる地区計画の策定に必要な8割以上の同意を得られない。

・市街化調整区域を希望する地権者が多いが、市街化区域編入を希望する地権者も一定数いる。

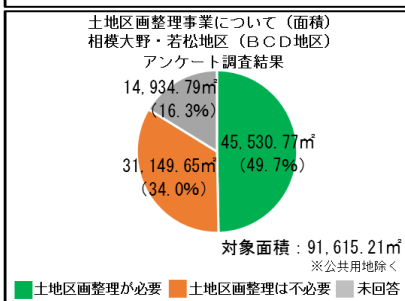
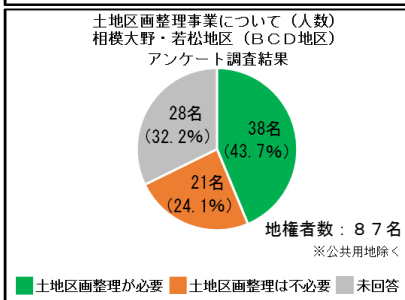
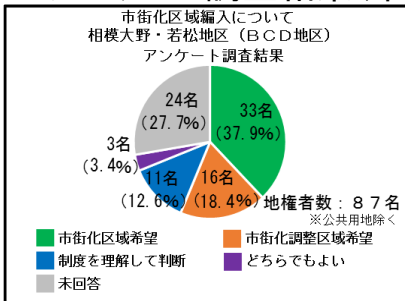
＜今後の取組＞

市街化区域編入の基準を満たしているが、地域の機運が高まっていないことから、今後も地権者との関係性を保ちつつ、相模大野・若松地区等の情報提供を行いながら、第8回線引き以降の都市計画の方針により検討を進める。

相模大野・若松地区（BCD地区）の状況

＜アンケート調査結果（令和5年9月22日時点）＞

⇒市街化区域への編入及び土地区画整理事業についての意向を調査



市街化区域編入に関する主な意見	
市街化区域編入希望	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の価値が上がる。 ・農業を続けられない。 ・地域の発展が見込まれる。など
市街化調整区域希望	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のままが最高の環境である。 ・税の負担が増える。 ・不都合を感じない。など

土地区画整理事業に関する主な意見	
土地区画整理が必要（一番期待する効果）	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地の利用増進 ・居住環境の向上 ・道路の整備 ・まちの衛生の向上 など
土地区画整理は不要	<ul style="list-style-type: none"> ・現状に特に不満がない。 ・無駄な道路が増える。など

自由意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・早期に市街化区域に編入されることを望む。 ・商業地や学校、保育施設等が既にあり、現状の一部変更でよい。 ・具体的にどのようなまちになるのか知りたい。など 	

・全体的に反対者が少なく、地区によっては同意率が高い。
・事業計画の内容により同意率の向上が見込まれる。
・土地区画整理事業により国道16号の渋滞対策が実施できる。

＜今後の取組＞

幹線道路整備計画を反映した土地利用計画(案)の作成や概算事業費等を算出し、事業化に向けた検討を行う。

●区域内幹線道路整備計画に係る調整の方向性



鵜野森交差点周辺地区土地利用構想 土地利用ゾーニング図(令和3年2月)に一部加筆

幹線道路の現状

- 国道16号(検討区間:約670m)
都市計画道路3・3・1号国道16号
都計幅員22m、現況幅員22m
- 県道52号(検討区間:約230m)
都市計画道路3・3・6号町田新磯
都計幅員11m、現況幅員16～18m
- 市道若松(検討区間:約230m)
現況幅員9～12.5m

○国道16号の渋滞対策の検討

土地区画整理事業検討区域内(八王子方面)に左折付加車線を設置し、交差点の通過車両の円滑化を図り、慢性的に発生している渋滞を緩和させる。

令和4年度に相武国道事務所が実施した検討業務において、左折車線設置が渋滞緩和に有効であることを確認しており、まちづくりとの整合について相武国道事務所と協議を行う。

○県道52号及び市道若松の整備計画の検討

国道16号の渋滞対策に併せて、県道52号及び市道若松の道路整備計画の検討を行う。



○事業化に向けた検討(令和6年度実施予定)

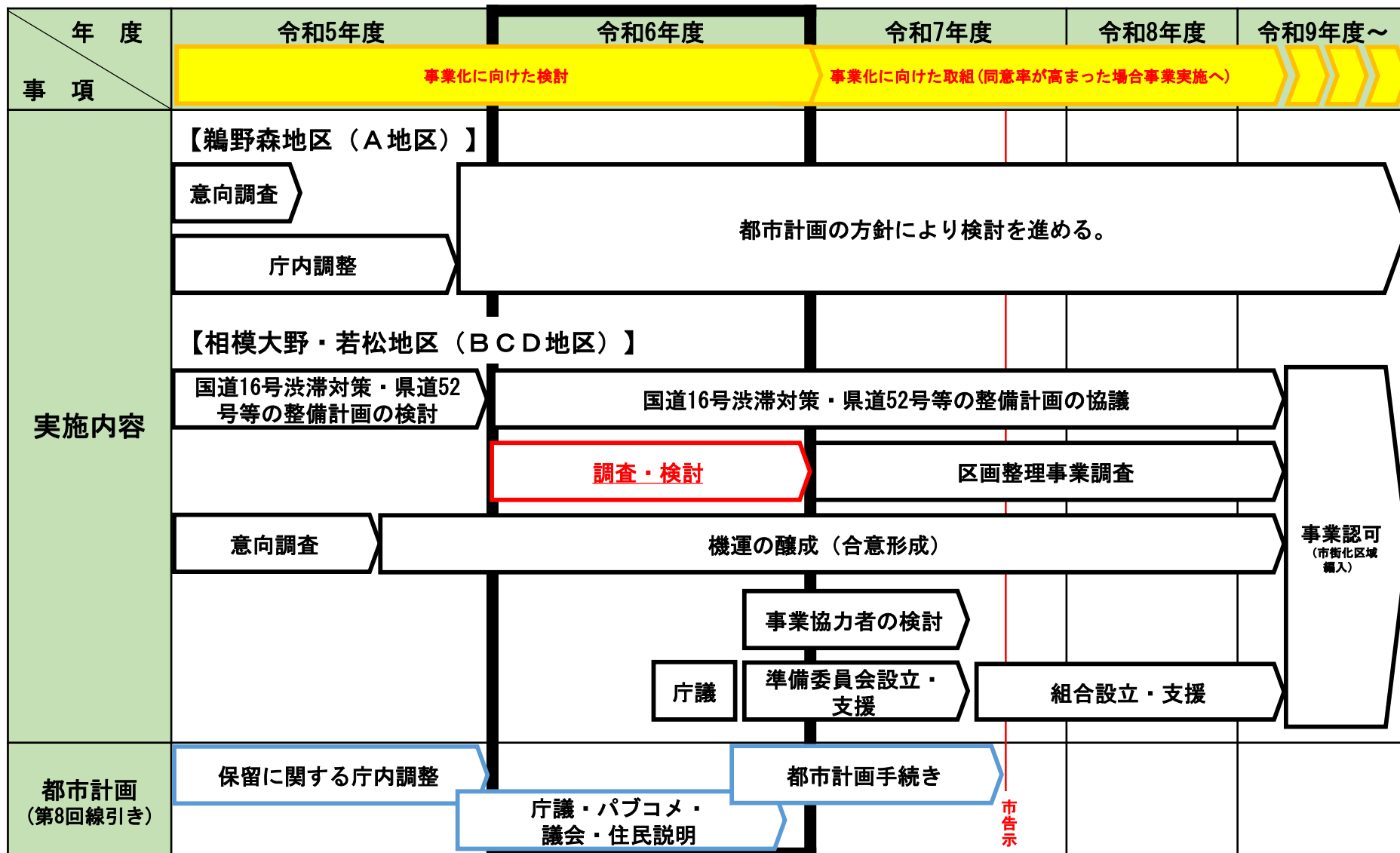
現在の土地利用計画(案)に土地区画整理事業検討区域内の幹線道路整備計画を反映させ、概算事業費、想定平均減歩率等の見直しを行う。

また、事業手法の検討や事業協力者となり得る者へアンケート等調査を実施し、事業化に向けた検討を行う。



土地区画整理事業検討区域内の地権者の合意形成や相武国道事務所、交通管理者との協議、庁内の意思決定を行う。

●事業スケジュール（案）



※事業化に向けた取組の実施内容については、調査・検討の結果により、変更となる場合がある。

※第8回線引き見直し期間内で事業化する現時点でのスケジュール（案）であり、変更となる場合がある。

※相模大野・若松地区（BCD地区）については、組合施行の土地区画整理事業を想定。

●令和6年度調査・検討業務委託について

<内 容>

- ① 平成30年度土地利用調査検討業務委託の成果を基に、相武国道事務所の国道16号渋滞対策や県道52号（（都）町田新磯線）等の幹線道路整備計画を反映させ、土地利用計画(案)、概算事業費、想定平均減歩率等の見直しを行う。
- ② 見直した土地利用計画(案)、概算事業費、想定平均減歩率等により、事業手法の検討や事業協力者となり得る者へアンケート等調査を実施し、事業化に向けた検討を行う。

●事業費（財源）

委託費：18,800千円（一般財源）

※新市街地における調査費は、国庫補助の対象外である。

●令和6年度以降の取組

- ・ 相模大野・若松地区（BCD地区）については、調査・検討業務により、事業化が見込まれ、地権者の同意率が高まった場合、意思決定を行い、事業化に向けた取組を進める。
- ・ 鵜野森地区（A地区）については、調査・検討業務の情報提供を行いながら、都市計画の方針により検討を進める。

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(保留地取得費)								900,000
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	900,000
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	900,000
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
							○	○	
									
	○								

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議 (政策課、総務法制課、財政課、都市建設総務室、都市計画課、都市整備課、リニア駅周辺まちづくり課、教育総務室、学務課、学校施設課)	令和5年9月6日 ・先行住宅街区等の清算方法については、一部資料を修正し再審議とする。また、別途庁議を予定していた若草小学校用地の減歩への対応についても同時に審議することとし、改めて関係課長打合せ会議にて審議する。
関係課長打合せ会議 (政策課、総務法制課、財政課、都市建設総務室、都市計画課、都市整備課、リニア駅周辺まちづくり課、教育総務室、学務課、学校施設課)	令和5年9月15日 ・麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業における学校用地(若草小学校)の取扱い及び先行住宅地街区の清算方法について、調整会議へ付議することを確認した。

備考	
----	--

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (9/28)</p>	<p>【清算金の算定方法等について】 (総務法制課長)清算金の算定において、小松会病院や小規模宅地については、土地区画整理法95条に基づき、減歩せずに清算金を徴収するということによるのか。 (麻溝台・新磯野地区整備事務所長)そのとおりである。 (人事・給与課長)指数の単価を算定するに当たり、通常の売買金額や不動産鑑定評価を使わず、単価の低い固定資産税評価額を用いる理由を伺いたい。 (麻溝台・新磯野地区整備事務所長)区画整理事業は、土地の権利変換を行うことで整理することが大前提となるが、最終的に工事誤差等により、多少の不均衡が生じる。それを整理する中で、基本的には地権者に大きな負担を与えないという考えの下、清算単価を低く設定する。公共施行の場合、固定資産税評価額を用いる自治体が多い。</p> <p>【条例改正について】 (総務法制課長)説明資料のスケジュールに条例改正について記載されているが、今回、条例改正は審議事項ではなく、今後、必要となった場合に改めて庁議に諮るという理解によるのか。 (麻溝台・新磯野地区整備事務所長)そのとおりである。清算金の徴収について、現行では5年以内としているが、清算対応者の生活設計への影響などを踏まえ、期間を延長する必要がある場合は条例改正が必要ではないかと考えている。</p> <p>【財源について】 (財政課長)事業費について、いつに、いくら必要か。 (都市建設総務室長)麻溝台・新磯野地区第1整備地区の事業費自体は市街地整備基金に積んでいるが、本事業に関しては、工事完了を目指している令和11年度に約9億円の金額が追加で発生すると想定している。 (麻溝台・新磯野地区整備事務所長)今後、物価高騰等の影響も想定され、事業費が膨らむ可能性もあるが、事業費の圧縮や保留地がより高く売却できれば、改めて令和11年度に9億円を確保する必要はなくなり、事業計画の中で整理ができる可能性はあると考えている。 (財政課長)廃棄物混じり土の処分委託については、市街地整備基金から取り崩すのか。 (麻溝台・新磯野地区整備事務所長)そのとおりである。執行残は市街地整備基金に戻すかどうかは調整させてもらいたい。 (財政課長)本件が上部会議に諮られた場合、予算のやり繰りについては、説明いただきたい。</p> <p>(原案のとおり上部会議に付議する。)</p>
----------------------------------	---

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理事業に関する 学校用地の取扱い及び先行住宅地街区の清算方法について

説明内容

- 1 学校用地の取扱いの経過について
- 2 学校用地の取扱方針について
- 3 先行住宅地街区における清算対応の経緯
- 4 清算制度に係る説明
- 5 清算金の指数単価の算定方法について
- 6 徴収清算金の交付方法について
- 7 今後のスケジュール

令和5年10月3日(火)
決定会議資料
麻溝台・新磯野地区整備事務所

審議事項について

- ① 若草小学校敷地部分について、他の一般宅地と同様に減歩し、減歩された敷地部分については保留地を設定後、従前地の地積と同じ地積を確保するものとして、事業が進められてきたが、保留地を購入する時点で予算措置が必要になることについて関係部局との具体的な協議や調整に至っていないため、**取扱いを整理するもの。**
- ② 既に使用収益を開始している先行住宅地街区において、市の係数操作等により従前地の評価を見直す必要があるが、換地面積を増減（減歩）することが困難であるため、清算（金銭での徴収又は交付）で対応をする必要がある。先行住宅地街区の地権者に対し、想定 of 清算金を示さないと理解を得ることが難しいことから、清算手続き前であるが、**清算金の指数単価の算定方法を決定するもの。**
- ③ 及び**徴収清算金の交付方法を決定するもの。**

1 学校用地の取扱いの経過について

【経過】

○平成10年7月 政策会議

政策会議において、小学校等の公益施設について、現位置に換地すること、**減歩すること及び付保留地により買い戻すことを意思決定。**

ただし、この時点では、地区全体約148haでの整備が前提。

○平成23年8月

政策会議において、土地区画整理法第95条に基づく特別な考慮により、位置や面積について現状のままとする予定である旨を説明。

○平成24年6月・7月

- ・第一整備地区まちづくり研究会（地権者組織）の作業部会において、地権者から若草小学校の配置を見直すよう要望。
- ・若草小学校を減歩緩和し、清算対応として審議会へ諮問予定と説明。

1 学校用地の取扱いの経過について

【経過】

○平成26年9月

若草小学校に保留地を設定する意思決定をしないまま、若草小学校を事業区域に含めて事業計画を作成。

○平成27年6月

土地区画整理審議会において、位置、地積等に特別の考慮を払い換地を定める（土地区画整理法第95条第1項）ことが適当として、**「減歩地積相当の保留地を確保して、市に随意契約で売却する。」** ことについて同意を得る。

○令和元年6月 A & A 区画整理事業一時立ち止まり

○令和2年2月

検証結果報告書にて「保留地を購入する時点で予算措置が必要になることについて関係部局との具体的な調整に至っておらず、意思決定がされていない状況」が課題で、取組の方向性として「関係部局において整理が必要」となってる。

○令和4年5月 A & A 区画整理事業再開決定

2 学校用地の取扱方針について

区画整理事業における、学校等の公共用地の取扱は以下の2つケースが一般的と考えられる。

ケース① 減歩せずに清算金を徴収

ケース② 減歩し、市が付保留地を購入

表 都道府県市施行で学校が事業地内に含まれる都市の対応状況

都市名	ケース①			ケース②			
	95条適用	通常通り徴収	減額または免除	減歩	減歩のみ	宅地を先行取得	保留地買取
千葉県	○	○		○		○	
さいたま市				○			○
千葉市	○	○		○		○	
名古屋市				○	○		
北九州市	○		○				
福岡市	○	○					

2 学校用地の取扱方針について

ケース① 減歩せずに清算金を徴収

【メリット】

- ・ 保留地よりも安価に用地を取得できる。

【当地区におけるデメリット】

- ・ 減歩して保留地を市が買い取ることで審議会に同意を得ているため、審議会に再度の諮問が必要となるが、他の一般宅地よりも負担を軽減することになるため、審議会に加え、地権者の理解を得られない。
- ・ 各地権者の追加減歩が必要となるため、地権者説明会等を実施する必要があり、事業の遅れや事業費の増加につながる。
 - ⇒清算とする場合は保留地を確保するために、整理前評価に変更がない地権者にも追加で負担を求めることになる。

【費用について】

ケース① 減歩せずに清算金を徴収

- 想定指数単価 : 75円/個 ~ 89円/個
- 清算指数 : 約 5,130,000個
- 徴収清算金 : 約 384百万円 ~ 約 456百万円

2 学校用地の取扱方針について

ケース② 減歩し、市が付保留地を購入

【メリット】

- ・ 保留地（事業費）が不足しない。
- ・ 他の一般宅地と同様の扱いのため地権者の理解を得ており、過去からの説明と一致する。

【デメリット】

- ・ 保留地の取得には、清算よりも多額の費用を要する。

【費用について】

ケース② 減歩し、市が付保留地を購入

- 保留地 : 約 5,400 m²（面積は現行の仮換地によるもので、今後変わる可能性有）
- 保留地単価 : 15万円/m²
- 保留地取得金 : 約 810百万円

2 学校用地の取扱方針について

【取扱方針について】

- 土地区画整理法において学校は公共施設に分類されないことから他の一般宅地と同様に扱わなければ不公平感が生じる。
- 審議会への諮問や事業再開時に不適切な事務処理等による影響について地権者の追加減歩は生じない旨を説明してきたことなど、過去の経緯をふまえると、地権者の換地に影響を与えることは理解を得ることが困難。

上記の理由から

若草小学校用地についても他の一般宅地と同様に
減歩し、市（A & A事業一般会計）が付保留地を購入する。

3 先行住宅地街区における清算対応の経緯

【庁議に至る経緯】

- ・既に使用収益を開始している先行住宅地街区の仮換地において、従前地の土地評価に係数操作等が行われているため、土地評価の是正が必要である。
- ・先行住宅地街区については、使用収益が開始されているため、換地面積の増減（減歩）を行うことが困難であり、清算（金銭での徴収又は交付）が必要となる。
- ・市の係数操作等による土地評価の是正に係るものであるため、土地区画整理法上の清算金として取扱うのか、また、不法行為による損害賠償請求の案件として取扱うのか判断するため、法律相談を実施した結果、土地区画整理法上の清算の仕組みの中で対応する以外に方法は無く、清算金で対応すべきと思われるとの助言があった。
- ・多額の徴収清算金が発生する地権者もいることから、土地評価に影響のある地権者を中心に個別訪問を実施するなど丁寧な対応が必要である。

【庁議の目的】

想定 of 清算金額を示さないと地権者の理解を求めることが難しいことから、清算手続き前であるが、清算金の指数単価の算定方法及び交付方法を決定するもの。

4 清算制度に係る説明

① 清算金とは

●土地区画整理法第94条（清算金）※一部抜粋

換地を定める場合（又は換地を定めない場合を含む。）に不均衡が生ずると認められるときは、従前の宅地又はその部分と換地について、その位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮して、金銭により清算するものとし、換地計画においてその額を定めなければならない。

⇒清算金は、**区画整理前の宅地（従前の宅地）と区画整理後の宅地（換地）**をそれぞれ評価し、**整理前後に権利の過不足（不均衡）が生じた場合、金銭の徴収・交付によって是正するもので徴収と交付の総額はゼロとなる。**

※清算金は、換地処分の公告（本事業は令和12年度予定）があった日の翌日に確定する。（法第104条8項）

※換地計画において清算金を定める場合、評価員の意見を聴く必要がある。（法第65条3項）

4 清算制度に係る説明

② 清算金が発生する理由

■ 一般的な清算

- ・ 小規模な宅地の減歩緩和など、換地地積について特別な扱いをした場合
- ・ 工事誤差等の技術的理由から、やむを得ず多少の過不足が生じる場合

■ 従前地の評価の見直しによる清算

- ・ 地中障害物等が確認され、評価の見直しが必要になった場合
- ・ 土地評価基準によらない係数により算定された土地評価を是正する場合
- ・ 全ての土地評価を改めて再確認した結果、適切な土地評価に是正しなければならない場合

既に使用収益を開始している先行住宅地街区においては、換地地積の増減を行うことが困難なため、**従前地の評価の見直しに伴う差分について、減歩でなく清算（金銭での徴収又は交付）を行う。**

4 清算制度に係る説明

③ 先行住宅地街区の地権者数

- 対象地権者数 31人（共有は1人で算出、共有と単独の重複4人）
（内訳）係数操作等による土地評価に影響あり：27人（徴収：24人 交付：3人）
係数操作等による土地評価に影響なし：4人
- 土地評価に影響あり 地権者27人の内訳

種別	人数	割合
地中障害物	1人	約4%
係数操作	20人	約74%
従前地の評価の見直し	4人	約15%
地中障害物 + 係数操作	1人	約4%
地中障害物 + 従前地の評価の見直し	1人	約4%

⇒説明会を実施後、個別訪問時に想定の清算金額を提示し理解を求めていく。

5 清算金の指数単価の算定方法について

① 清算金の指数単価とは

- ・ 土地区画整理事業において、従前の宅地と換地後の宅地という、時点の異なる土地を土地評価する上で、土地区画整理事業の整備効果だけを反映させ、施行期間中の社会・経済変動に伴う地価高騰・下落が直接影響しないように評価する必要がある。

⇒そのため、土地区画整理事業では土地評価は金額でなく、指数化して取り扱う。

⇒土地評価を指数で算定するため、清算金額を決定する際は、指数一個当たりの単価を評定し、指数に乗じることで金額に換算する。

5 清算金の指数単価の算定方法について

② 清算金の指数単価の算定方法

- ・ 土地区画整理事業においては、整理前後の土地の評価は指数で算出され、工事概成時に指数一個あたりの価額(=指数単価)を乗じて土地の評価額に算出されている。
- ・ **清算金の指数単価は、工事概成時における地価公示価格、固定資産税評価額、相続税路線価、不動産鑑定評価額等を勘案して定められる。**
- ・ 清算金の性格上、損失の補償ではなく、換地の不均衡の是正であることから、清算金の算出にあたって、その価格水準は時価である必要はなく、施行地区内の権利者の納得の得られる水準であればよいとされている。

5 清算金の指数単価の算定方法について

③ 本市の単価比較（整理前評価:単価設定）

・ 指数 1 個当たりの単価

整理前 鑑定評価	指数1個当たり単価	鑑定評価額（平均）	区画整理土地評価（平均）
	103円/個	63,000円/m ²	613個/m ²
整理前 固定資産税 評価額	指数1個当たり単価（円/個）	固定資産税（平均）	区画整理土地評価（平均）
	70円/個	42,800円/m ²	613個/m ²

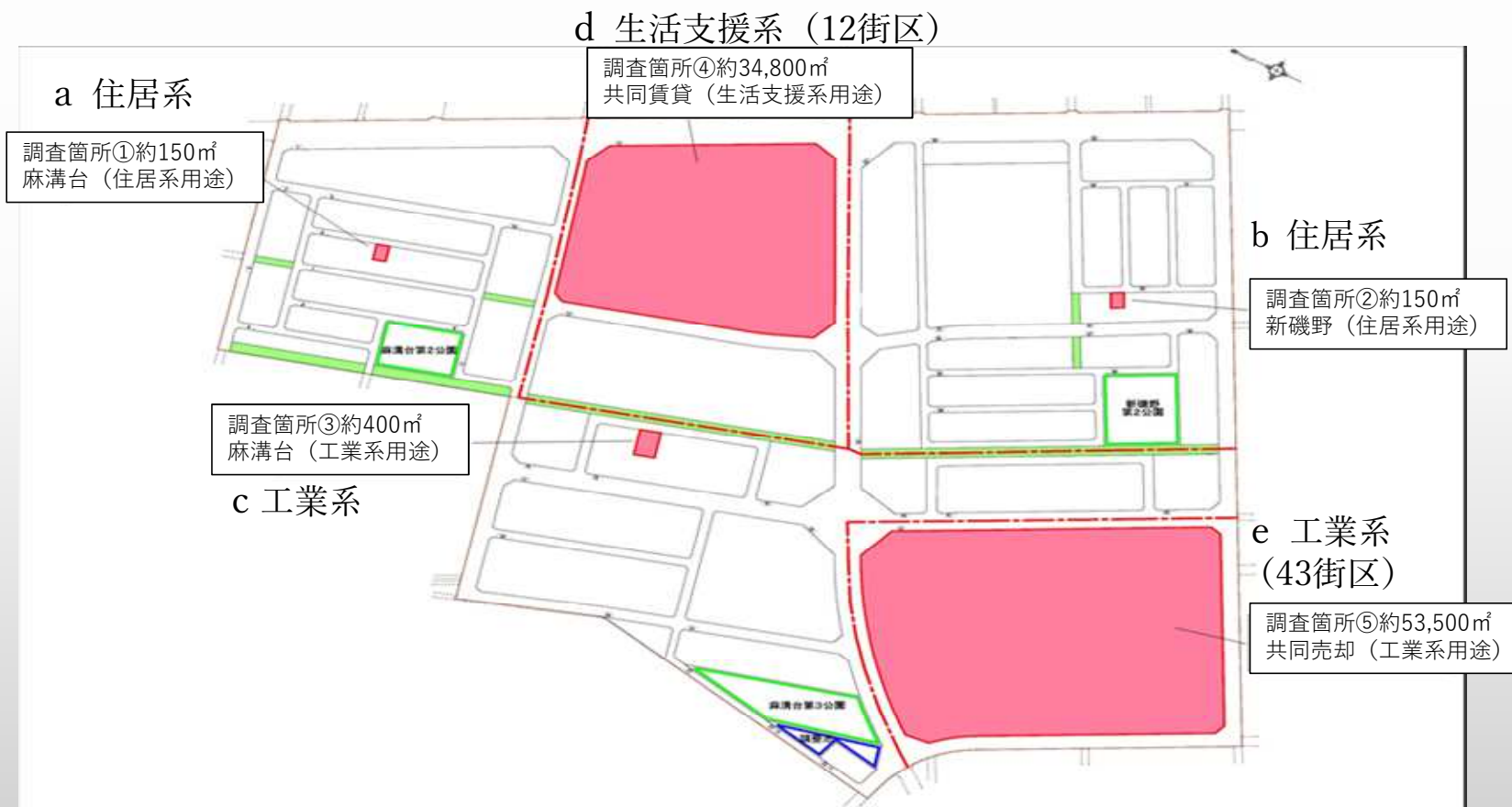
⇒平成28年度の不動産鑑定評価を用いた単価103円と固定資産税評価額70円の割合は概ね7割（約68%）となるため、不動産鑑定評価額を地価公示価格と同等の評価と考える。

（参考）固定資産評価基準（地方税法第403条第1項）により固定資産税評価額を決定する際、宅地の評価については、地価公示価格等の7割を目途として評価している。

5 清算金の指数単価の算定方法について

③ 本市の単価比較（整理後評価：単価設定）

- ・ a～eの用途の異なるエリアを組み合わせ、複数の単価を設定する。



5 清算金の指数単価の算定方法について

③ 本市の単価比較（整理後評価：単価の算出方法）

<算出方法>

- 1.平成28年度総合業務委託の将来価格予想を地価公示価格とみなす。
- 2.整理前評価の不動産鑑定評価を用いた単価103円と固定資産税評価額70円の割合となる68%を将来予想価格に乘じる。
- 3.68%を乗じた将来予想価格を固定資産税換算額とみなし、a～eの各調査箇所を組み合わせ、一個当たりの指数単価を算出する。

5 清算金の指数単価の算定方法について

③ 本市の単価比較（整理後評価：単価設定案）

- ・ a～eの調査箇所を複数組み合わせせて想定単価を算出

	指数1個当たり単価	換算評価額（平均）	区画整理土地評価（平均）
住居系エリア a、工業系エリア c	76円/個	70,250円/m ²	919個/m ²
住居系エリア b、工業系エリア c	75円/個	70,250円/m ²	941個/m ²
住居系エリア a、b、工業系エリア c	84円/個	79,933円/m ²	955個/m ²
住居系エリア a、b、工業系エリア c × 2、生活支援系エリア d、工業系エリア e	83円/個	78,467円/m ²	947個/m ²
住居系エリア a、b、工業系エリア c、生活支援系エリア d、工業系エリア e	89円/個	85,920円/m ²	966個/m ²

⇒**想定清算金指数単価は、75円/個～89円/個の幅になる。**
（先行住宅地街区の地権者に提示する想定金額の幅とする。）

5 清算金の指数単価の算定方法について

④ 設定した単価別の想定清算金額

・ 先行住宅地街区：1人当たりの想定最大指数にて算出

＜最大指数減（清算金の徴収） 39,456個＞

＜最大指数増（清算金の交付） 1,996個＞

	設定単価	最大指数減 (清算金の徴収)
整理後	75円～89円	2,959,200円～ 3,511,584円

	設定単価	最大指数増 (清算金の交付)
整理後	75円～89円	149,700円～ 177,644円

⇒ 最大の想定徴収清算金は約296万円～約351万円の幅となり、最大の想定交付清算金は約15万円～約18万円の幅となる。

⇒ 先行住宅地街区の地権者に個別説明する際に、整理後の設定単価（想定）を採用する。

5 清算金の指数単価の算定方法について

⑤ 清算金の指数単価の算定方法の比較（他の指定都市等との比較）

- ・ 清算金の決定方法（合計：13都市）
 - 不動産鑑定評価額を採用 1都市（約8%）
 - 固定資産税評価額を採用 7都市（約54%）
 - 固定資産税評価額、相続税財産評価額、不動産鑑定評価額を参酌して採用 5都市（約38%）
- ・ 本市における試算値
複数の用途エリアから算出した想定 of 清算金指数単価75円/個～89円/個の金額は妥当性があると考える。

⇒本市の固定資産税評価額を基準とし、指数1個当たりの単価を算出する方法は、他の指定都市等と比較しても算定方法は妥当と考える。

5 清算金の指数単価の算定方法について

＜結論：清算金単価の決定方法＞

- 本市においては、他の指定都市等の算定方法で最も採用されている**固定資産税評価額を基準**として、清算金の指数単価を仮設定する。
- 清算金の単価については、工事概成時（令和11年度予定）の固定資産税評価額により比較・検討を行い、評価員の意見を聴取した上で、意思決定をする。

6 徴収清算金の交付方法について

徴収清算金の交付方法について

交付先が定まっていない徴収清算金 約89百万円～約106百万円

主な徴収要因

過小宅地の基準 : 小規模宅地

特別の宅地に関する措置 : 小松会病院

係数操作など : 先行住宅地街区



※清算金は交付・徴収の総額がゼロとなる

交付先を定める必要があり、3種の方法がある

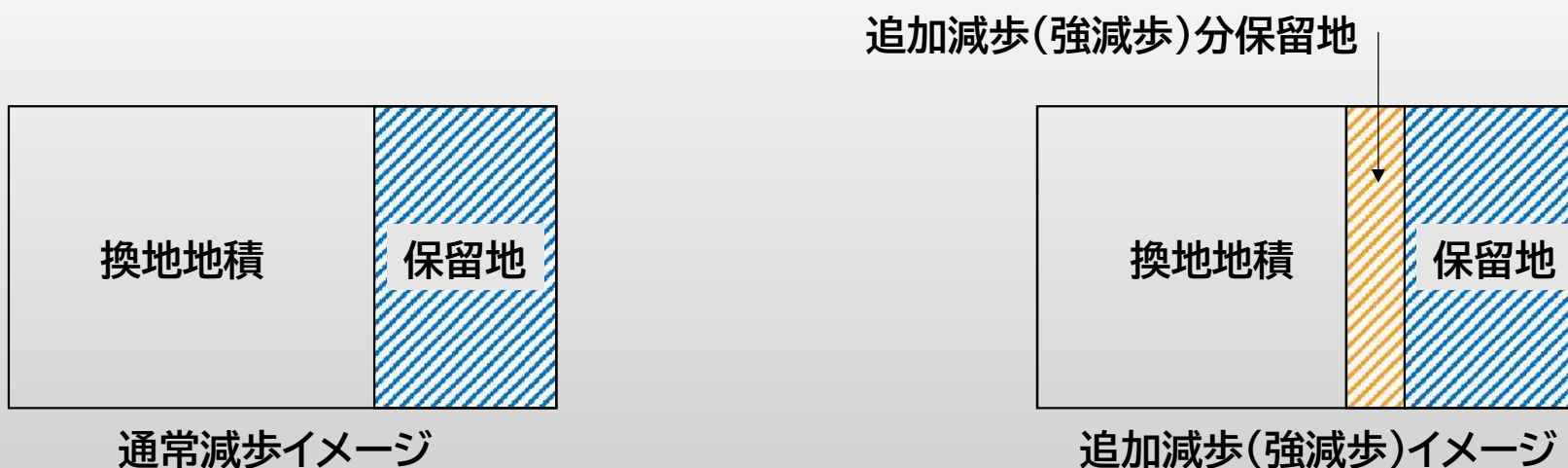
- A 市所有地を追加減歩（強減歩）して市へ清算金を交付
⇒権利よりも小さな換地とし、清算金を交付する。
- B 全ての土地所有者の土地を追加減歩（強減歩）して、全ての土地所有者へ清算金を交付
- C 先行住宅地街区の係数操作などによる交付先をA案とし、小規模宅地及び特別の宅地に関する措置をした小松会病院の交付先をB案とする。

6 徴収清算金の交付方法について

A 市所有地を追加減歩（強減歩）して市へ清算金を交付

一般的には、減歩緩和の原資として施行者が宅地を先行取得し、その宅地を追加減歩（強減歩）して、施行者へ清算金を交付する。

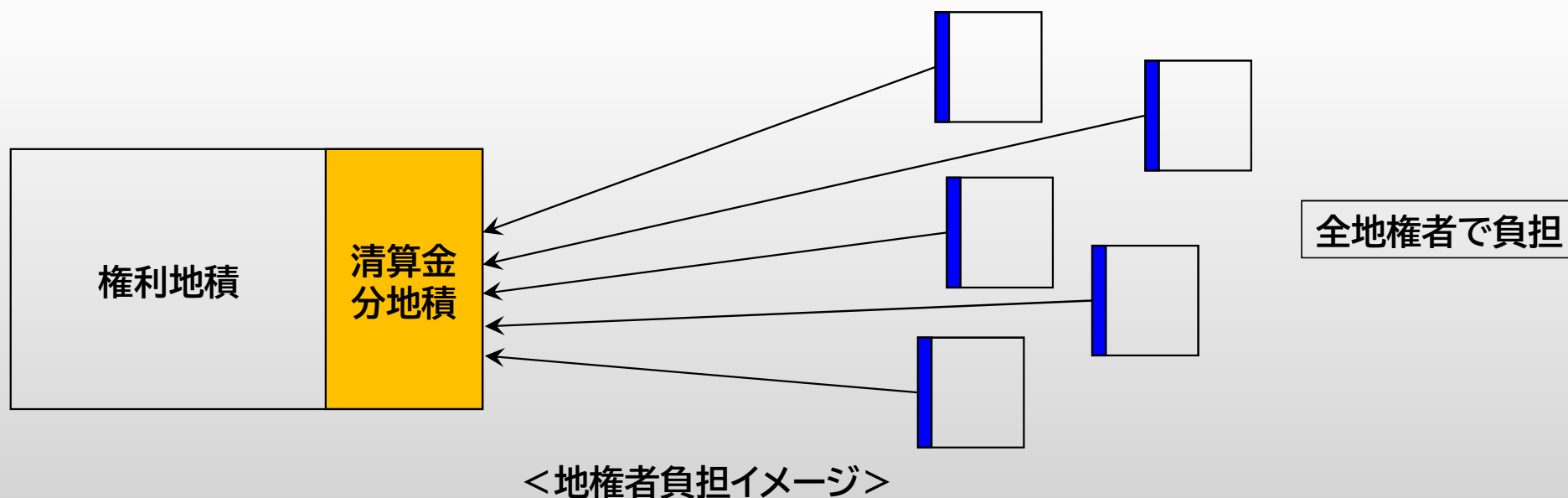
本事業では宅地を先行取得していないため、市所有地（若草小学校）の追加減歩（強減歩）を行い、市へ清算金を交付する。



6 徴収清算金の交付方法について

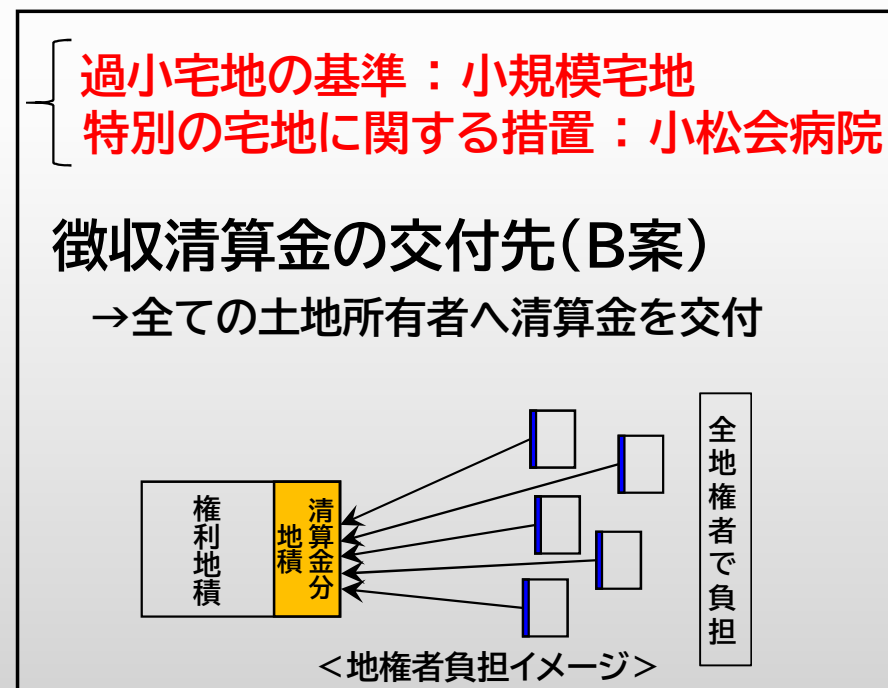
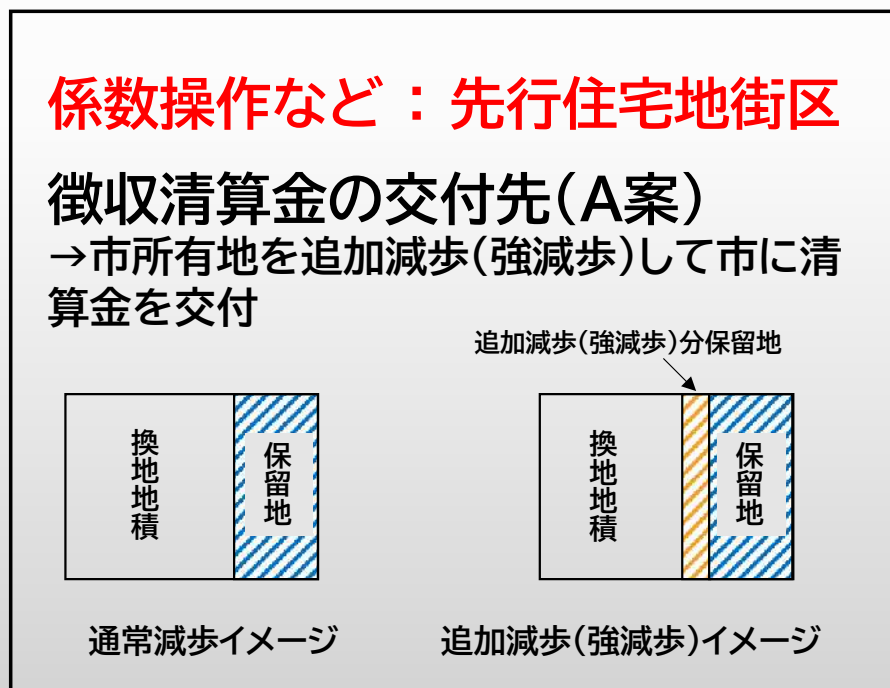
B 全ての土地所有者へ清算金を交付

清算対応とすると、清算金で得られた地積の原資は全地権者の権利地積の一部とみなされることから、換地の不均衡の是正のため全地権者へ清算金を交付する。



6 徴収清算金の交付方法について

- C 先行住宅地街区の係数操作等による交付先をA案とし、小規模宅地及び特別の宅地に関する措置をした小松会病院の交付先をB案とする。



6 徴収清算金の交付方法について

<結論：徴収清算金の交付方法について>

B、Cの交付方法を採用した場合

- ・ **不適切な事務処理等の是正**のために行う土地評価の見直しの影響を全地権者の負担とすることの合理的な説明ができず、また、減歩緩和が全地権者の負担となることを説明してきておらず、若草小学校の敷地で整理しよう考えられていた。事業再開時の説明会では、原則として減歩は変わらない旨を説明しており、清算金ではなく換地（土地）で要求される可能性がある。
- ・ 土地評価の見直し等の影響を全地権者の負担とすると、全地権者の減歩率が変わるため、全体説明会や個別訪問による説明が再度必要となり、工事着工が遅れ事業期間が1年～2年程度遅延し、補償費等により年間に5億円の費用が発生する。
- ・ 事業の遅延により、税收効果（年間9億円）の開始が遅れる。



上記理由から

A 市所有地（若草小学校）を追加減歩（強減歩）して市へ清算金を交付する。

6 徴収清算金の交付方法について

「A市所有地を追加減歩（強減歩）して市へ清算金を交付」を清算金の交付方法として採用した結果

追加減歩（強減歩）分保留地 約1,260m²（面積は現行の仮換地によるもので、今後変わる可能性有）

保留地購入（15万円/m²）追加減歩（強減歩）分 189百万円



保留地購入と交付清算金の差額が追加の費用となる。

7 今後のスケジュール（清算金）

令和5年9月～10月	庁議	学校用地の取扱い及び先行住宅地街区の清算方法について
令和5年10月	—	先行住宅地街区における従前地の土地評価の修正に関する基本方針の策定
令和5年11月	—	先行住宅地街区地権者(31名)を対象に説明会を実施後、個別訪問を行う。
令和5年～令和6年	条例改正	「相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に関する条例(平成26年9月30日条例第43号)」の一部改正 ※高額な徴収清算金額の発生する先行住宅地街区の地権者に個別訪問を実施し、清算金の分割徴収又は分割交付の期限及び分割回数の変更について検討し、必要に応じて条例改正を行う。
令和6年～	—	清算金の徴収・交付事務の取扱いについて規則等を整備
令和11年度予定	—	工事概成時(換地処分の概ね1年程度前)に清算金の指数単価を決定 ※評価員の意見の聴取
令和12年度予定	—	換地処分(清算金は換地処分時に確定)
令和12年度～	—	清算金の徴収・交付事務の開始

【参考】清算制度に係る説明

○清算金の徴収・交付について

従前地から算定される権利価額が、実際の換地の評価額より多いときは、清算金が交付され（権利者が受け取る）、少ないときは清算金が徴収される（権利者が支払う）。

例)

従前地の権利価額	換地後の評価額	差額	備考
1,000千円	990千円	+10千円	10千円を交付
1,000千円	1,010千円	△10千円	10千円を徴収

●清算金の交付→施行者である市から金銭で支払う

●清算金の徴収→施行者である市に金銭で納付する。

※換地計画では、交付清算金と徴収清算金との総額が0になるよう設計される。

⇒換地計画において徴収・交付すべき清算金を定め、換地処分の公告があった日の翌日（令和12年度を予定）に清算金が確定し、徴収・交付の手続を開始する。

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月4日

案件名	少子化対策事業「社会全体で子育てを応援する機運の醸成に向けた取組の実施について」						
所管	市長公室	局区	部	政策	課	担当者	内線
	子ども・若者未来	局区	部	子ども・若者政策 子ども家庭	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	<p>(仮称)子育て応援パスポートを新たに導入し、市内事業所等が子育て応援に取り組みやすい仕組みを整備し、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図る。</p> <p>○地域包括ケア推進課が導入した「(仮称)地域資源情報管理システム」に、既存のはなたんネットと子育てマップを統合し、(仮称)子育て応援パスポートが利用できる店舗の検索や、地域における子育て情報資源の取得に係る利便性を向上する。</p>					
	効果測定指標	子どもを生き育てやすい環境が整っていると感じる市民の割合			施策番号	重点テーマ1	
		R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業効果 年度目標	68.0%				70.0%		

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	<p>(仮称)子育て応援パスポートを新たに導入することについて</p> <p>既存のはなたんネットと子育てマップを(仮称)地域資源情報管理システムへ統合することについて</p>
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。

事案概要

令和4年の全国の出生数が初めて80万人を下回るなど、全国的に少子化の問題は深刻さを増しており、その課題解決には子育てに関する社会全体の構造・意識を変えることが重要であることから、新たに(仮称)子育て応援パスポートを導入するとともに、(仮称)地域資源情報管理システムへ既存のはなたんネットと子育てマップを統合することにより、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図り、子育てしやすい環境づくりを推進するもの

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施内容	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	<p>庁議(庁内合意)</p> <p>まち・ひと・しごと創生本部会議</p> <p>事業実施に向けた細部調整等</p> <p>交付金申請</p> <p>交付決定</p>	<p>委託事業者選定</p> <p>サイト統合</p>	<p>パスポートの導入</p> <p>応援店の拡大に向けた取組</p> <p>子育て関連情報の一元化</p>	<p>事業効果を踏まえ再庁議</p>			

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(委託費等)		132	5,108	3,320	3,320	事業効果を踏まえ検討		
うち任意分								
特財								
国、県支出金	1/2		2,554	1,660	1,660			
地方債								
その他								
一般財源		132	2,554	1,660	1,660			
うち任意分								
捻出する財源 ²			132	132	132			
一般財源拠出見込額		132	2,422	1,528	1,528			
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	はなたんネット管理運営委託費 132千円							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A		1	1	1	再度庁議で審議		
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	1	1	1	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
				○					
	10	11	12	13	14	15	16	17	
							○	○	

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期	なし	報道への情報提供	資料提供
		パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
令和4年度少子化対策検討会議・WG (R4.4.21-R5.2.9)	本市の少子化対策の課題等について、国が示すツールを活用して分析し、取組の方向性を検討・立案
令和4年度まち・ひと・しごと創生本部会議	本市の少子化対策の取組の方向性について承認
令和5年度少子化対策検討会議・WG (R5.4.21-R5.8.7) 構成課は備考欄	令和6年度以降の取組内容について検討

備考	構成課：DX推進課、観光・シティプロモーション課、総合メディア戦略推進課、人事・給与課、健康福祉総務室、人権・男女共同参画課、こども・若者政策課、こども・若者支援課、保育課、子育て給付課、こども家庭課、産業・雇用対策課、公園課、住宅課、教育総務室、学務課、学校教育課、生涯学習課、博物館及び政策課(事務局)
----	---

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(8/22)

【子育て応援パスポートについて】

(総務法制課長)子育て応援パスポートについて、応援店を増やしていく取組が重要と考えるが、経済部門との連携はどのように考えているか。

(政策課副主幹)商工会議所等を通じて市内事業所には周知をさせていただきたいと考えている。また、商店街との調整も区役所等とも調整を図りながら、応援店の拡大に努めていきたい。

(総務法制課長)神奈川県でもパスポート事業を実施しているが、連携は考えているか。

(政策課副主幹)対象年齢が異なる部分もあるが、市民の利便性を考えると連携することが望ましいと考えているため、連携に向けて調整をしていく。

(総務法制課長)既存の子育て応援店の取組は残していく考えでよいか。

(政策課副主幹)そのとおりである。

【(仮称)地域資源情報管理システムについて】

(総務法制課長)新たなサイトについて、地域包括ケアのシステムの中に高齢者や障害者の情報があり、その中に子育ての情報が入ってくると、分かりづらくなる懸念があるが、サイトのイメージはどのようなものか。

(こども・若者政策課長)サイトにはカテゴリーごとに入口が分かれていて、子育て関連の情報を絞り込むことができるため、利用者が知りたい情報は入手しやすくなると考えているが、細かい部分は調整しながら進めていく。

(総務法制課長)子育てに特化したサイトであることが分かりやすくないと、閲覧者の増加につながらないと感じるため、工夫をしていただきたい。

(こども・若者政策課長)少子化対策の取組としては、子育てに係る仲間を増やしていきたいとのテーマで取り組んでおり、このサイトではボランティア団体の情報なども集約できる仕組みとなっているため、子育て家庭が色々な支援につながっていけるように工夫していきたい。

(経営監理課長)新たなサイトについて、情報が多く、市民が使いたい情報が入っていることが重要であるが、行政情報との連携は考えているか。他市の事例を見ても行政情報が入ってくるとよいと感じるため要望する。また、転入者への周知も行うことで利用者が増えと考えられるため、電子母子手帳アプリ等を含めた周知についても要望する。

(こども家庭課長)子育てイベント等がカレンダー形式で見れる仕組みを検討していく。

(政策課長)サイトの作り方や宣伝の方法を工夫することで、子育てに特化しているサイトであることを見せられる部分もあると考える。

(こども・若者政策課長)細部の調整は今後、進めていくため、市民が使いやすい内容を検討していく。

(財政課長)既存のサイトの閲覧者はどのくらいいるのか。

(こども・若者政策課長)閲覧者が取れない仕組みとなっている。

(財政課長)事業の効果検証のためには、閲覧者等を把握する仕組みは必要と考えているため、予算化までには詳細を検討いただきたい。

【人工について】

(人事・給与課主査)必要人工については、具体的にどのような業務が増える想定か。また、まち・ひと・しごと関連事業として、今後、要求があるとの認識でよいか。

(政策課副主幹)議論にもあったとおり、応援店の拡大が重要であるとされており、委託に係る業務や店舗拡大に向けた取組の検討にマンパワーが必要になるため、事業実施主体となるこども家庭課に1名を要求するものである。また、要求については今後、雇用促進対策や中山間地域対策を含め、要求していくものである。

原案のとおり上部会議に付議する。

【少子化対策事業】 社会全体で子育てを応援する機運の 醸成に向けた取組の実施について

市長公室 政策課

こども・若者未来局 こども・若者政策課

こども家庭課

提案事項

1 (仮称)子育て応援パスポートの導入について

当該パスポートを新たに導入し、既存の子育て応援店事業の取組を活性化するとともに、市内事業者・店舗等が子育て支援に取り組みやすい仕組みを整備することで、子育てしやすい環境づくりを推進する。

2 (仮称)地域資源情報管理システムへの統合について

地域包括ケア推進課が導入した「(仮称)地域資源情報管理システム」に、既存のはなたんネットと子育てマップを統合し、(仮称)子育て応援パスポートが利用できる店舗の検索や、地域における子育て情報資源の取得に係る利便性を向上する。

➤ **社会全体で子育てを応援する機運を醸成**

少子化対策のこれまでの検討状況

本市の強みや課題を分析



取組の方向性を決定

取組の方向性

①子育てしやすい環境づくりを推進

- ・子どもの居場所づくり
- ・子育て世帯の負担軽減 など



②仕事と子育ての両立に向けた市内企業へのアプローチを実施

- ・育児休業等が取得しやすい環境づくり
- ・出産・子育てを経験しても離職することなく、就労できる環境づくり など



総合計画推進プログラムによる事業推進



少子化対策のこれまでの検討状況

今後の少子化対策の取組方針として、年度ごとに取組のテーマとコンセプトを明確化し、一定期間（3年程度を想定）の継続性をもって事業検討を行うことを少子化対策検討会議で決定。

具体的な取組(案)

【テーマとコンセプト】

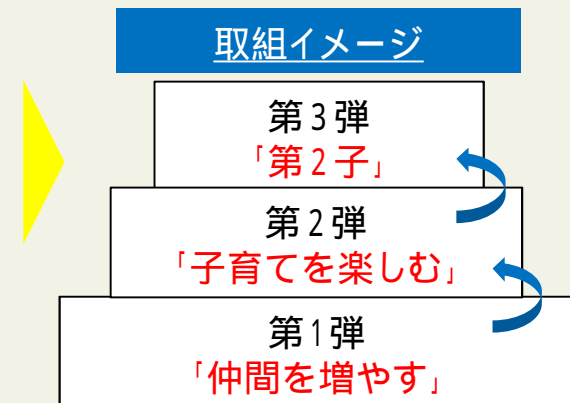
初年度(R6想定) 社会全体の機運醸成に向けた「仲間を増やす」を主なテーマとした取組

2年目(R7想定) 「子育てを楽しむ」を主なテーマとした取組

3年目(R8想定) 「第2子」を主なテーマとした取組

こうした取組を、プロジェクト「第1弾」「第2弾」などとして打ち出し、市民の期待感や関心を醸成

テーマやコンセプトの細部は少子化対策検討会議等で調整中



現状の課題

1 国レベルでの課題

- ・令和4年の全国の出生数は79万9,728人で初めて80万人を下回った
- ・こうした課題解決のため、国では令和5年度から「こども家庭庁」を新設し、子ども政策の新たな推進体制を整備した
- ・子育てしやすい環境づくりには行政の取組が重要である一方で、社会全体で子育てを応援する機運の醸成が出生率の向上につながっている状況
- ・本年6月に国が示した「こども未来戦略方針」においても「子育てしづらい社会環境がある」との課題を示しており、基本理念の一つに「社会全体の構造・意識を変える」ことを掲げている

現状の課題

2 本市での課題

・本市の合計特殊出生率は1.18（令和2年）で、国や県よりも低く、次代を担う世代の増加は喫緊の課題

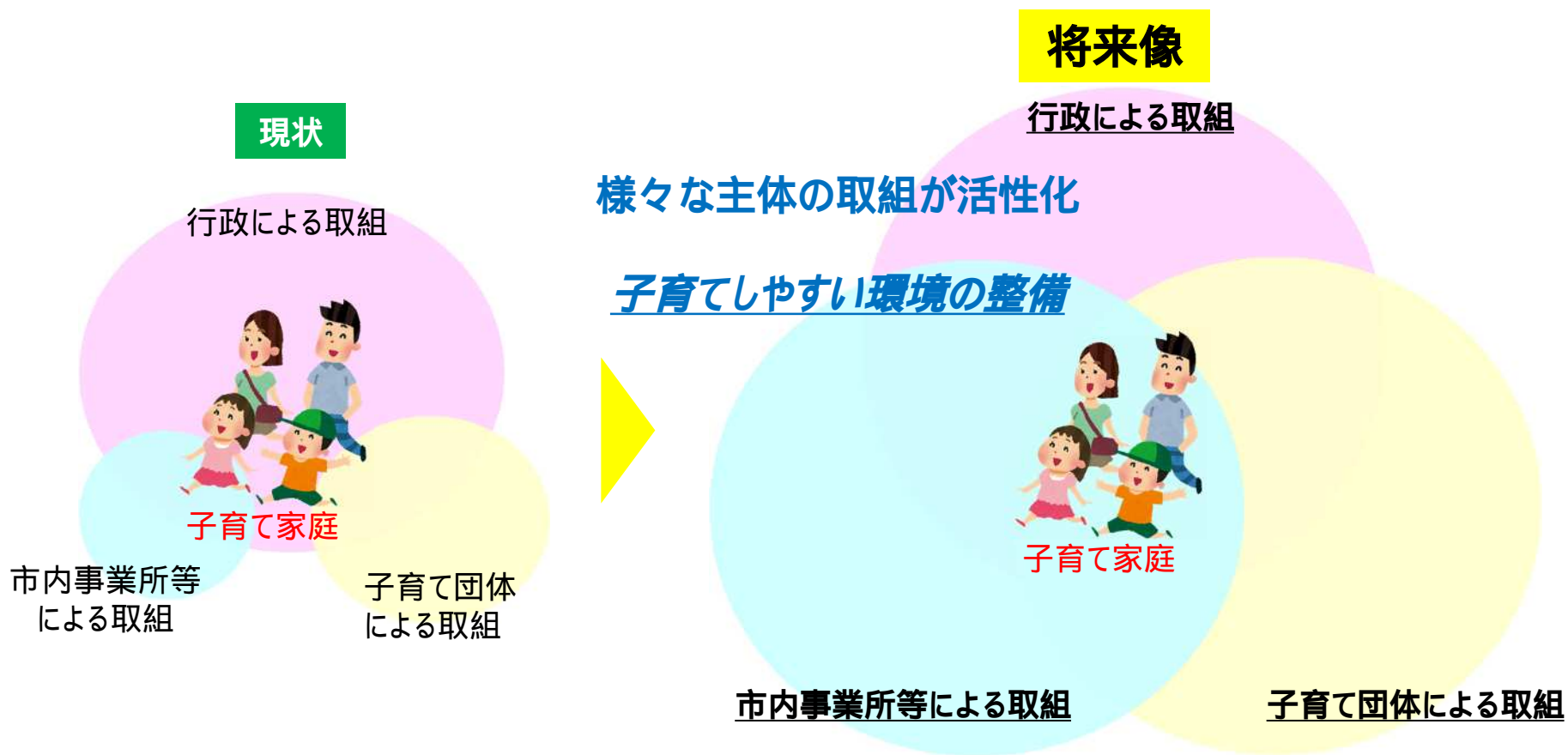
・社会全体の機運醸成に向けた取組として、「子育て応援店事業¹」、「地域子育て支援事業²」を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により店舗数や子育て支援団体の活動の機会が減少傾向にある

登録数	R元	R2	R3	R4
子育て応援店	396	374	374	360

¹ 子育て家庭にやさしい設備の利用や割引等の優待を受けられる協賛店舗を募り、子育て家庭の支援を図るとともに子育て家庭を社会全体で支援する機運を醸成する取組（H22～）

² 地域の子どもの幸せと親自身の向上を目指して継続的に活動する自主的な団体に対する支援及び育成を行う取組（H21～）

目指す将来像(イメージ)



1 (仮称)子育て応援パスポートの事業内容

目的

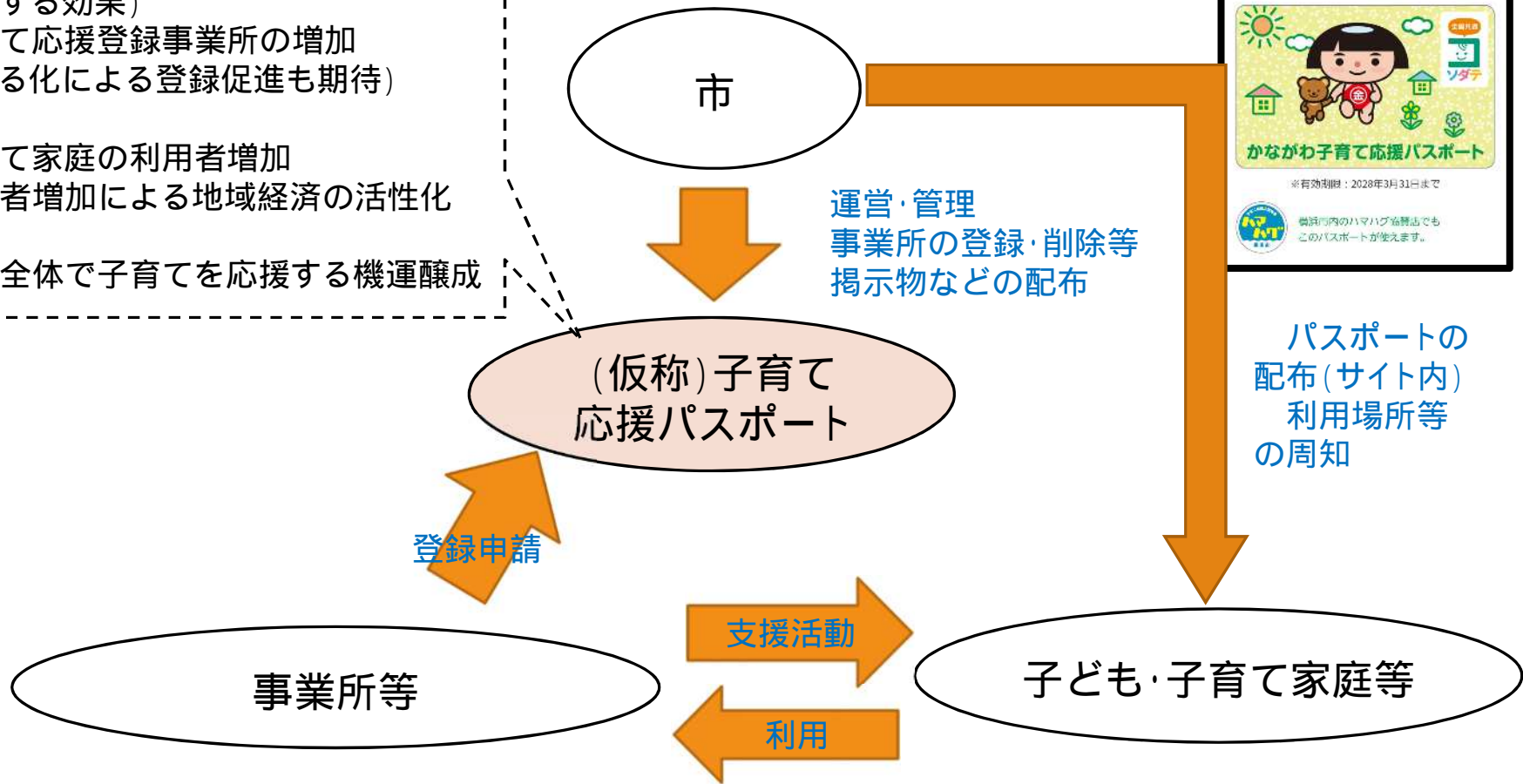
子育てを応援する市内事業所等の増加を促進し、社会全体での機運醸成を図ることを目的とする。
また、子育てしやすい環境づくりにも寄与することを目指す。
事業所側のメリットとしては、企業イメージの向上やお知らせ情報の発信、新たな顧客の増加などが上げられる。

対象者・運用形態等

対象者：高校生までの子どもとその保護者及び妊娠中の方（市民に限る）
有効期間：子どもの年齢が18歳以後の最初の3月31日まで
パスポートの形態、利用方法：（仮称）地域資源情報管理システムからスマホ画面及び紙パスポートを提示して利用
利用可能店舗等の確認：（仮称）地域資源情報管理システムで利用可能店舗等を掲載
新規店舗の登録：（仮称）地域資源情報管理システムから登録申請を行い、市が承認を行った上で登録完了
登録店には掲示物等を配布し、登録店の見える化を図る（希望する店舗のみ）
その他：当該パスポートが他の取組での活用が図られるよう適宜、見直しを行う。

取組のイメージ

- (期待する効果)
- ・子育て応援登録事業所の増加
(見える化による登録促進も期待)
 - ・子育て家庭の利用者増加
・利用者増加による地域経済の活性化
 - ・社会全体で子育てを応援する機運醸成



(参考) 他自治体の状況

近隣自治体の独自の子育てパスポートの導入状況

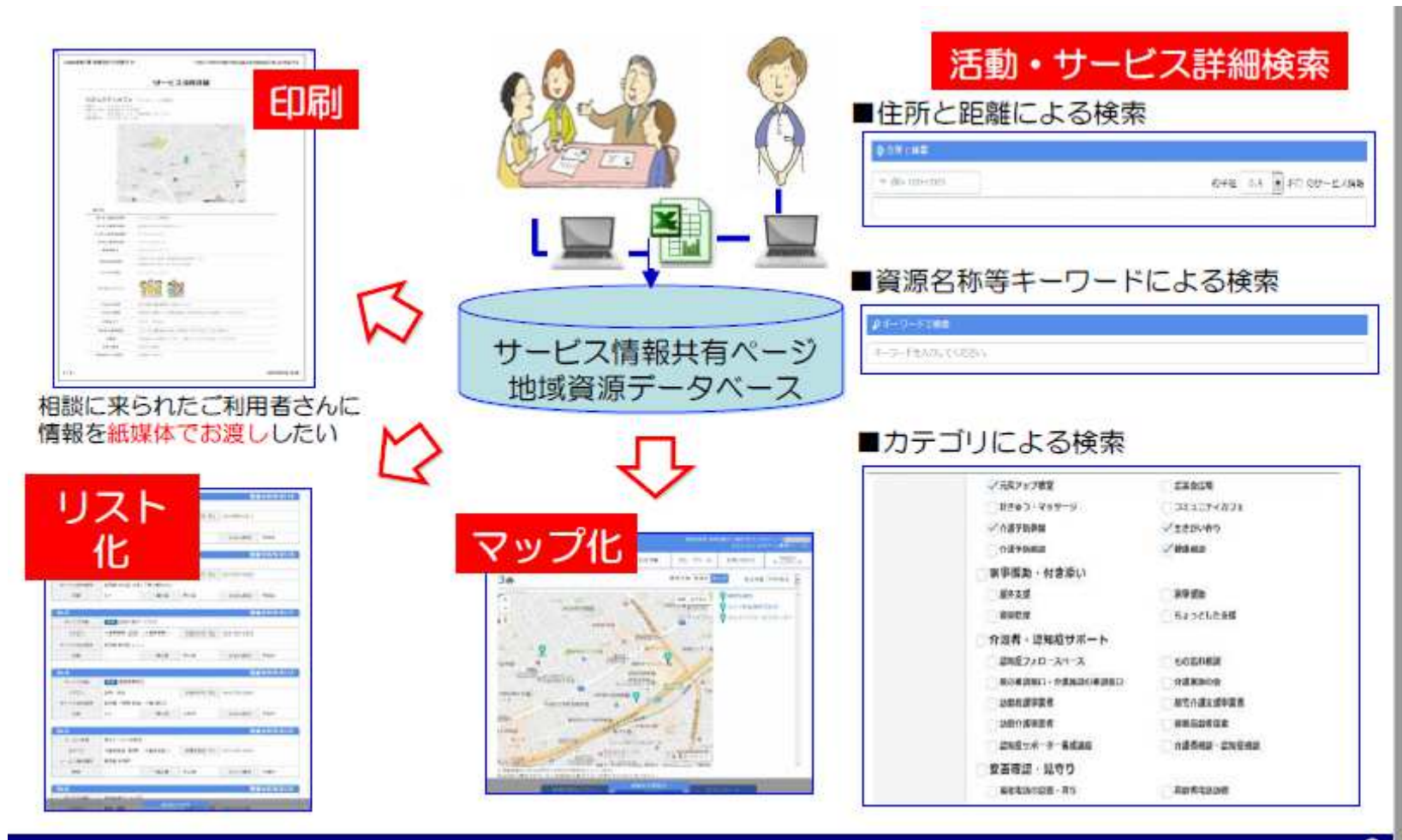
自治体名	実施状況	対象	備考
神奈川県		小学生以下の子と保護者、妊婦	
横浜市		県と同様	県との連携あり
川崎市	なし	県と同様	
相模原市	なし	県と同様	
厚木市		18歳以下の子と保護者	県との連携なし
東京都		18歳以下の子とその保護者、妊婦	
町田市	なし	都と同様	
八王子市	なし	都と同様	

2 (仮称)地域資源情報管理システムへの統合について

地域包括ケア推進課が導入した「(仮称)地域資源情報管理システム」に、既存のはなたんネットと子育てマップを統合し、(仮称)子育て応援パスポートが利用できる店舗の検索や、地域における子育て情報資源の取得に係る利便性を向上する。



(仮称)地域資源情報管理システムとは、地域における、医療、生活資源等の情報を検索することができるシステム。必要とするサービス情報等を簡単に調べることができ、リスト化、マップ化することも可能です。

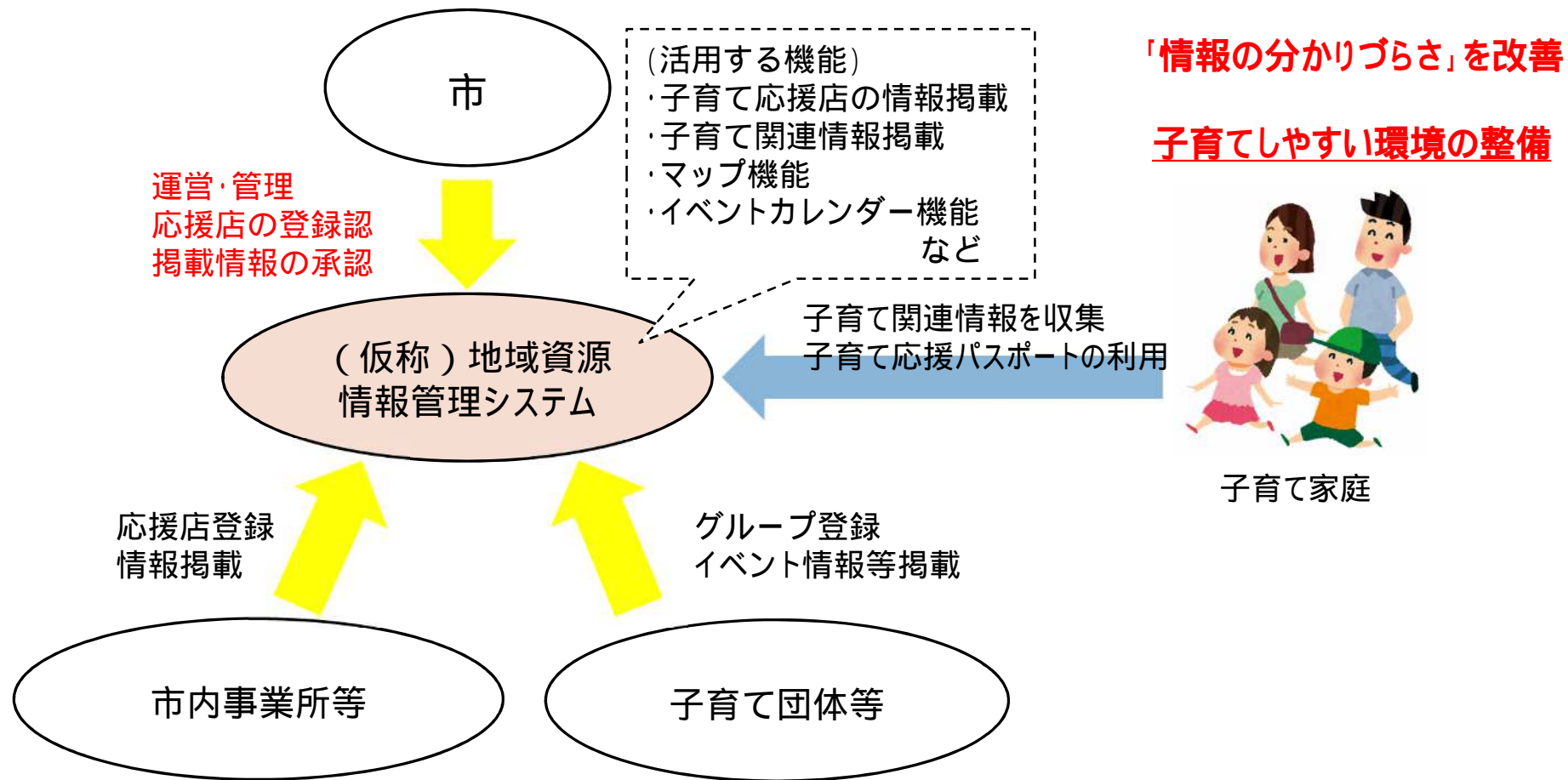


市民アンケートの結果

子育て分野へのデジタル技術の活用に係るアンケートの実施結果

- ・実施期間：令和5年5月15日～6月20日
- ・実施場所：市内の保育所・児童クラブ等利用者、子育て広場利用者、市公式LINEアカウント登録者
- ・回答数：650名（うち子どもを持つ世帯591名（約91%））
- ・結果：市民からの自由意見として、「**手続きの簡素化**」を望む声（全252件中69件）に次いで、「**情報の分かりづらさ**」に関する意見が多く寄せられた。（60件）市ホームページの掲載内容を含め、市民のニーズに合わせた情報発信が求められている状況が伺える。

取組の全体像



(参考) 他自治体の導入状況

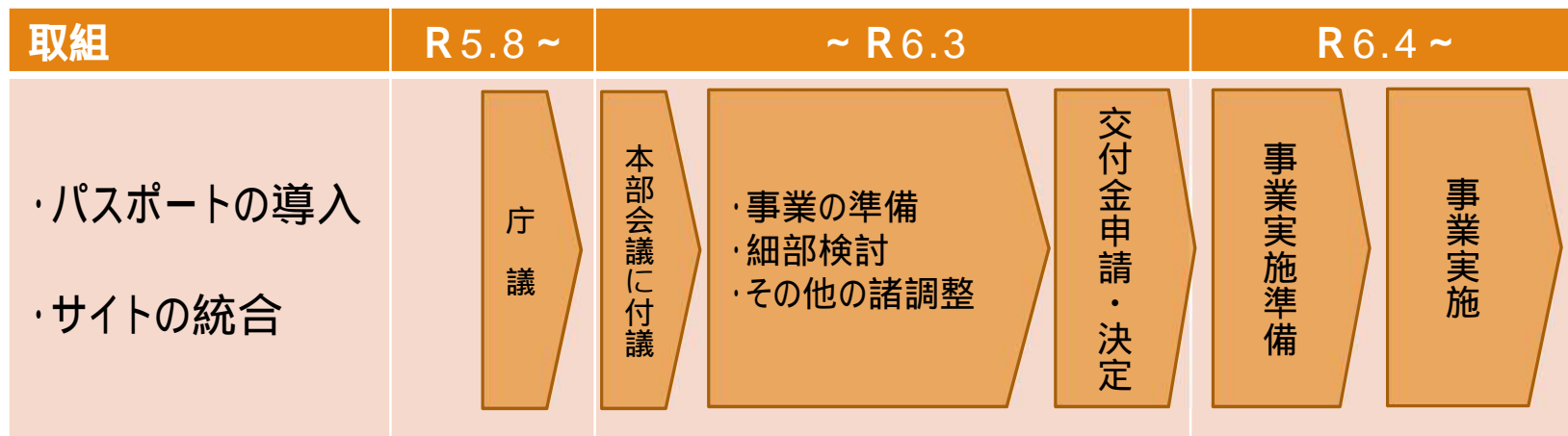
自治体名	導入状況	サイト名
神奈川県		かながわ子育て応援パスポート (子ども・子育て総合情報サイト内)
横浜市		ハマハグ
川崎市	なし	市ホームページで掲載
相模原市		子育て応援事業サイト(はなたんネット)
厚木市		AYUCO(アユコ)
東京都		子育て応援とうきょうパスポート (とうきょう子育てスイッチ(東京都の子育て情報 サイト))
町田市		まちだ子育てサイト内
八王子市		八王子子育て応援サイト内(子育て応援企業)

必要経費 (R6)

取組内容	数量	単価	金額	備考
応援店登録促進等委託	1式	-	3,500千円	登録促進、登録申請受付、情報入力、掲示物等発送、問合せ対応等
掲示物等制作委託	600	1,980円	1,188千円	既存店舗を含め、600店舗を想定
チラシ制作委託	10,000	42円	420千円	商工会議所4600社ほか、商店街、その他配架用
事業費合計			5,108千円	

○財源は、こども家庭庁の地域少子化対策重点推進交付金（補助率1/2）を活用するほか、少子化対策事業として推進プログラム経費を予定

今後のスケジュール(案)



事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月3日

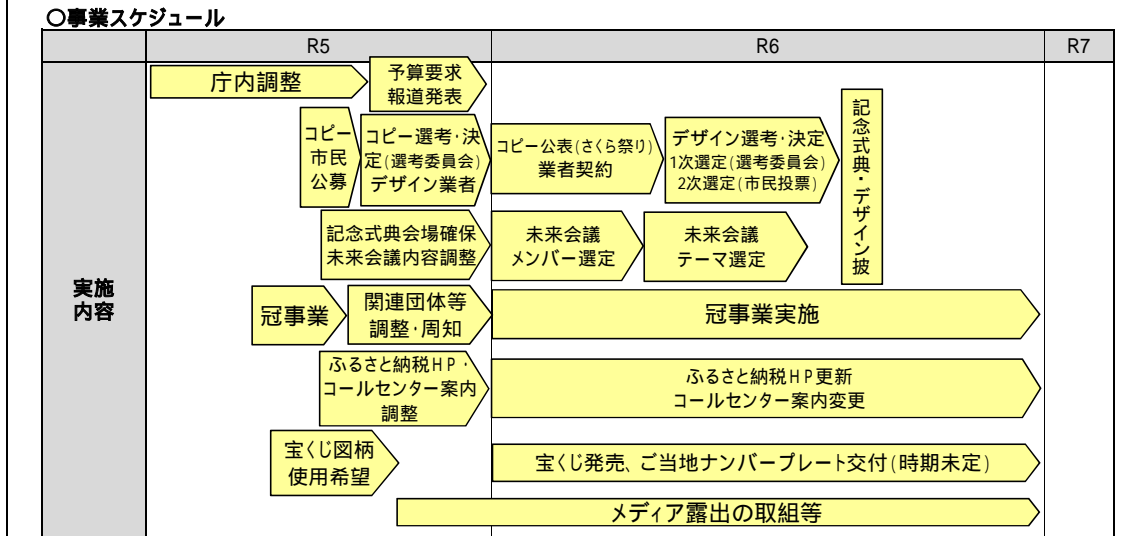
案件名	市制施行70周年記念事業について						
所管	市長公室	局区	部	政策	課	担当者	内線
	市長公室	局区	部	秘書	課	担当者	内線
	市長公室	局区	部	観光・シティプロモーション	課	担当者	内線
	市長公室	局区	部	広聴広報	課	担当者	内線
	市長公室	局区	部	総合メディア戦略推進	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	・市民のシビックプライドの醸成 ・本市の認知度向上及び転入促進					
	効果測定指標	相模原市の認知度、市民の地域への愛着度				施策番号	47
		R5	R6	R7			
	事業効果 年度目標						

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	市制施行70周年記念事業について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案を一部修正し、上部会議に付議する。

事案概要

令和6年11月20日に市制施行70周年を迎えることから、これまで先人たちが築き上げてきたまちづくりを振り返り、節目となる70周年を市民・地域・団体・学校・企業などと共に祝うことでシビックプライドの醸成を図る。
また、市制施行70周年を契機とし、本市の魅力やポテンシャルを記念式典などを通じて市内外に効果的に発信することで、認知度向上や関係・交流人口の増加、さらには転入促進に寄与する機会とする。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工



○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(総務費)		1,330	28,738					
うち任意分		1,330	28,738					
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		1,330	28,738	0	0	0	0	0
うち任意分		1,330	28,738					
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		1,330	28,738	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人)						
項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A	1	2					
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	1	2	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要		SDGs 関連ゴールに (は3つまで)								
SDGs 関連ゴールに (は3つまで)										
			○						○	

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供	記者会見
		パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
秘書課、観光シティプロモーション課、総合メディア戦略推進課、広聴広報課	R5.9.11 公室内打合わせ 市長レクで了を得た内容の共有、各事業の担当を調整
財政課	R5.8.24 宝くじ図柄使用希望提出 単年度要因調査にて調整

備考

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の	<p>【実施方針について】</p> <p>○(人事・給与課長)実施方針について、過去・現在・未来とあるが、具体的にそれぞれに対応する事業があるのか。</p> <p>(政策課担当課長)冠事業の中では、それぞれの趣旨を踏まえて実施いただくことを想定している。資料に具体的に明記している事業では、100周年に向けたキャッチコピーやロゴデザインの作成は未来、記念式典については現在、未来に対応している。</p>
主な議論	<p>【キャッチコピー及びロゴデザインの作成について】</p> <p>(人事・給与課長)デザインについては業者が作成とあるが、市民は関わらないのか。</p> <p>(総合メディア戦略推進課長)永く広く使えるというものを作成するため、デザイン性を担保する目的で、制作会社に何案か出していただくが、最後の決定は市民投票を想定している。</p> <p>【記念式典について】</p> <p>(経営監理課長)式典というと堅いイメージがあり、市民が出席されるイメージがない。桜まつりなどで行う方法もあると思われるがいかかがか。</p> <p>(政策課担当課長)堅いイメージを持たれるかもしれないが、さがみはら未来会議については、著名人や有識者などをお呼びし、シンポジウムの的に実施することで、堅い雰囲気柔らかくし、市民に興味を持っていただけるものにする予定である。</p> <p>(経営監理課長)75周年や80周年の記念式典は想定しているのか。</p> <p>(政策課担当課長)現時点では、75周年はないと思うが、80、90周年で実施することはあるかもしれない。</p> <p>【冠事業について】</p> <p>(財政課長)冠事業とあるが、通常予算で可能なのか、各事業で単年度要因が出るようなことはあるか。</p> <p>(政策課担当課長)各冠事業については、基本的に既存の経費の中で対応するものと考えている。</p> <p>(財政課長)例えば、ツアー・オブ・ジャパンなどでやると相当なPRになると思う。個別でやるより大きな事業を実施する方が、効果があるのではないか。</p> <p>(政策課長)ツアー・オブ・ジャパンでいえば、例えばスタートゲートに70周年と入れてもらうなど、もともと作成するものに盛り込むのであれば経費は大きくかからないものと考えている。</p> <p>(財政課長)どう実施していくかは各所管課判断か。</p> <p>(政策課担当課長)そのとおりである。</p>
(9/28)	<p>【ご当地ナンバープレートについて】</p> <p>(人事・給与課長)ご当地ナンバープレートは自動車のプレートのことか。</p> <p>(政策課担当課長)原動機付自転車のプレートである。</p> <p>(人事・給与課長)どういうイメージのものになるのか。</p> <p>(観光シティ・プロモーション課長)さがみん、はやぶさ2といったような、ご当地感のある図柄をナンバープレートに入れるイメージである。</p> <p>(人事・給与課長)ご当地ナンバーという富士山ナンバーなどといった車のイメージが強いため、原動機付自転車のプレートであることが分かる表現に修正するとよい。</p> <p>(政策課担当課長)承知した。</p> <p>(人事・給与課長)コールセンターの受付で70周年の案内とはどういうイメージか。</p> <p>(広聴広報課長)最初の受け答えに、市制施行70周年というフレーズを入れるイメージである。</p> <p>【予算について】</p> <p>(財政課長)令和5年度補正予算の内容と補正の理由について伺いたい。</p> <p>(政策課担当課長)補正の内容としては、新しいキャッチコピーを作成する際の委員謝礼や商標登録関係の経費、また、冠事業で使用する70周年記念事業の共通デザイン委託料等、130万円程度を予定している。補正の理由としては、今年度実施した世論調査の結果を踏まえ、コピーやロゴを変更することを決めたことや、今年度当初に市長選があったことから、市長の2期目の当選を受け、改めて70周年というものを考えた中で、補正が必要になったものである。</p> <p>(財政課長)補正の理由付けとしては弱く、難しいと思われる。当初でやれる方法がないか検討いただきたい。</p> <p>(政策課長)予算執行時期や形成時期については調整させていただきたい。</p> <p>原案のとおり上部会議へ付議する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。</p>

市制施行70周年記念事業について

市長公室 政策課
秘書課
観光・シティプロモーション課
広聴広報課
総合メディア戦略推進課

1 概要

令和6年11月20日に市制施行70周年を迎えることから、これまで先人たちが築き上げてきたまちづくりを振り返り、節目となる70周年を市民・地域・団体・学校・企業などと共に祝うことでシビックプライドの醸成を図る。

また、市制施行70周年を契機とし、本市の魅力やポテンシャルを記念式典などを通じて市内外に効果的に発信することで、認知度向上や関係・交流人口の増加、さらには転入促進に寄与する機会とする。

2 年表

対象年	事柄
1954年（昭和29年）11月20日	相模原市誕生
2004年（平成16年）11月20日	市制施行50周年 冠イベント実施・記念・記念式典・動画作成要覧
2010年（平成22年）	政令指定都市移行 (3月) シティセールスキャッチコピー「潤水都市さがみはら」 (9月) ロゴデザイン 決定
2014年（平成26年）11月20日	市制施行60周年 冠イベント実施・記念式典・動画作成・記念要覧 キャラクター（さがみん）・記念ロゴマーク作成
2024年（令和6年）11月20日	市制施行70周年
2029年（令和11年）～	麻溝台・新磯野第一整備地区 まちびらき（予定） リニア新幹線開通（予定） 麻溝台・新磯野後続地区 まちびらき 相模原駅北口周辺地区 まちびらき
2054年（令和36年）11月20日	市制施行100周年

3 実施方針

市制施行70周年記念事業実施にあたり次のとおり実施方針を定めるものとする。

(1) 相模原の70年を振り返り、先人の功績を称え、歴史や経験を次世代に継承する。

「これまでのさがみはらを振り返ろう」 <<過去>>

(2) 市民・地域・企業・行政が、皆で70周年を祝う雰囲気醸成することで、市民に愛着と誇りを持っていただき、市外にも積極的に発信していく。

「ワクワクするまちさがみはら」 <<現在>>

(3) 未来に向けて、市のさらなる発展のスタートを切る年に！

「チャレンジするまちさがみはら」 <<未来>>

4 実施事業

(1) 未来の相模原をイメージしたコピー及びロゴデザインの制作

- ▶ 70周年を契機に、30年後の100周年に向けた市の未来のカタチが想起できる新たなコピーとロゴデザインを、現行のもの（潤水都市さがみはら）に替えて制作する。
- ▶ 制作に当たっては、市民参加機会を創出し、多くの市民に関心を持っていただくとともに、愛着を持って使用いただけるものとなるよう努める。
- ▶ 制作したコピーとロゴは節目となるイベントで公表し、その後、市内外の多くの人や企業等に認知いただけるよう積極的な情報発信を行う。

※すぐに新たなコピーとロゴに変更が難しいもの（さがみなど）は、更新のタイミングで切り替えを行う

	令和5年度		令和6年度（周年事業実施期間）		
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10月～
キャッチコピー	●市民公募	●商標登録調査 ●選考(選考委員会)・決定	●公表(桜まつり) ●商標登録		
ロゴデザイン		●デザイン業者公募・選定	●契約 ●デザイン制作 ●商標登録調査	●1次選考(選考委員会) ●2次選考(市民投票)	●決定 ●公表(記念式典) ●商標登録 ●啓発品作成 ●周知啓発・メディア露出の取組

4 実施事業

(2) 70周年記念式典の実施

11月20日の市表彰式と同日開催とする。

新ロゴデザイン（実施事業（1）参照）の披露、基調講演、第1回 多分野多世代参加型会議（相模原未来会議）の開催等のイベントを行う。

令和5年度	令和6年度（周年事業実施期間）		
10～3月	4～6月	7～10月	11月～
●会場の確保、相模原未来会議内容調整（テーマ、メンバー、報酬、会議意見の共有方法等）	●メンバーの選定	●テーマの選定	●記念式典の実施

4 実施事業

(3) 冠事業の実施

- ▶ 市が実施するイベント等において、「市制施行70周年記念」の冠をつけ、市民の目に触れる機会を増やす。また、各課が実施する講座等において、実施方針を鑑みた内容により開催する。
- ▶ 観光協会や自治会、商店街等、外部団体には、周年記念について積極的にPRを行い、独自に実施する催事などにおいて冠をつけていただくよう促す。
- ▶ 統一性を図り、効果的な周知を図るため、冠として事業名に乘せる共通デザイン（イメージ：70周年のプラカードを持ったさがみん）を作成する。

令和5年度		令和6年度（周年事業実施期間）
8～9月	10～3月	4～3月
●冠事業把握調査	●相模原市制70周年共通デザインを作成（庁内公募） ●冠事業に係る関連団体等との調整・周知	●市民桜まつりを皮切りに記念事業開始

4 実施事業

(4) その他

- ▶ 期間中、ふるさと納税申し込みサイト等の市紹介ページを70周年記念バージョンに変更し、市外の方にPRをする。
- ▶ 市制70周年バージョンの宝くじの図柄及び原動機付自転車のご当地ナンバープレートを作成し、その図柄を通じて相模原市及び市制70周年記念をPRする。
- ▶ コールセンター受付時に、市制70周年に関する案内を挟む。

令和5年度		令和6年度（周年事業実施期間）
7～9月	10～3月	4～3月
●宝くじ図柄使用希望提出	●ふるさと納税HP更新内容調整 ●コールセンター案内調整	●ふるさと納税HP更新 ●コールセンター案内変更 ●宝くじ図柄調整・宝くじ発売（時期未定）

※ご当地ナンバープレートについてはスケジュールを調整中

(1)～(4)の事業について、メディアリレーションやSNSを活用し、効果的な情報発信を行う。

5 全体スケジュール（予定）

	令和5年度				令和6年度（周年事業実施期間）		
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～3月
庁内調整	・周年記念事業庁内説明 ・人工 ・予算要求	庁議	周年事業に関する報道発表			各事業実施	
70周年共通デザイン			「相模原市制70周年」の共通デザインを作成（庁内公募）		冠事業等に利用		
コピー			市民公募・選定(選考委員会)	商標登録調査決定	公表(桜まつり)商標登録		
ロゴデザイン				デザイン業者公募・選定	契約 デザイン制作 商標登録調査	1次選考(選考委員会) 2次選考(市民投票)	決定・公表(記念式典) 商標登録 メディア露出の取組等
記念式典			会場の確保 相模原未来会議内容調整		相模原未来会議 メンバー選定	相模原未来会議 テーマ選定	記念式典実施(11月20日)
冠事業		冠事業集約	関連団体等調整・周知		市民桜まつりを皮切りに冠事業開始		
その他		宝くじ図柄使用希望		ふるさと納税HP・コールセンター案内内容調整	宝くじ発売、ご当地ナンバープレート交付(時期未定) ふるさと納税HP更新 コールセンター案内変更		

6 予算

項目	積算	R5	R6	合計
キャッチコピー・ ロゴデザインの作成	募集チラシ作成、委員謝礼、賞金、商標登録、ロゴマーク制作委託等	1,230千円	7,864千円	9,094千円
市制施行70周年 記念式典	会場運営委託、看板筆耕、映像映写委託、スピーチ、会場使用料等		4,990千円	4,990千円
冠事業の実施 (70周年共通 デザイン作成)	デザイン委託料	100千円		100千円
その他	各種イベントPR経費、記念事業コーナー設営、ご当地ナンバープレート作成、宝くじ図柄デザイン委託、神奈川新聞記念特集広告掲出等		15,884千円	15,884千円
合計		1,330千円	28,738千円	30,068千円

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月4日

案件名	(仮称)おくやみ窓口の設置について						
所管	市民	局区	部	区政推進	課	担当者	内線
	中央	局区	部	中央区役所 区民	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	窓口の利便性向上					
	効果測定指標	行政サービスの利便性満足度			施策番号	44	
		R5	R6	R7			
	事業効果 年度目標		利用ニーズ、サービス レベル等の検証	利用ニーズ、サービス レベル等の検証			

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	(仮称)おくやみ窓口を令和6年度より本庁舎に設置することについて
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。

事案概要

死亡に伴う手続は、各故人の状況によって大きく異なることから、ご遺族にとって、必要な手続を把握することが難しく、親族を亡くされた中で多くの手続を行わなくてはならない精神的・時間的な負担も大きい。
本市においても、市HPの「わたしの手続案内」による案内や、「おくやみハンドブック」の窓口配布等を行っているが、ご遺族に一層寄り添い、手続を分かりやすく案内する総合的な窓口が求められている。
こうしたことを踏まえ、ご遺族手続の窓口を本庁舎に設置するもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	庁内調整	研修・ 設置 準備	事業実施	緑区・南区への展開等			
	予算要求		事業検証				
			各区展開に係る予算要求等				

○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(一般事務費)			500	300				
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	500	300	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	500	300	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A		3	3				
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	3	3	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○								

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
中央区役所、緑区役所、南区役所	R5.7.19 区長会議 (仮称)おくやみ窓口をR6に本庁舎に設置することについて、3区長からの合意を得た。
政策課、DX推進課、人事・給与課、税制・債権対策課、高齢・障害者支援課、障害者更生相談所、精神保健福祉課、介護保険課、中央高齢・障害者相談課、国保・年金課、子ども・若者政策課	R5.8.3 関係課担当者打合わせ (仮称)おくやみ窓口の事業概要を各課担当者に説明し、各課との連携方法について意見を伺った。 各課との連携方法については、今後も継続して検討し、担当者と細かく調整を行う。
政策課、経営監理課、DX推進課、総務・法制課、人事・給与課、税制・債権対策課、健康福祉総務室、高齢・障害者支援課、中央高齢・障害者相談課、国保・年金課、子ども・若者政策課、地域経済政策課、都市建設総務室、緑区役所区政策課、緑区役所区民課、中央区役所区政策課、南区役所区政策課、南区役所区民課、教育総務室	R5.8.15 関係課長打合せ会議 人員体制については、再任用職員のみならず任期付短時間勤務職員など、より柔軟な対応について検討を求められた。 また、パイロット実施開始後についても、他2区への展開等について具体的なロードマップを示すよう意見があった。

備考	
----	--

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (8/22)

【実施時期について】

(総務法制課長) 令和6年8月からパイロット事業開始となっているが、職員配置の状況等を踏まえつつ、なるべく早期の実施に向けて検討を進めてもらいたい。

(財政課長) パイロット事業の検証期間が令和8年3月までとなっているが、次年度の予算要求を見据えると、令和7年度の夏頃までに一旦検証結果を出してもらいたい。

【実施体制について】

(人事・給与課主査) 定年引き上げ制度により、再任用短時間勤務職員数が減少する見込みであるため、会計年度任用職員の配置や業務委託の検討なども含め、体制については引き続き調整させてもらいたい。

(政策課長) 職員構成については、再任用短時間勤務職員に限らず、役職定年や会計年度任用職員も含め、今後人事・給与課と調整する形になると思うので、資料上にも今後調整する旨の一文を入れてもらいたい。

(区政推進課長) 窓口経験が豊富な方を希望したい。

(人事・給与課主査) 会計年度任用職員の中でも、一般的な事務補助とは異なり、行政実務専門員として一定の行政実務経験を応募資格に入れることができるものもある。

原案のとおり上部会議に付議する

ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

(仮称)おくやみ窓口の設置について

1. 現状と課題
2. 事業概要
3. 今後のスケジュール

区政推進課
中央区役所区民課

1. 現状と課題

死亡に伴う手続については、各故人の状況によって大きく異なることから、ご遺族にとって、必要な手続を把握することが難しいことが課題となっている。

また、ご遺族にとって、死亡や相続に関する手続は繰り返し発生するものではなく不慣れであり、親族を亡くされた中で多くの手続を行わなくてはならない精神的・時間的な負担も大きい。

本市では、高齢化の進行により死亡者が年々増加傾向にあり、昨年度には年間8,000人に達した。現在、市役所内では、市税、国民健康保険、介護保険等、各々の部署で所管する手続の案内等を行っているが、死亡に伴う手続を総合的に案内する部署は不在である。

これらの課題に対応するため、市HPの「わたしの手続案内」による案内や、主な死亡手続をまとめた「おくやみハンドブック」の窓口配布を行っているが、「ご遺族に一層寄り添い、死亡手続を分かりやすく案内する総合的な窓口（「おくやみ窓口」）」が求められている。

【参考 本市市議会における「おくやみ窓口」の設置についての質問と答弁】

- 平成30年6月 一般質問 市民民主クラブ 大沢議員
＜市長答弁内容＞ 今後、他市の状況や先進事例を参考に検討してまいりたい。
- 令和元年 6月 代表質問 市民民主クラブ 大沢議員
＜市長答弁内容＞ 窓口にかわる方法として「おくやみ冊子」をお渡ししている。
引き続き、窓口のあり方について検討していく。
- 令和3年 6月 一般質問 公明党 岡本議員
＜市長答弁内容＞ 導入予定の検索サービスの活用を含め、窓口サービスのより一層の改善を進める。
- 令和4年 12月 代表質問 公明党 中村議員
＜市長答弁内容＞ 窓口の設置及び専任職員の配置を含め、窓口サービスのより一層の改善に向け、検討を進める。
- 令和5年 3月 代表質問 市民民主クラブ 大沢議員
＜市長答弁内容＞ 窓口の設置に向けて、再任用職員の配置を含め検討を進める。
- 令和5年 6月 一般質問 立憲民主党 大沢議員
＜市長答弁内容＞ 来庁者数が多く、各窓口が分散している本庁舎に、令和6年度中を目途に設置する方向で検討する。

他政令市での「おくやみ窓口」実施状況

R5年8月時点

※サービスレベルは各市への照会やHPなどから業務内容を確認した推測値

市	実施	サービスレベル	市	実施	サービスレベル
札幌市	委託	2～3	京都市	×	-
仙台市	直営	3	大阪市	一部委託	1～2
さいたま市	委託	2～3	堺市	一部委託	3～4
千葉市	直営	3～4	神戸市	委託	2～3
川崎市	検討中	-	岡山市	直営	2～3
横浜市	R6.1～	2～3	広島市	直営	3～4
新潟市	×	-	北九州市	委託	2～3
静岡市	直営	2～3	福岡市	直営	2～3
浜松市	×	-	熊本市	直営	2～3
名古屋市	委託	2～3			

(参考) 窓口のサービスレベルについて
デジタル庁「おくやみコーナー設置ガイドライン」より抜粋

〈レベル1〉案内

該当する見込みの手続を大まかに抽出し、担当課に案内

〈レベル2〉手続抽出

該当する見込みの手続を具体的に抽出し、担当課に案内

〈レベル3〉申請書作成補助

レベル2に加え、申請書作成の補助を行い担当課に案内

〈レベル4-1〉申請書受付、〈レベル4-2〉証の回収

レベル3に加え、申請書を受け付け、後日担当課に回送

〈レベル5-1〉申請書の処理、〈レベル5-2〉証の処理

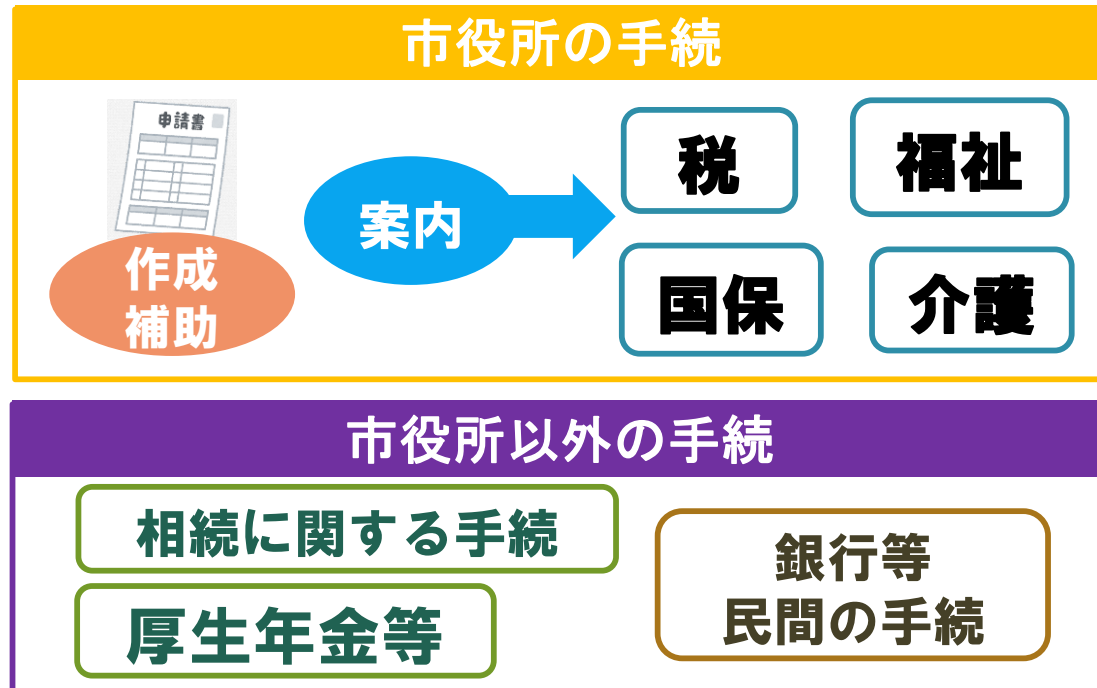
レベル4に加え、処理（審査やシステム入力等）を行う

多くの政令市では、「おくやみ窓口から各手続の担当課に案内する形態」(レベル2～3)で運営を行っている

2. 事業概要 本市での(仮称)おくやみ窓口 設置イメージ

本庁舎において、死亡に関する手続の案内及び申請書の作成補助を行う
総合案内窓口を設置（サービスレベル2～3相当）

死亡の届出



ご遺族の必要な手続を抽出して担当課に案内

可能なものについては申請書の作成補助も行う

市役所で行えない手続については、手続先や相談窓口等を可能な範囲で案内

【案内イメージ 以下のモデルケースを想定した場合】

死亡者：73歳男性 南区在住 国保加入 不動産あり 介護サービス利用なし
ご遺族：死亡者の妻（同住所に在住）

※具体的な案内方法等については庁議後に各担当課と調整予定

事前予約

ご遺族からの予約・簡単な聞き取り

ご遺族 おくやみ窓口



必要な手続を1週間程度で調べて事前準備

障害者手帳に関することや税金滞納相談など、担当者でないと対応できない手続は、各区の窓口に行っていたり場合があることを説明

手続抽出



おくやみ窓口職員が共通基盤システム等から死亡者の資格情報等を調べ、必要手続を抽出。併せて担当課にも連絡票を送り確認依頼。

※手続抽出方法については今後も各担当課と調整

予約確認

当日必要な持ち物等について連絡



最寄りのまちCで手続が完結する場合には、その旨を説明

来庁日



ご遺族の身分証明・委任状等を確認し、手続を案内。

申請書の作成についても可能なものは補助を行う。

世帯主変更の手続及び相続を含む今後の各手続に必要な戸籍等取得（区民課）

国保の葬祭費申請、国保被保険者証の返却（国保年金課）

年金については国保年金課又は年金事務所を案内

介護保険被保険者証の返却（介護保険課）

相続人代表届等の手続・相談（資産税課）

※ご遺族の身体的・精神的状況により、担当課まで付き添い、窓口で一緒に説明することも想定

パイロット事業実施体制・期間等

【事業所管】 制度等：区政推進課（※区政推進課職員1名が中央区役所区民課と兼務）
運営：中央区役所区民課

【窓口設置場所】 本庁舎1階 広聴相談室（国保・年金課付近のブース）

【パイロット実施時期】 令和6年8月～令和8年3月
中央区でのパイロット実施結果を踏まえ、他区への展開等を検討

【対象者】 相模原市（全区）に住民登録のある死亡者のご遺族（ご遺族の住所は問わず）

【窓口運営体制】 事前予約制：1日に4枠（1件あたり1～2時間の対応を想定）
再任用職員：3人（区民課付）が専属で窓口・予約受付・相談等に対応
窓口予約が無い時などは区民課の業務に従事
(※職員の配置については人事・給与課と調整)

【初年度経費】 約50万円（業務用PC、プリンタ、携帯電話、固定電話、タブレット、机・椅子・収納棚 等）

【年間ランニングコスト】 業務用PCリース料、通信料等：約30万円
再任用職員人件費：385万円 × 3人 = 1,155万円

【本市で想定される利用ニーズ】

- ①他政令市でのおくやみ窓口の利用割合：約15%前後（完全予約制で実施している政令市での実績）
- ②本市の死亡者数：8,159人（R4.4.1～R5.3.31）

本市での死亡に伴う手続の一部は各まちづくりセンター（橋本・本庁6地区・大野南を除く）でも行えるため、おくやみ窓口を利用する割合は他政令市よりも低いと考えられる（10%と仮定）

② × 10% ≒ 約 800人（本市での年間利用想定）

【参考 業務委託について】

以下の想定で業務委託を行った場合の概算経費（業者より参考見積徴取）

- ブース内にモニターを設置し、委託事業者がモニター越しに遠隔対応
- 手続抽出に「おくやみコーナー支援ナビ（国で配布している手続抽出システム）」を使用（本市HPの「わたしの手続案内」に近い形で、庁内の共通基盤システム閲覧は行わず、ご遺族からの聞き取りを基に抽出を行う（レベル1相当））
- 申請書作成補助（システムから帳票出力）、Web予約可能

<初年度経費> **約2,300万円**

- ・システムの設置・構築 約850万円
- ・ブース・機器設置（パーテーション、PC、モニター、机、看板等） 約150万円
- ・人件費 約1300万円（2名 労務管理費込）

<2年目以降経費> **約1,480万円**

- ・システム保守 約180万円
- ・人件費 約1300万円（2名 労務管理費込）

同等経費で想定した場合、モニター越しの対応かつレベル1相当のサービスレベルでの実施となってしまう、直営と比較して費用対効果が低いため、パイロット実施にあたっては業務委託ではなく直営で行う

※（例）松阪市における、介護保険窓口の実測調査結果

実施する手続	設置前	設置後	
	担当課	担当課	おくやみ窓口
遺族の状況確認	1.0分	0.5分	0.3分
介護保険料積算の有無の確認等	2.0分	2.0分	—
介護認定の確認	2.0分	2.0分	—
相続人代表届	2.0分	—	0.5分
被保険者証の返還等	1.5分	—	0.5分
その他	2.0分	—	—
合計	10.5分	4.5分	1.3分
		5.8分	

【参考 庁内での負担削減について】

本事業により、ご遺族の負担軽減と共に、遺族情報をまとめて聴取することで、各担当課で再度詳細に情報を聞く時間等が不要になることから、

全庁でのトータル所要時間短縮が見込まれる。

令和4年度に、デジタル庁より全国の自治体を実施した調査結果の中では、「おくやみ窓口」の対応開始前に **平均77.4分** だったご遺族の総手続時間が、



対応開始後には **平均47.5分** に短縮されたという結果が示されており、庁内の窓口職員の負担軽減が図られている。（回答自治体数：320）

【事業検証】

令和6年8月 ～ 令和8年3月 パイロット実施の結果により、以下の検証を行う。

○ニーズ検証

- ・ 利用実績の集計、死亡者に対する利用割合
 - ・ 月ごとに変動する死亡者数を踏まえた予約枠
- などを検証

○サービス内容の検証

- ・ 利用実績やアンケート等を基にした、適正なサービスレベル
 - ・ DXの導入（Web予約の導入、各窓口と遠隔モニターを通じた連絡）
- などを検証



検証した結果を基に、サービスレベル向上、緑区及び南区での実施、委託化の検討等について判断

3. 今後のスケジュール等

※以下のスケジュールは予定であり、検討状況によっては若干前後する可能性があります。

○令和5年10月～ 令和6年3月

- ・ 共通基盤システムによる抽出範囲の検討
- ・ 個別の手續の具体的な案内方法等について各担当課と調整
- ・ 業務マニュアルの作成（各担当課と調整）

○令和6年4月 ～ 7月

- ・ 職員研修、窓口の設置準備（必要物品の購入等）

○令和6年8月 ～ 令和8年3月

- ・ 本庁舎でパイロット実施開始
- ・ 事業検証

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月4日

案件名	北清掃工場建替整備基本方針(案)について				
所管	環境経済 局区	部	清掃施設	課 担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	北清掃工場の延命化目標年度である令和19年度以降も市内で発生するごみを適正に処理するため建替整備を行うもの。			
	効果測定指標			施策番号	36
		R5	R6~R7	R8	R9~R12
	事業効果 年度目標	北清掃工場建替整備基本方針(案)の策定	大規模事業評価の実施 PFI導入可能性調査の実施	基本計画の策定 環境影響評価の実施	環境影響評価の実施

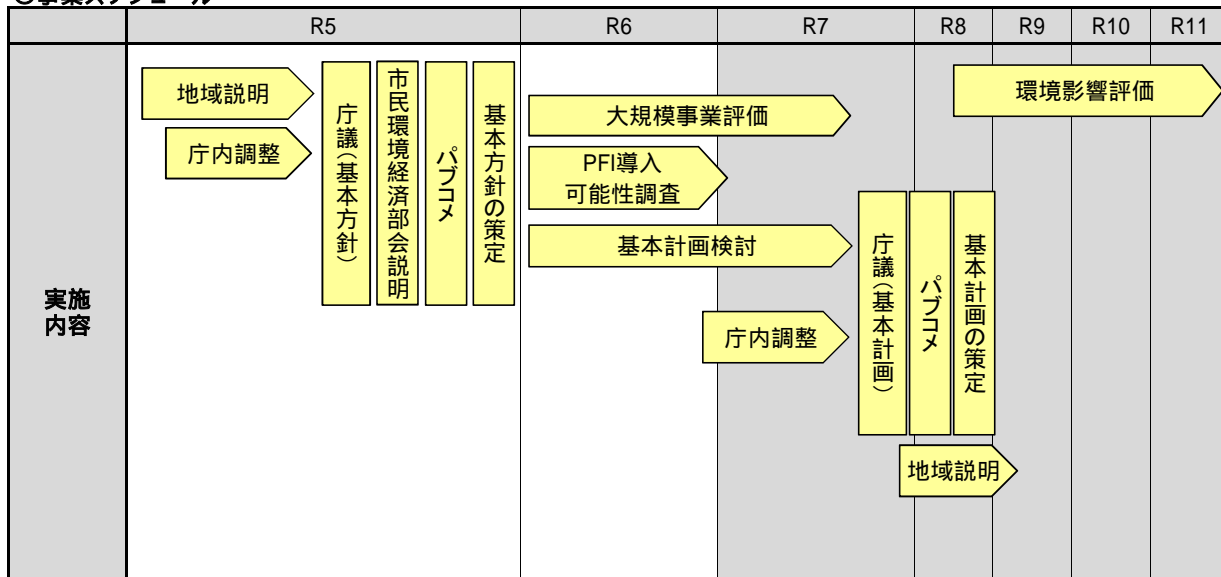
審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	北清掃工場を建替整備するための基本方針(案)の策定について諮るもの。
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事案概要

北清掃工場は平成3年に竣工し、基幹的設備等改良工事(令和3年3月完了)を経て、令和18年度までの45年間稼働させる計画である。計画期間後もごみを安定的に処理し、環境負荷低減等の機能向上を図るために建替整備の基本方針を策定するもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)			13,596	32,131	14,801	19,372	111,075	113,870
うち任意分								
特財								
国、県支出金			4,532	7,714	4,933	3,813	26,884	17,890
地方債								
その他								
一般財源		0	9,064	24,417	9,868	15,559	84,191	95,980
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	9,064	24,417	9,868	15,559	84,191	95,980
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	循環型社会形成推進交付金を交付予定							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A			1	1	1	1	1
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	1	1	1	1	1

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
						○			○
									
	○								

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	あり	時期	令和6年1月	議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	庁議内容の確認及び資料等について調整済。
アセットマネジメント推進課	庁議内容の確認及び資料等について調整済。
財政課	概算建設費や交付金等財源計画について確認済。
局検討会議(7/14)	庁議内容の確認及び資料等について調整済。
関係課長打合せ会議(8/1) ¹	庁議内容の確認及び資料等について調整済。

備考

1 政策課、アセットマネジメント推進課、財政課、市民協働推進課、都市計画課、緑区役所区政策課、地域経済政策課、廃棄物政策課、資源循環推進課、北清掃工場

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(8/23)

【周辺施設について】

- (総務法制課長) 令和6年度までに在り方を検討する周辺施設とは何か。
- (清掃施設課長) 周辺施設とは、橋本台環境事業所、橋本台リサイクルスクエア及び北部粗大ごみ受入施設になる。令和8年度に策定予定の基本計画において、周辺施設の再整備等の案を示したい。また、北清掃工場は建て替えに伴い、橋本台環境事業所の敷地に移転予定だが、北清掃工場の敷地内の粗大ごみ処理施設については、橋本台環境事業所の跡地に入りきらないため、北清掃工場管理棟の敷地に整備する。
- (人事・給与課長) 北清掃工場の整備の前に、橋本台環境事業所の移転が必要だと思うが、北清掃工場と周辺施設の敷地だけでやりくりが可能なのか。
- (清掃施設課長) 可能である。
- (アセットマネジメント推進課長) 周辺施設の在り方の検討内容については、機能そのものの検討も含まれているのか。
- (清掃施設課長) 含まれている。特に橋本台リサイクルスクエアについては議論の余地があると考えている。
- (政策課長) 北清掃工場の建て替え後、北清掃工場跡地には都市計画法上のごみ焼却場に関連する周辺施設が整備され、跡地は出ないという認識で良いか。
- (清掃施設課長) そのとおりである。

【地域説明について】

- (総務法制課長) 本年5月から建替整備について地域説明を行ったと認識しているが、地域の反応はどうだったのか。
- (清掃施設課長) 施設規模が縮小することやそれに伴う余熱利用への影響、また、跡地の利用形態に関する意見があった。全体的に反対意見はなかった。
- (総務法制課長) 地域説明の資料には、非常用発電機による災害時のごみ処理について記載があったが、今回の説明資料に記載がないのは、どのような理由からか。
- (清掃施設課長) 説明資料に具体的には記載していないが、「4 建替整備の基本コンセプト」の中の災害に関する説明がその内容になる。

【施設規模について】

- (財政課長) 施設規模は第4次一般廃棄物処理基本計画策定後に見直すとのことだが、その内容について説明してほしい。
- (清掃施設課長) 説明資料では、施設規模は1日最大300tと示しているが、この数値は第4次廃棄物処理基本計画に伴い、縮小できる余地があると考えている。

【財源計画について】

- (人事・給与課長) 財源計画として、循環型社会形成推進交付金の割合が定まらないのはなぜか。
- (清掃施設課総括副主幹) 交付対象としては、建物の基礎や杭は対象になることが多く、それ以外の建築物は交付対象となるには制約があることが多い。また、交付対象のうち、発電量に寄与するなど、高効率エネルギー回収に必要な設備等については、2分の1が充当され、それ以外は3分の1になる。交付対象は実際に設計をしないと分からないため、現時点では財源に関する試算は全て3分の1で行っている。
- (政策課長) ごみ焼却施設の発注をPF1で行っている事例はあるのか。
- (清掃施設課総括副主幹) 指定都市を含め8割程度の自治体がDBOを採用しており、本市もPF1導入可能性調査において、DBOの導入可能性についても検討する予定である。

原案のとおり上部会議に付議する。

北清掃工場建替整備基本方針(案) について

令和5年10月

環境経済局 清掃施設課

庁議の目的、基本方針の構成

庁議の目的

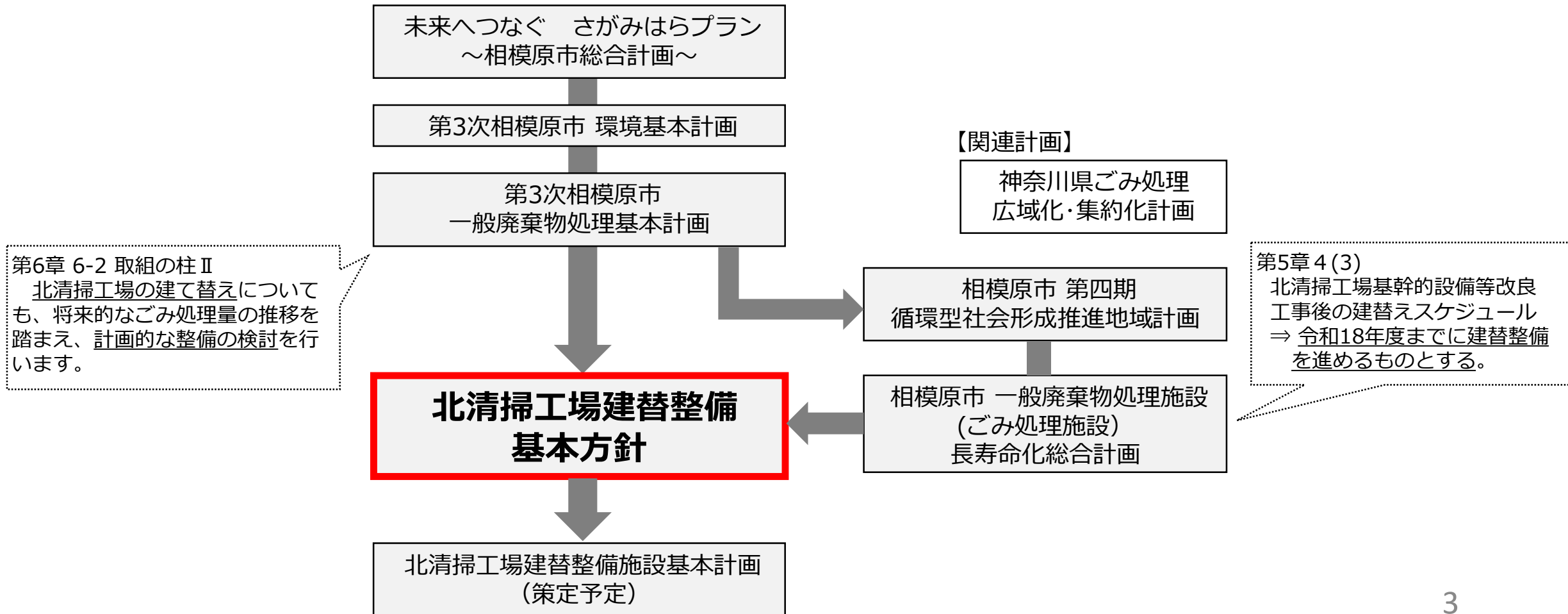
北清掃工場を建替整備するための基本方針(案)を策定するもの

基本方針の構成

1. 目的及び基本方針の位置付け
2. 現施設の劣化状況と耐用年数
3. ごみ排出量と処理能力
4. 建替整備の基本コンセプト
5. 整備用地
6. 施設整備に係る基本的な考え方・整備水準
7. 財源計画
8. 主な事業スケジュール、取組体制

1 目的及び基本方針の位置付け

北清掃工場は平成3年に竣工し、基幹的設備等改良工事(令和3年3月完了)を経て、令和18年度まで45年間稼働させる計画である。計画期間後もごみを安定的に処理し、環境負荷低減等の機能向上を図るために建替整備を行うものである。「**第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画(平成31年3月)**」・「**相模原市一般廃棄物処理施設長寿命化総合計画**」に基づき、**北清掃工場の建替整備の基本的な方針**を策定することを目的とする。



2 現施設の劣化状況と耐用年数

北清掃工場の現状

基幹的設備等改良工事(令和18年度までの延命化)

*竣工から45年間の稼働を目指し、**プラント設備の主要部分**を改修したが、それ以外の設備と建物(主要な構造部を含む)は竣工当初のままである。

⇒**長期間の稼働は、緊急停止や事故のリスクが高くなる。**

*抜本的な改修は、新規建設と同程度の期間と費用が必要であり、他自治体の事例において、**40年以上稼働した清掃工場での大規模改修工事の実績はない。**



建物構造部の劣化状況(飛灰処理設備)
※湿度の高いエリアでは劣化が著しい

清掃工場の耐用年数

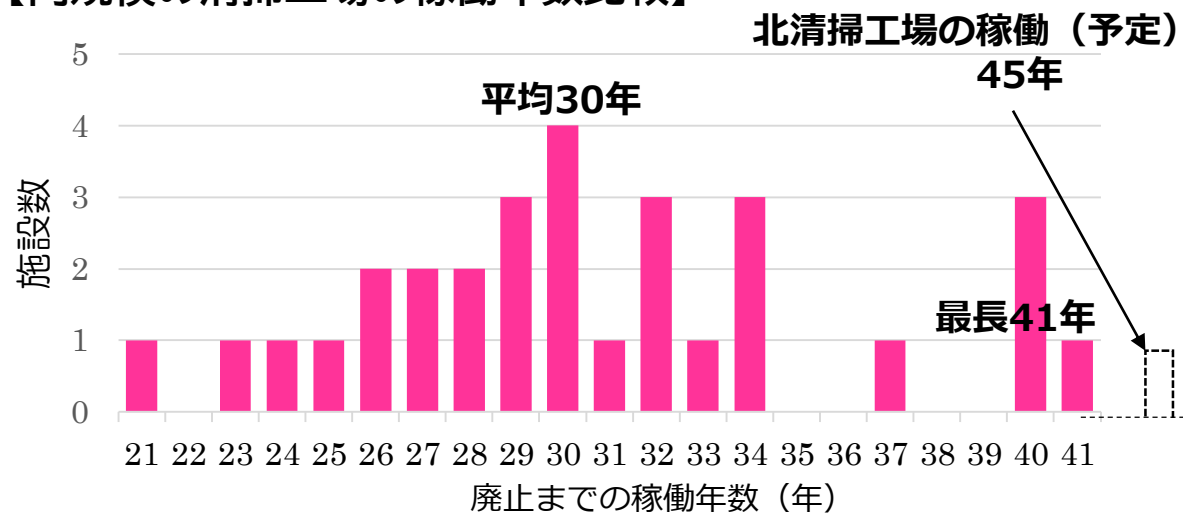
【日本建築学会:建築物の耐久計画に関する考え方】

目標耐用年数

用途	耐用年数(最大)
事務所	80年
工場	30年

北清掃工場は
45年間という国内で
最も長期の稼働

【同規模の清掃工場の稼働年数比較】

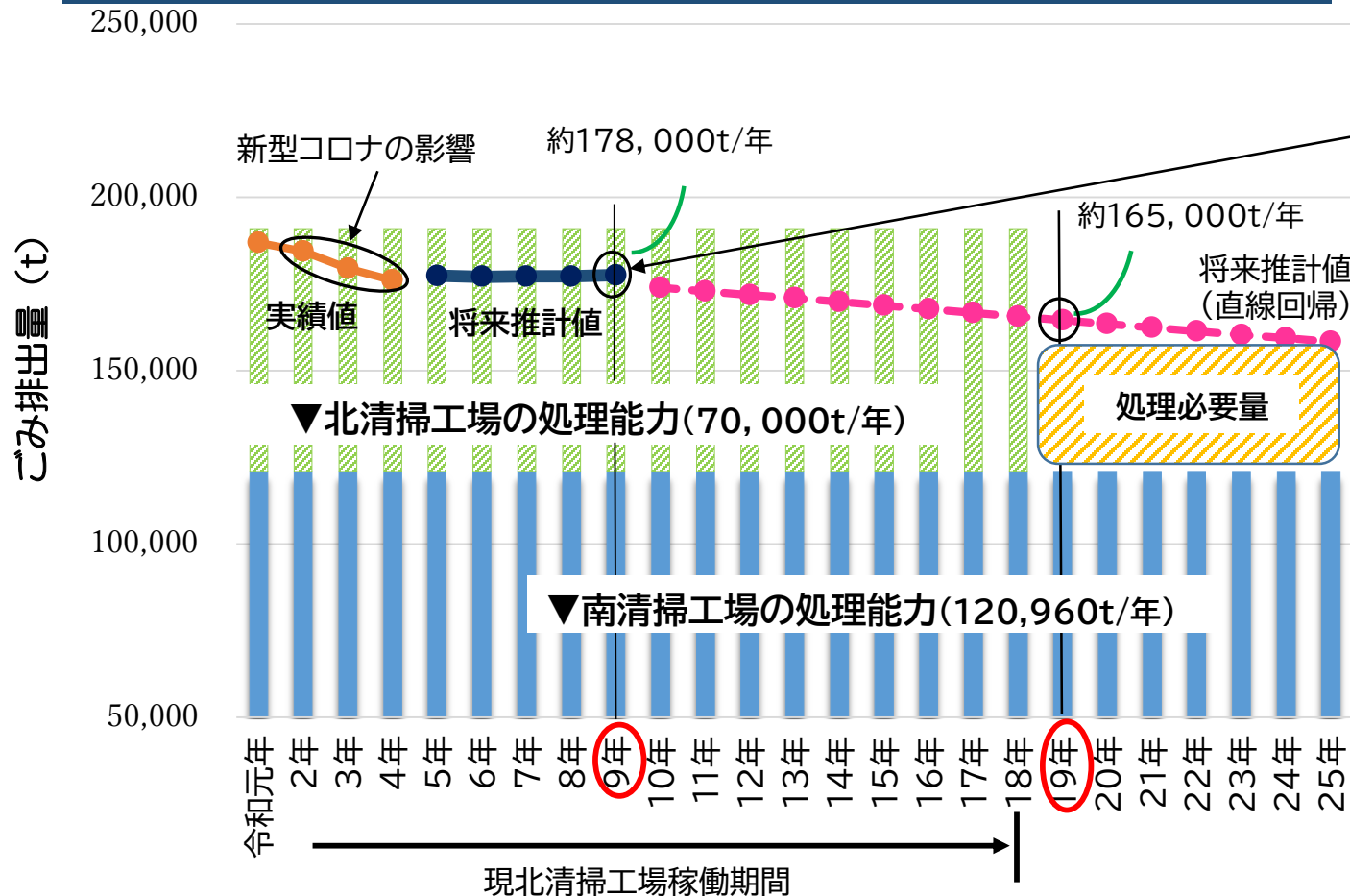


**基幹的設備等改良工事による延命後の北清掃工場は、安全性や耐用年数を考慮し、
⇒建替整備することが必要**

3 ごみ排出量と処理能力

ごみの減量化・資源化を進めても、**南清掃工場のみでは処理しきれないため建替整備が必要。**

ごみ排出量推計



一般廃棄物処理基本計画に定める将来推計値
=約178,000t/年(令和9年度)
⇒南清掃工場の処理能力を大きく上回る

●ごみの排出量は減少傾向にあるものの、
南清掃工場のみでは処理しきれないごみが見込まれる。



南清掃工場以外に**処理能力を確保**する必要あり。

4 建替整備の基本コンセプト

北清掃工場の建替整備に当たっては、**安全性、信頼性、経済性、環境負荷の低減及び災害対策など**について十分考慮した施設を目指すものとし、**建替整備の基本コンセプト**を次のとおり設定する。

1.安全で信頼性の高い施設

- ・安全で信頼性が高く、長期間の稼働を目指す。

2.経済性に優れた施設

- ・施設の建設から運転管理に至るまで、ライフサイクルコストの低減を図る。

3.親しみやすく、地域社会に貢献できる施設

- ・景観、市民の利便性、周辺環境に配慮する。
- ・環境学習に寄与する施設を目指す。

4.環境負荷の低減、循環型社会に寄与する施設

- ・適切な公害防止設備の導入により、環境負荷の低減を図る。
- ・資源の循環、回収した熱エネルギーによる高効率発電を行うことにより、脱炭素社会に寄与する。
- ・周辺公共施設へ電気・熱を供給し、エネルギーの地産地消を図る。

5.災害に強い施設

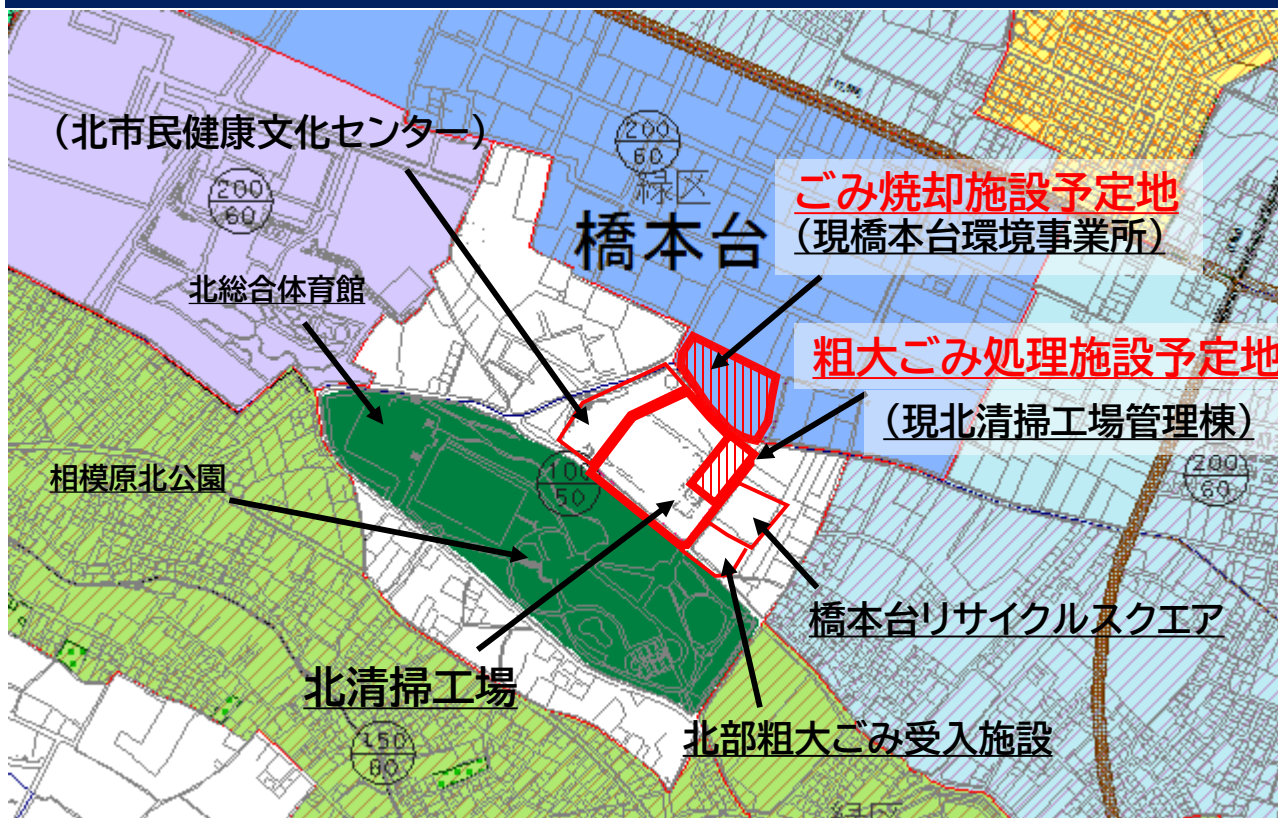
- ・大規模災害が発生した際にも稼働を継続できる施設とする。
- ・災害時、周辺公共施設への電気供給等、防災拠点としての機能を備える。




5 整備用地

整備予定地は現橋本台環境事業所位置+現北清掃工場管理棟位置

施設配置予定図



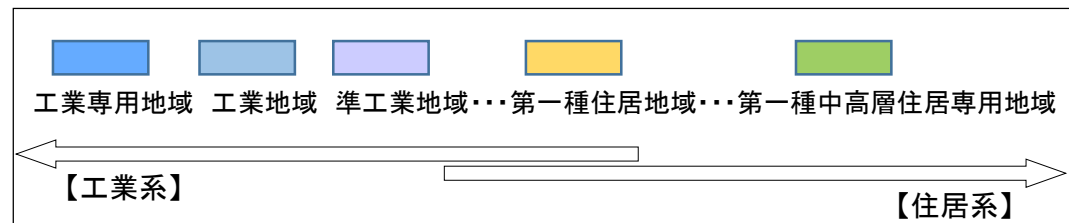
 建替え予定地

※橋本台環境事業所、橋本台リサイクルスクエア、北部粗大ごみ受入施設の移転先を含めた検討については関係各課による周辺施設の在り方で検討中。

●焼却施設を現橋本台環境事業所位置に、粗大ごみ処理施設は現北清掃工場管理棟位置に配置予定。

【理由】

- 1 現在の工場を稼働させながら、整備予定地に建設。
- 2 橋本台環境事業所位置は、都市計画法上、現在の北清掃工場位置とともに、「ごみ焼却場」として定められている。
- 3 新たな用地取得は不要である。
- 4 余熱利用施設(北市民健康文化センター)への蒸気供給が継続できる。
- 5 市北部のごみ処理の拠点^①が継続される。



※白い地域は市街化調整区域となります。

6 施設整備に係る基本的な考え方・整備水準

施設整備に係る基本的な考え方・整備水準を示すもの。

⇒ 具体的な施設整備計画については、基本計画の段階で決定する。

施設規模に係る考え方

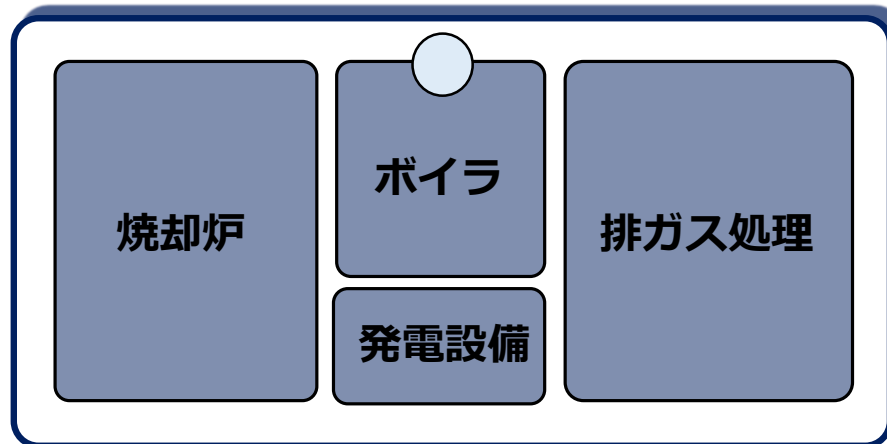
最大300t／日程度
・一般廃棄物処理基本計画による令和9年度の将来推計値を基に算出

※施設規模は、第4次一般廃棄物処理基本計画策定後に見直す

処理方式に係る考え方

ストーカ式焼却炉、または流動床式焼却炉
・安全性、信頼性及び耐用性が高く、国内で豊富な実績

ごみ



排ガス

煙突高さに係る考え方

次の点を考慮する
・生活環境への影響
・法規制
・景観、設置スペース
・建設コスト

公害防止に係る基準の考え方

排ガス自主基準は、法令基準よりも十分厳しいものとする
・ばいじん
・塩化水素
・硫黄酸化物
・窒素酸化物
・ダイオキシン類

脱炭素に係る考え方

高効率発電(現工場の約2倍)
・公共施設への電力供給(電力の地産地消)
・北市民健康文化センターへの蒸気供給継続



7 財源計画

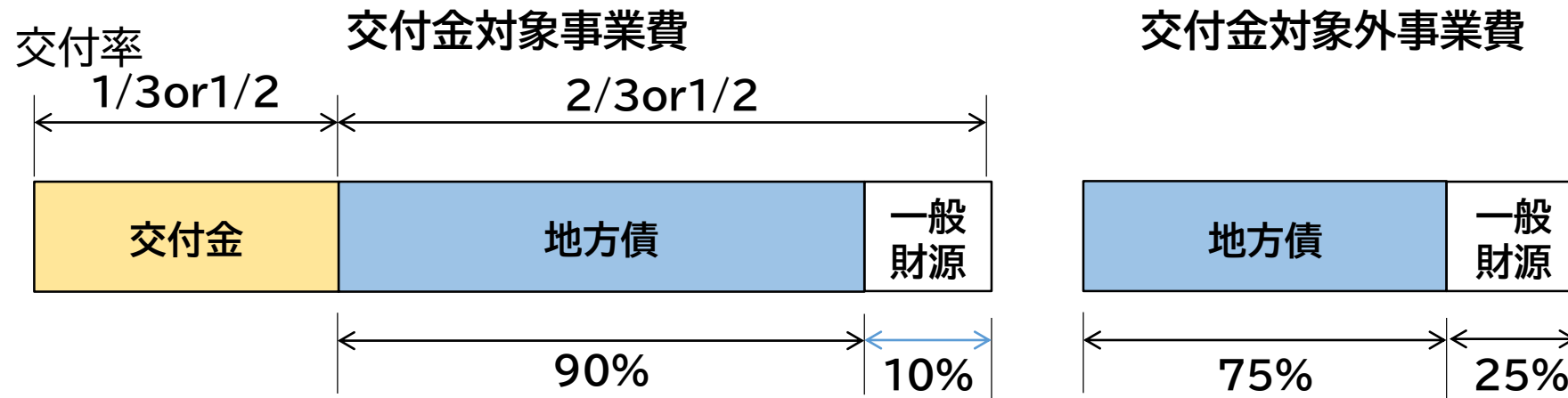
【概算建設費】 循環型社会形成推進交付金を充当予定

交付金	地方債	一般財源	総額
約77億円	約200億円	約36億円	約313億円

※交付金交付率を 1/3 とした場合。処理方式、配置計画により概算建設費は大きく変更する可能性あり。

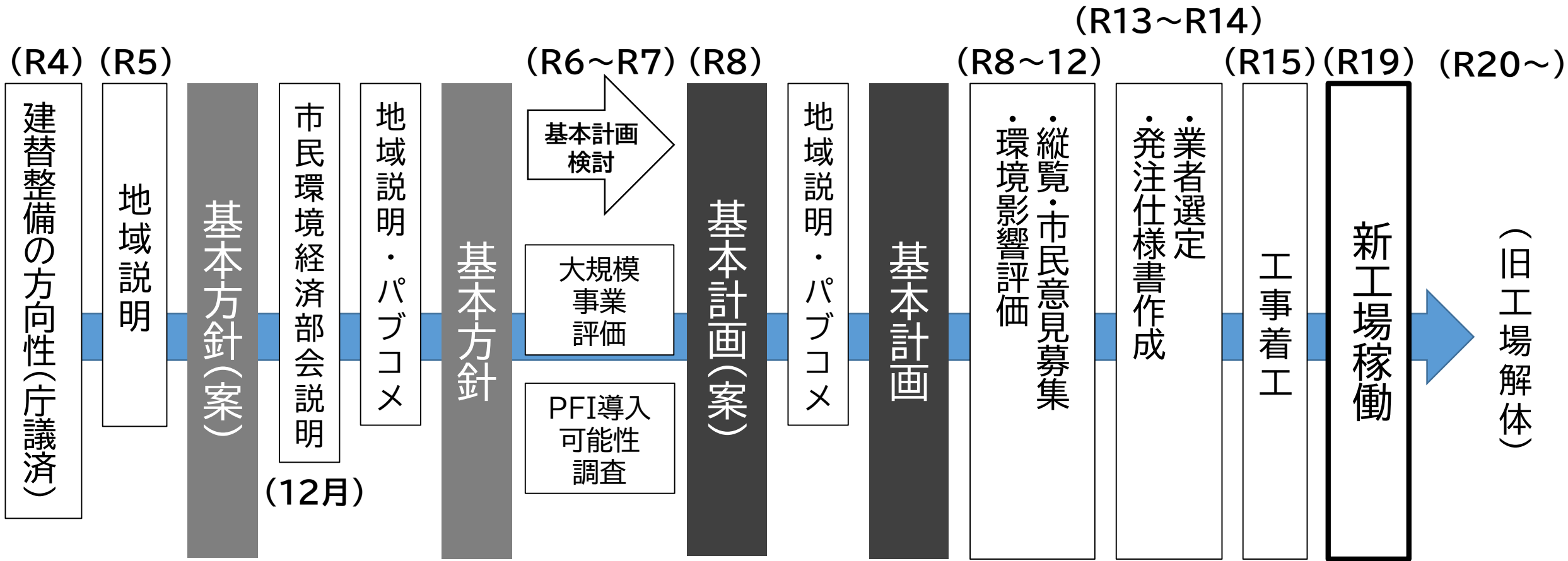
※建設費及び建設予定地の解体工事を含めた金額、周辺施設移転費用等は含まない。

※地方債は一般廃棄物処理事業債。交付税措置は交付対象事業は 50%、交付対象外事業は 30%。



➡ 「相模原市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」に基づき、**PFI導入可能性調査**を実施する。
(令和6年度当初予算 約1,360万円)

8 事業スケジュール（案）



◎整備用地、スケジュール、基本コンセプト

◎周辺施設の在り方については、別途、検討会議にて令和6年度までに決定

◎施設規模、機種選定配置計画、周辺施設

◎新工場の詳細仕様を決定
◎設計・施工一括の性能発注
◎令和19年度焼却施設試運転開始

令和5年10月3日

- 1 「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」の改訂について
【財政局 公共建築課、アセットマネジメント推進課】
- 2 「相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画」の改訂について
【都市建設局 住宅課】
- 3 「相模原市学校施設長寿命化計画」の改訂について
【教育局 学校施設課】

※上記計画は、関連する計画となっているため、3事案合わせて審議を行った。

(1) 主な意見等

- （市長公室長）相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画及び相模原市学校施設長寿命化計画については、パブリックコメントを実施しないのか。
 - （公共建築課長）相模原市一般公共建築物長寿命化計画は、公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラムとの整合や、長寿命化事業の実績及び実態等を踏まえた修正など、考え方そのものが変わるため、パブリックコメントを実施することとしているが、他の2つの計画については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、後ろ倒しになっていた事業を、改訂に合わせ掲載するというもののため、パブリックコメントの必要性はないと考える。
 - （総務局長）計画策定時に、パブリックコメントは実施していないのか。
 - （総務法制課長）令和元年度にパブリックコメントを実施している。計画の根本は変わらないのかもしれないが、学校がいつ改修されるのか、住宅がいつ改修されるのか、と市民にとって関心の高い内容と考える。特に、学校関係については、屋内運動場の空調設備のあり方も掲載されているため、パブリックコメントを実施する方が良いという印象である。
- （市長公室長）スケジュールでは、12月に補正予算を検討しているとあるが、令和6年3月改訂前に補正予算を要求することについて、どのように整理するのか。
 - （学校施設課長）資料では、12月補正と示しているが、屋内運動場の空調設備の関係から、現時点では、3月の補正予算を検討している。
- （市長公室長）3月の補正予算であれば、パブリックコメントの実施の有無について、改めて3課で調整すること。
 - （学校施設課長）再度調整する。
 - （財政担当部長）パブリックコメントを実施するとして、市民から何に対して意見を伺うのか。
 - （総務法制課長）工事時期やエレベーター棟などについて意見があるのではないかと。
 - （財政担当部長）工事時期への意見については、反映が難しいと考える。
 - （総務法制課長）別棟の給食室の整備や屋内運動場等への空調設備の設置、もえぎ台小学校は今後長寿命化の改修を行わないなど、考え方に踏み込んだ改訂だと考える。
 - （中央区役所副区長）学校関係は市民にとって関心の高い内容のため、パブリックコメントを実施した方が良いと考える。
 - （南区役所副区長）市民への丁寧な説明が必要ではないかと考える。
 - （総務局長）これだけの公共建築物の改修であれば、議会へ情報提供すべきだと考える。
- （総務局長）令和6年度以降に後ろ倒しになっている主な理由は何か。
 - （まちづくり推進部長）団地などは集中的に取り組むことを計画していたが、資材置き場の都合上分散させるなどした。また、補助金の関係などにより後ろ倒しした工事もある。
- （総務法制課長）計画の見直しに伴い財源の平準化を図ると記されているが、令和8年度以降に事業費が増加している理由はあるのか。

- (学校施設課長) 令和7年度までは、緊急防災減災事業債が充当できるが、令和8年度以降は未定である。もし、当該事業債が延長されれば、一般財源を抑えることができる。
- (総合政策・少子化対策担当部長) 一般公共建築物長寿命化計画では、改修方針を追加しているが、具体的に説明してもらいたい。
- (公共建築課長) 施設の運営状況に応じて適切な改修方法を選定する。例えば、全館休館が可能な施設であれば、資料12ページの右下図のような段階的な改修はしない。事業課が予算化に向けて計画を立てる、又は指定管理者と調整するにあたって事前にどういった改修方法があるのか知っておくべきであるため、目安として示している。
- (総合政策・少子化対策担当部長) 一般公共建築物長寿命化計画において、これまでの4年間で実施できなかった改修はあるのか。
- (公共建築課長) 策定当初からこれまでは対象施設は少なかったが、令和6年度以降を予定している工事が多い。今後、本格的に改修が進む中で、事業費が増加するため、平準化する必要性があり、それを踏まえた改訂となっている。
- (総合政策・少子化対策担当部長) 屋内運動場等への空調設備の設置については、4年後の改定を見据えて検討を進めるということで良いか。
- (学校施設課長) 空調施設については、早急に進めなければならないと認識しており、別途、計画を立てて、検討していくことを考えている。
- (教育総務室長) 別途会議等を開催させていただき、財源も含め、検討していきたいという段階である。来年度には何かしら実施できるようスピード感をもって取り組みたい。ただし、数が多いため、まずはできるところから取り組んでいきたいと考える。
- (総合政策・少子化対策担当部長) 給食センターも含まれているのか。
- (教育総務室長) 教育委員会としては、同じ暑さ対策となるため、今後検討する考えである。
- (財政担当部長) 当初4年間の進捗が約50パーセントだったということを受容に受け止めなければならない。契約に関して言えば、工期が確保できないことや、入札が不調になっているなど、危機的な状況にあると考える。予算の平準化を図るとともに、4年後、進捗率が達成できるよう、危機感を持って取り組んでいただきたい。
- (総合政策・少子化対策担当部長) 閉校する青葉小学校は利活用を予定しているが、改修は行わないのか。
- (アセットマネジメント推進課総括副主幹) 一般公共建築物長寿命化計画の再編事業として、リノベーションなどを実施する予定であり、事業費を計上している。
- (総合政策・少子化対策担当部長) 令和8年度以降に事業費が増加しているが、光が丘や淵野辺地区の再編事業の影響か。
- (アセットマネジメント推進課総括副主幹) 令和8年度から10年度にかけて再編・再整備事業が集中しているため、事業費も増加している。他にも南清掃工場の改修などが予定されており、事業費もさることながら、人手不足の課題もある。やはり事業費と人工がセットにならないければ計画通りに進まないため、課題をしっかりと受けとめ、事業を推進していきたい。

(2) 結果

1 「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」の改訂について

○原案のとおり承認する。

2 「相模原市市営住宅ストック総合活用兼長寿命化計画」の改訂について

3 「相模原市学校施設長寿命化計画」の改訂について

○原案を一部修正し、承認する。

4 当麻宿地区地区施設公園基本計画の策定に伴う公園位置の選定及び整備の取組について 【環境経済局 公園課、都市建設局 都市整備課】

(1) 主な意見等

- (財政担当部長) 3つの公園の用地取得時期が異なる理由は何か。
→ (公園課長) 生産緑地の状況や、取得予定地が売却された場合、地区計画上予定している公園面積を確保できない恐れがあることなどを踏まえ、面積の大きな公園を優先することとしている。
- (財政担当部長) 説明資料に「用地取得の状況等により、スケジュールは変更となる可能性あり」と記載があるが、「等」とはどのようなことを想定しているのか。
→ (公園課長) 地域の声を踏まえることで、整備スケジュールに変更が生じる可能性を意味している。
- (財政担当部長) 道路については、新たに拡幅や調整する必要はあるのか。道路に関する予算は入っていないという理解で良いか。
→ (公園課長) 公園予定地は道路に接しており、公園の整備に伴う道路整備の必要はない。
→ (都市建設総務室長) 当麻宿地区計画に基づき、将来的には道路を拡幅する計画はあるが、公園に接する部分に関しては、公園用地と合わせて先行取得し、道路拡幅部分は後からその部分を分筆し、移管する予定である。
- (総合政策・少子化対策担当部長) これまで、地域にはどのように説明をし、どのような反応があるのか。隣接地の住民にも説明をしているのか。
→ (公園課長) 当麻地区まちづくり委員会において説明しており、反対意見はない。
→ (都市整備課長) まちづくり委員会において公園整備のコンセプトを説明しているほか、隣接地の住民には、測量の際に説明をしてきている。
→ (総合政策・少子化対策担当部長) 地域説明については、タイミングも含め、丁寧に行うよう配慮いただきたい。
- (総務局長) 地区計画が策定されてから10年以上が経過している。なぜこのタイミングの整備なのか。
→ (都市整備課長) 地区計画は概ね20年後を目指しており、10年経過していることから、目標時期までの整備を目指し、着手するものである。
- (総務局長) 地区計画の内容については、全体的に想定通りに進んでいるのか。
→ (都市整備課長) 道路や下水道の整備は進んでいるが、公園については未着手の状況である。
- (総務局長) 農地も多いことが伺えるが、公園の需要はあるのか。
→ (都市整備課長) これまである程度、道路や下水道の整備を進めており、今後、住宅の建設も一定程度進むものと考えている。また、公園整備をすることによって人を呼び込む効果もあると考えている。
- (財政担当部長) 設計業務等は委託するのか。
- (公園課長) 現時点では、委託することを想定しているが、直営で実施することも技術的には可能であり、公園の整備や維持管理等に係る全体的な業務量の状況も踏まえつつ総合的に検討していく。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

5 鶴野森交差点周辺地区（A、BCD地区）のまちづくりの取組について

【都市建設局 都市整備課】

(1) 主な意見等

- （総合政策・少子化対策担当部長）県道52号を4車線化することで渋滞が緩和されるということか。
 - （まちづくり推進部長）そのとおりである。県道52号は渋滞が激しく、現在、西大沼4丁目交差点まで都市計画決定している。国道16号については、相武国道事務所が土地区画整理事業検討区域での対策を検討している。
 - （総合政策・少子化対策担当部長）国道16号の町田側は特に検討していないのか。
 - （まちづくり推進部長）本事業では検討しない。
 - （総合政策・少子化対策担当部長）市道若松はどうなるのか。
 - （都市整備課長）渋滞のポイントとして若松二丁目交差点も含まれており、車線数などは未検討であるが、国道16号の受け入れや滞留長の整理を検討していきたい。
- （総合政策・少子化対策担当部長）まちづくりを考える会は、地権者のみで構成されているのか。
 - （まちづくり推進部長）そのとおりである。
 - （総合政策・少子化対策担当部長）第三者的な立場は含めないのか。
 - （都市整備課長）街づくりアドバイザー制度を活用しているが、まちづくりを考える会は、自らが街づくりを考える会であることから、地権者が主体の組織である。
- （総務局長）事案調書に記載している令和5年度の事業費はどのような経費か。
 - （まちづくり推進部長）交通管理者協議の資料作成に係る委託費である。
- （総務局長）令和6年度に委託を想定しているが、予算主要施策には記載するのか。
 - （まちづくり推進部長）予算主要施策には記載しようと考えている。
- （財政担当部長）行財政構造改革プランとの関係について、A地区は検討した上で実現が難しいとのことであるが、BCD地区については、事業推進であれば前倒しにできるが、そこまでは難しい。今の検討・調査の範囲で令和9年度まで進め、その後、速やかに事業化に向けて取り組んでいくという前提でよろしいか。
 - （まちづくり推進部長）現段階で位置付けの見直しは難しい。来年度委託し、地域に説明をした中で、その機運の高まりを踏まえて進める必要がある。
 - （財政担当部長）検討・調査の範囲であり問題ないが、令和9年度以降の話として、橋本駅周辺、相模原駅周辺、麻溝台・新磯野地区整備等の事業と並行して事業費が必要となる中で、まちづくりの優先順位といった議論が出てくると想定している。事業の推進に向け、どのタイミングで諮るのか。
 - （まちづくり推進部長）令和7年度以降の取組については、来年度の調査・検討委託を踏まえて検討し、改めて庁議に諮りたい。
 - （財政担当部長）庁議を経ても、結局は検討・調査の範囲を超えることはできない。優先順位をどう考えるかという議論もしていく必要がある。投資的経費を増やしたいという気持ちは、財政当局も同感であるが、できることとできないことは当然ある。都市建設局内で、優先順位をつけるのは大変であるが、そういったことを念頭に置いて、今回の調査・検討業務委託については了解した。
- （総務局長）事案調書には、「事業手法により、業務量の増加に伴う人員の増員などの検討が必要。」とあるが、この事業手法というのは、柔らかい区画整理などの土地区画整理事業の様々な事業手法という理解でよろしいか。
 - （都市整備課長）BCD地区については、土地区画整理事業という手法を採用する想定をしているが、事業手法については、まだ決定されていないため、他の事業手法も検討する。実際に土地区画整理事業を実施するとなった場合は、現行の人工では事務量が対応しきれないため、その事業手法が確定する準備の段階で、職員の配置も含めて人工等について調整させていただきたい。

- (まちづくり推進部長) 例えば地区の一部は地区計画を検討するなど、あらゆる事業手法を検討する。また、手法により必要人工は変わることが想定される。
- (市長公室長) 県道52号及び市道若松をまちづくりで拡幅すると、渋滞ポイントがずれる話となる。相武国道事務所が検討している国道16号の渋滞対策と、市道若松、県道52号の拡幅整備について、本事業が上手くいかなかったら、道路単独事業で行うこともあるのか。
- (都市建設総務室長) 現在、県道52号は、北里大学病院前を整備している状態である。都市計画の4車線化の幅員に関しても、現在は西大沼4丁目交差点までを都市計画決定している状態である。順番に整備を進め、延伸した先に道路単独の事業に結びつくものであり、まちづくりに併せるといふことでなければ相当先になる。
- (総務局長) 財政の平準化と同様に、人工もかからないような手法を選択してもらいたい。
- (市長公室長) 国道16号の整備主体は相武国道事務所であるか。その際は公共施設管理者負担金となるのか。また、国道16号部分のみ単独事業で付加車線を作るやり方があるが、それはいかがか。
- (都市建設総務室長) 国道16号の整備自体は国の直轄事業である。まちづくりに併せれば早いですが、それを国道16号のみを道路事業として、先行して進めていくかどうかはこれからの調整である。
- (まちづくり推進部長) 公共施設管理者負担金を含め、まちづくりに併せての調整をしている。
- (総合政策・少子化対策担当部長) 今後の事業手法や事業規模等にもよるが、大規模事業評価が必要となる可能性がある。
- (まちづくり推進部長) 来年度委託で事業費の算出を考えている。
- (総務法制課長) BCD地区の中に公共施設がある。若松小学校は教育委員会と調整するという話であるが、そのほかにも民間の保育園などがあるが、その換地の扱いは、どのように見込んでいるのか。
- (都市整備課長) 減歩をしないということはないと考えているが、付け保留地や清算金を含め、対応方法を検討し、今後、学校については教育委員会と、また、民間の施設についても、施設管理者とよく調整したい。
- (市長公室長) 決定会議で承認するが、予算査定前までに市長、副市長に説明すること。
- (都市整備課長) 承知した。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

6 相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業における学校用地の取扱い及び先行住宅地街区の清算方法について

【麻溝台・新磯野地区整備事務所】

(1) 主な意見等

- （市長公室長）強減歩は審議会同意案件ではないか。
 - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）保留地の決定等については審議会の同意を要するが、本件については必要ない。
- （総合政策・少子化対策担当部長）若草小学校について、教育委員会との調整状況を確認したい。
 - （まちづくり推進部長）学校施設課、学務課及び教育総務室とは、関係課長打合せ会議を行っている。学校の面積が減るのは許されないという意見があったが、教育委員会として、承知されていなかった部分について、詳細な説明を行った。
 - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）会議では、現行の事業計画において、若草小学校が減歩の対象となっている旨を説明し、教育財産である学校の面積が減歩されて換地となることについては、付保留地という制度で、換地処分時の教育財産の面積を確保する方法があり、他市でも同様の事例があることから、参考にして調整する旨を説明した。また、学校用地として付保留地を購入する予算については、事業計画の資金計画で設定している保留地処分金が他の保留地の売却で確保できれば、改めて購入するための予算措置は必要ないことを説明した。ただし、事業資金が不足した場合には状況は変わるため、その際は一般会計等で調整する考えがある旨を説明しており、本件の対応については理解を得ている。
- （総合政策・少子化対策担当部長）想定 of 清算金指数単価について、最終的に令和11年の決定額と差が生じる可能性はあるのか。
 - （まちづくり推進部長）そのとおりである。
 - （総合政策・少子化対策担当部長）それでも今、想定を示すべきなのか。
 - （まちづくり推進部長）想定 of 清算金額を提示しなければ、影響を受ける地権者に対し説明できない。
 - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）多額の清算金が発生するため、事前に清算の準備をしておいてくださいと説明しても、どれくらいの清算金額になるのか、必ず尋ねられるため、概算を伝える必要がある。
 - （財政担当部長）それについて、説明資料の16ページに、「平成28年度総合業務委託の将来価格予想を地価公示価格とみなす。」と記載されているが、これは通常のやり方なのか。現時点で、地価公示価格は示せないのか。
 - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）通常の区画整理では、事業の初期段階で一個当たりの清算金の指数単価を設定することはしない。換地処分時に清算金の指数単価を決定し、清算金を確定するのが一般的であるが、この第一整備地区の事業については、最初に指数一個当たりの金額を設定して公表してしまっている。その理由は、地中障害物の処理について、従前の宅地の評価から減じることで負担してもらうことや、処理費用を金銭で負担してもらうと説明する中で、一個当たりの金額を示さざるを得なかったものと考えられる。
 - （財政担当部長）現時点において、平成28年度の公示価格を使う根拠はあるのか。最終的に価格がずれてしまう要因になるのではないのか。
 - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）改めて不動産鑑定評価等を行えば、現時点の将来予想価格を出すことはできる。
 - （財政担当部長）地権者へ説明するのであれば、できる限り最新の情報とすべきではないか。平成28年度の公示価格を使うことによって大きくずれが生じることは避けるべきではないか。
 - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）新たに不動産鑑定評価を行っても、現時点で将来

の価格を確定することはできない。区画整理事業において、訴訟となりやすい内容は、換地計画や清算金に関するものである。清算については、事前説明が行われていない状況で換地処分時に多額の徴収をかけると訴訟となることがあるため、可能な限り早い段階で状況を説明したいと考えている。

- （総務局長）本件について、議会への情報提供は行わないのか。
 - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）行うべきと考えている。本事業については、これまでも大きな動きや地元説明を行う際は、必ず議会に対して情報提供してきた。総務法制課と調整する。
- （市長公室長）若草小学校が付保留地となっていることは情報提供しているのか。通常は付保留地とはならない。
 - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）現行の換地設計を見ると、若草小学校は付保留地にはなっておらず、売却を前提とした保留地となっている。
 - （市長公室長）それは公表されているのか。
 - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）審議会では承知されており、地権者も知っていると思われる。
 - （市長公室長）審議会の同意はかなり前の話である。今現在、若草小学校はこのような扱いとなっているのは大きな話である。どこまで詳細に議会に説明するのか。
 - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）事業の検証結果報告書で明らかにされており、議会や市民にも公表されている。
 - （市長公室長）その扱いを今回決めるといふことでよろしいか。
 - （まちづくり推進部長）そのとおりである。明確に意思決定がない中で進めることについて、検証委員会でも指摘されており、今回、不明瞭な点を整理するのが趣旨の1つである。
 - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）立ち止まった事業を再開する時に、これまで決定したもので違法性があるものや不適切なものについては、全て見直すことになっている。違法性がないグレーなものや、制度的に問題ないものについては、これまで進めてきたこともあり、方針変更しないという前提で整理している。若草小学校の保留地については、違法性はなく、どのように整理すべきかということについて提案している。
- （市長公室長）強減歩について、どの程度減るのか。
 - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）面積としては、1, 260㎡である。
 - （市長公室長）実際、清算調整していく中で上振れはしないのか。
 - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）しない。従前の土地評価による権利指数として個数で確定している。
- （財政担当部長）先行住宅地街区の地権者に対する説明には、若草小学校は必須であるのか。
 - （まちづくり推進部長）若草小学校が清算の種地となるため必須である。
- （市長公室長）教育委員会との調整はどうするのか。
 - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）教育委員会には、タイミングを見て報告したいと考えている。学校の運営には影響ないが、事業計画の中で減歩対象として保留地が設定されている状況は報告するべきと考えている。
- （財政担当部長）清算金の算定に固定資産税評価額を用いることは、他市の状況を踏まえて、最もコストがかからないものであり、地権者も含め、皆さんがこれで納得できるということによろしいか。
 - （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）最終的には、区画整理制度上、評価員である不動産鑑定士の方々から意見を伺い、施行者として単価を決定する。交付を受ける側から見れば、不動産鑑定価格で設定した方が優位であり、徴収を受ける側は、固定資産税評価額で設定した方が優位となるため、徴収または交付対象者から不満が出る可能性はある。

- （財政担当部長）最終的には、市が施行者としての責務で決めるのか。
- （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）そのとおりである。通常、組合施行でも最後に清算が生じるが、組合施行の場合は、金銭のやり取りを避ける目的で清算がゼロとなる単価に設定することがある。清算行為については、施行者に裁量権がある。
- （財政担当部長）今回、交付する者よりも徴収する者が多く、全体を考えると、この数字を用いることが妥当であるということをごここで決定するということか。
- （麻溝台・新磯野地区整備事務所長）この数字を用いて地権者へ説明することの確認と一個当たりの単価の決定方法を決定するものである。
- （市長公室長）本件については、決定会議で承認とするが、市長、副市長及び教育委員会によく説明してほしい。また、議会への情報提供も行うこと。
- （まちづくり推進部長）別途調整する。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

7 少子化対策事業「社会全体で子育てを応援する機運の醸成に向けた取組の実施について」
【市長公室 政策課、こども・若者未来局 こども・若者政策課、こども家庭課】

(1) 主な意見等

- （総務局長）この取組の目標はどのように設定するのか。
 - （政策課長）子育て応援店については600店舗を目標としたい。
 - （政策課副主幹）市民アンケートにおいて、情報の分かりづらさが指摘されていることから、新たに構築するホームページのアクセス数なども指標としていきたい。
- （財政担当部長）パスポートについて、市民と市外の方を区別できる仕組みとなっているのか。
 - （政策課副主幹）他自治体の例では、神奈川県が区別せずに登録できる仕組みとなっている。どのように区分するかは今後、詳細を検討する中で整理していきたい。
- （南区役所副区長）システムの運用経費を計上しなくてよいのか。
 - （こども・若者政策課長）地域包括ケア推進課が国庫補助を活用しながら事業を行っているものとなるため、その予算内での対応と考えている。
- （南区役所副区長）電子母子健康手帳アプリを運用しているが、そのアプリからも当該システムにアクセスしやすくなるような方策も考えているのか。
 - （こども・若者政策課長）現在もアプリ内で地域の子育て情報等を発信しているため、今後も連携した情報発信を行っていきたい。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

8 市制施行70周年記念事業について

【市長公室 政策課 秘書課 観光・シティプロモーション課 広聴広報課 総合メディア戦略推進課】

(1) 主な意見等

- (財政担当部長) 令和5年度の予算について、補正なのか、流用財源を活用するのか。例えば、市長の政策集に掲げるシティプロモーションとして、その政策を実現するために必要な最重要課題としてこのタイミングで補正予算を計上するという整理や、令和6年度からの本格実施に向けて、効果的なPRをするために必要な事務的な準備経費であるということ流用するといった整理が可能かと思う。
 - (SDGs・シビックプライド推進担当部長) この事業を通じてシビックプライドの醸成につなげていくという大きな目的があり、市長の打ち出している方針における最重要課題であると認識している。キャッチコピーの発表のタイミングは桜まつりが最適であり、そのためには令和5年度から一定の経費がかかるため、準備経費として必要なものである。
 - (総合政策・少子化対策担当部長) スケジュールの関係上、速やかに事務執行したいことから、流用財源を活用したいと考えている。
- (財政局長) 50周年の際には何年も前から準備を始めていたような話で、急に1年前に始めるといった話がどこまで納得できるものであるか。流用でもともとやるつもりであったという整理の方が良いのではないか。
 - (総合政策・少子化対策担当部長) 現在の潤水都市のキャッチコピー及びロゴデザインについて市民アンケートをしたところ、認知度が40%満たなかったという結果を受けての動きもある。
- (財政局長) 行財政構造改革プランの中で、潤水フェスタは廃止していくと記載があるが、潤水フェスタは政令指定都市移行を記念して始めたものであり、市制記念日の11月20日近辺で実施していることもあるため、周年記念の時だけはその財源を使い、潤水フェスタに替えて実施するというような整理であれば、納得されるのではないか。また、表彰式と同時開催とするような場合には、秘書課で表彰式を大分縮小している中で、毎年同じような理由で選ばれる対象者に対し、周年事業の時だけ華々しく表彰式されるかたちとなるため、その辺りの整理についての懸念もある。
 - (秘書課課長代理) 表彰式と同日開催としているが、あくまで表彰式は記念式典とは別のイベントとして近年の取扱いを基本に開催したいと考えている。
- (市長公室長) 現状、70周年の表現は外部に出ているのか。
 - (総務法制課長) 議会では、6月にスポレクパークの令和6年4月のオープンの時に記念イベントを実施したらどうかという質問があり、検討していくと答弁をしている。
- (総務局長) スケジュールを見ると、10月にキャッチコピーの公募をかけるように見える。事案調書に記者会見とあるが、10月20日の定例記者会見での発表を想定していたのか。その前には議会への資料提供が必要となるし、現状、予算措置も担保されていないという話であるが、どのように考えているのか。
 - (総合メディア戦略推進課長) キャッチコピーの公募は12月1日から1月にかけて予定している。また、12月1日の広報への掲載を予定している。桜まつりでの公表から逆算してのスケジュールとなる。
 - (財政担当部長) その場合、補正のタイミングはないので、流用であれば予算の裏付けは取れる。
 - (市長公室長) 募集チラシを作れば当然に70周年の話が外部に出ていくことになるので、何かしらの外向けのアナウンスは必要である。
- (財政担当部長) 冠事業は、既存の事業に冠を付けるというイメージか。
 - (総合政策・少子化対策担当部長) そのとおりである。
- (財政担当部長) その他として様々な事業の記載があるが、これ以外にも今後出てくることはあるか。そうであるならば、既存のシティプロモーションの延長として、70周年の

時期に合わせて、シティプロモーションに資する時期に効果的に実施するという方が今後出てくる事業を推進しやすくなるのではないか。

→ (総合政策・少子化対策担当部長) 記載方法について検討する。

- (政策課長) 70周年で行うシティプロモーションや広報については、既存の予算であり、事前の準備を検討する中で、ここで準備行為として必要な費目が固まったという整理で、予算流用で対応したいと考えている。
- (財政局長) 長く使用してきた潤水都市のコピーを変えるという話を広報していくのであれば、議会に諮り補正までしないとしても、もともと決めた先人たちもいる中で、なぜ変えるのかというところの意思決定をしっかりと行っていく必要がある。
- (総務法制課長) 10月後半から11月頭あたりに、議会に対しての説明の場を用意させていただく。
- (市長公室長) コピー募集チラシを早期に着手したいとの話であるが、議会への説明、記者向けの発表を終えてからスタートとなる。財政課と予算の裏付けについて、総務法制課、広聴広報課等と外部への発表の方法について調整いただきたい。

(2) 結果

- 原案を一部修正し、上部会議に付議する。

(1) 主な意見等

- (総務局長) 本案件の報道提供は予定しているのか。
→(区政推進課長) 令和6年度に実施する予定であるが、具体的な時期は検討中である。
- (財政部長) おくやみ窓口は、全国的にも全市民を対象として完全ワンストップでやるものではなく、高齢者など手続きをするのが難しい方々を対象にした窓口という認識でよいか。
→(中央区役所区民課長) どこまでのサービスレベルを目指すかに寄るが、全国的にはそれほどサービスレベルに差がない状況であり、高齢者が利用する割合が高い状況にある。
- (財政部長) 身近なところに窓口がないと利便性が感じられないと思われる。デジタル庁の調査結果でも手続き時間の短縮など効果が出ていることもあり、事業を進めるにあたっては、緑区・南区への展開を前提とした上で、対応したほうが良いと考える。
- (財政局長) 再度の確認だが、おくやみハンドブックなどで手続きが難しい方が対象となる窓口という認識でよいか。また、窓口運営は3人体制とのことだが、3人が毎日常駐するのか。
→(中央区役所区民課長) 高齢者など手続きを進めるのが難しい方が一定数おり、こうした方々に寄り添う窓口としている。また窓口運営体制については、3人で1週間を回す形を想定しているので、3人体制の日もあれば、休みの都合上2人となる日もある。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

10 北清掃工場建替整備基本方針(案)について

【環境経済局 清掃施設課】

(1) 主な意見等

- (総務局長) 地域説明ではどのような意見があるのか。
 - (清掃施設課長) 令和5年5~7月において、橋本地区や大沢地区のまちづくり会議、工業団地で説明を行った。主な意見としては、現在、北清掃工場の灰を南清掃工場で溶解スラグ化しているが、新北清掃工場で行えるようにするのかといったものや、ごみを削減するための施策を考えているかといったもの、工場の規模が小さくなることで余熱利用は大丈夫かといったものがあった。建て替え自体に対する反対意見は無かった。
- (総務局長) 具体的な施設整備計画は基本計画で定めるとのことだが、南清掃工場で採用しているガス化溶解炉は採用しないのか。
 - (清掃施設課長) ガス化溶解炉はコストが高く、溶融炉の耐久性に課題がある。南清掃工場があれば、溶解スラグが作れるため、新北清掃工場には採用しない予定である。
- (総務局長) 採用予定の焼却炉で金銀の採集はできるのか。
 - (清掃施設課長) 採集できない。現在、北清掃工場の焼却灰を南清掃工場で燃やしており、それが金銀の採集につながっている。分析等を行っていないのであくまで想像だが北清掃工場では粗大ごみを砕いて燃やしているため、粗大ごみからの金銀が相当あると考えている。
 - (総務局長) 新北清掃工場でも金銀が抜き出せるようにした方が良いのではないか。
 - (清掃施設課長) 焼却炉のコストや耐久性から、新北清掃工場ではガス化溶解は採用しない考えである。
- (総合政策・少子化対策担当部長) 施設規模について、一日最大450t程度であることを、一日最大300t程度に変更するとのことだが、処理量を減らして問題ないのか。
 - (清掃施設課長) これまでも、ごみの量は年々減少している。また、リニア中央新幹線の影響は不透明な部分はあるが、人口は減少していく見込みで、市民の分別の意識も高まっていることから、ごみの排出量が増加することはないと考えている。なお、300tについては、一般廃棄物処理基本計画と整合性を図っている。
 - (脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 北清掃工場の建替整備に関しては、ごみの減量化もセットで取り組んでいく。
- (総合政策・少子化対策担当部長) 粗大ごみ処理施設に関しては、現在、北清掃工場の敷地内にあるが、別の敷地に整備するということか。
 - (清掃施設課長) 粗大ごみ処理施設に関しては、新北清掃工場と道路を隔てて、現在の北清掃工場の管理棟部分に整備し、北部粗大ごみ受入施設に併設して整備するのが機能的だと考えている。
 - (総合政策・少子化対策担当部長) 粗大ごみ処理施設は破碎処理を行う施設だと認識しているが、破碎後の残渣を清掃工場まで運搬する手間が生じ、非効率にならないか。
 - (清掃施設課長) 新北清掃工場の予定地である橋本台環境事業所の敷地は、現在の北清掃工場の敷地より面積が小さく、粗大ごみ処理施設が入らないといった事情もある。
- (財務局長) 地域説明において、環境負荷の軽減など新しい機能をお知らせした方が良いのではないか。
 - (清掃施設課長) 災害時にEV車に電気供給ができるなどの機能がある。
 - (脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 木質系バイオマス発電などもあるので、そういった情報も発信できるようにしたい。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

以上